

平成28年矢巾町議会定例会9月会議目次

議案目次	1
------	---

第 1 号 (9月2日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	8

28請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願

○報告第 7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度 財政健全化判断比率等の報告について	8
○質問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	9
○議案第 50号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるについて	10
○議案第 51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて	12
○議案第 52号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて	13
○議案第 53号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて	14
○議案第 54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について	15
○議案第 55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） について	15
○議案第 56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に	

について	15
○議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	15
○議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について	15
○議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について	16
○議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について	16
○議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19
○議案第67号 平成27年度矢巾町水道事業会計決算認定について	19
○議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	20
○議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	20
○休憩	24

第2号（9月2日）

○議事日程	25
○本日の会議に付した事件	25
○出席議員	25
○欠席議員	26
○地方自治法第121条により出席した説明員	26

○職務のために出席した職員	26
○開 議	27
○議事日程の報告	27
○会議時間の延長	27
○議案第54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について	27
○議案第55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	27
○議案第56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	27
○議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	27
○議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について	27
○議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について	27
○議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について	27
○散 会	31

第 3 号 (9月6日)

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	33
○出席議員	33
○欠席議員	33
○地方自治法第121条により出席した説明員	33
○職務のために出席した職員	34
○開 議	35
○議事日程の報告	35
○一般質問	35
1 村 松 信 一 議員	36
2 昆 秀 一 議員	51
3 赤 丸 秀 雄 議員	74

4	高 橋 安 子 議員	9 0
5	米 倉 清 志 議員	1 0 5
○散 会		1 1 7

第 4 号 (9月7日)

○議事日程	1 1 9
○本日の会議に付した事件	1 1 9
○出席議員	1 1 9
○欠席議員	1 1 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 1 9
○職務のために出席した職員	1 2 0
○開 議	1 2 1
○議事日程の報告	1 2 1
○一般質問	1 2 1
1 川 村 よし子 議員	1 2 1
2 山 崎 道 夫 議員	1 4 1
3 小 川 文 子 議員	1 5 6
4 藤 原 梅 昭 議員	1 7 2
○散 会	1 9 4

第 5 号 (9月21日)

○議事日程	1 9 5
○本日の会議に付した事件	1 9 5
○出席議員	1 9 5
○欠席議員	1 9 6
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 9 6
○職務のために出席した職員	1 9 6
○開 議	1 9 9
○議事日程の報告	1 9 9
○請願・陳情の審査報告	1 9 9

28 請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願
(教育民生常任委員長報告)

○矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告について	200
○議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	202
○議案第62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	202
○議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	202
○議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	202
○議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	202
○議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	202
○議案第67号 平成27年度矢巾町水道事業会計決算認定について	202
○議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	202
○議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	203
○発議案第12号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について	216
○発議案第13号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について	218
○発議案第14号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の廃止について	219
○閉議	220
○署名	221

議案目次

平成28年矢巾町議会定例会9月会議

1. 請願・陳情
 - 28 請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願
2. 報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度財政健全化判断比率等の報告について
3. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
4. 議案第50号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるについて
5. 議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて
6. 議案第52号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて
7. 議案第53号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて
8. 議案第54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
9. 議案第55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
10. 議案第56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
11. 議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
12. 議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
13. 議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
14. 議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
15. 議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
16. 議案第62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
17. 議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
18. 議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
19. 議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
20. 議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 21. 議案第67号 平成27年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 22. 議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 23. 議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 24. 請願・陳情の審査報告
 - 28 請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願
- 25. 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告について
- 26. 発議案第12号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について
- 27. 発議案第13号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について
- 28. 発議案第14号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の廃止について

平成28年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

平成28年9月2日（金）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
 - 28請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願
- 第 4 報告第 7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度財政健全化判断比率等の報告について
- 第 5 諒問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第 6 議案第 50号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるについて
- 第 7 議案第 51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて
- 第 8 議案第 52号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて
- 第 9 議案第 53号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて
- 第 10 議案第 54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 11 議案第 55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 12 議案第 56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 13 議案第 57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 14 議案第 58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 15 議案第 59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 16 議案第 60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 17 議案第 61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第 62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 第19 議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第20 議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第21 議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第22 議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第23 議案第67号 平成27年度矢巾町水道事業会計決算認定について
第24 議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第25 議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
3番	廣 田 清 実	議員	4番	高 橋 安 子	議員
5番	齊 藤 正 範	議員	6番	村 松 信 一	議員
7番	昆 秀 一	議員	8番	藤 原 梅 昭	議員
9番	川 村 農 夫	議員	10番	山 崎 道 夫	議員
11番	高 橋 七 郎	議員	12番	長 谷 川 和 男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文 子	議員
15番	藤 原 由 巳	議員	17番	米 倉 清 志	議員
18番	廣 田 光 男	議員			

欠席議員（1名）

16番 藤 原 義 一 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君 副 町 長 伊 藤 清 喜 君

総務課長 兼選挙管 理委員会書記	山本 良司君	企画財政課長	藤原道明君
税務課長補佐	田村 一夫君	住民課長	浅沼 仁君
福祉・ 子ども課長	菊池 由紀君	健康長寿課長	佐々木 順子君
産業振興課長 補佐	佐々木 智雄君	道路都市課長	菅原 弘範君
農業委員会 局長	野中 伸悦君	上下水道課長	山本 勝美君
教育委員長	松尾 光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	村松 康志君	社会教育課長	山本 功君
代表監査委員	吉田 功君	農業委員会長	高橋 義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 主事	吉田 孝君 渡部 亜由美君	係長	藤原和久君
--------------	------------------	----	-------

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、藤原義一議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから平成28年矢巾町議会定例会を再開します。

これより9月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

10番 山 崎 道 夫 議員

11番 高 橋 七 郎 議員

12番 長谷川 和 男 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の9月会議の会議期間は8月23日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月21日までの20日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、9月会議の会議期間は本日から9月21日までの20日間と決定しました。

なお、会議の予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情

28 請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願

○議長（廣田光男議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

8月23日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。28請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願については会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4 報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度財政健全化判断比率等の報告について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において地方公

共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化を判断する比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を、また公営企業を経営する場合は、あわせて資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないと規定されておりますことから報告をするものであります。

矢巾町の平成27年度の決算に基づき平成27年度に報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、対象となる会計収支が全て黒字であることから、本比率については該当しないところであります。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合をあらわす指標である実質公債費比率については、平成26年度より0.6ポイント減少し、14.9%に。標準財政規模に対する矢巾町が将来負担すべき負債の割合をあらわす指標である将来負担比率については、平成26年度より15.9ポイント上昇し、186.5%に。公営企業の事業規模に対する資金不足額をあらわす指標である経営健全化判断比率については、各公営企業会計に資金不足が発生しないことから、本比率については該当しないところであります。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上となった場合、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経営健全化計画を定めて、さまざまな制限のもと、財政または経営の早期健全化を図らなければならぬことになりますので、そのようなことにならないように引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第7号を終わります。

日程第5 質問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることがありますについて

○議長（廣田光男議員） 日程第5、質問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることがありますについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 諒問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町の人権擁護委員には現在8名の方々が委嘱をされておりますが、そのうちお一人の方が12月31日をもって任期満了となります。人権擁護委員の任期は3年となっており、その任期は法務大臣が委嘱した日からとなっております。

そこで、現在も人権擁護委員としてお願いをいたしております矢巾町大字藤沢第6地割15番地4、松館征雄さんを引き続き人権擁護委員にご推薦を申し上げるものであります。

松館征雄さんは、平成20年1月1日から3期お務めいただいているところであります。これまでも委員の職務を誠実に果たされており、非常に人格、識見とも立派な方でございまして、何とぞご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諒問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、諒問第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第6 議案第50号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求ることについて

○議長(廣田光男議員) 除斥対象者がありますので、除斥いたします。

(教育委員長 松尾光則君及び教育長 越秀敏君 退場)

○議長(廣田光男議員) 日程第6、議案第50号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求ることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第50号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

現在教育委員会の委員で教育長であります越秀敏さんには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長の任命について議会の同意をお願いするものであります。

越秀敏さんは、平成25年4月20日から教育委員会の委員を務めておりますが、同年5月からは教育委員会の実務責任者であります教育長として、教育委員会の機能を十分に発揮するために軸となり、常に誠実にその職務を果たされており、高潔な人格者で、教育や芸術文化に対しても識見を有する立派な方であり、現在の教育委員会の委員の教育長から引き続き新教育長に任命をいたしたいと存じます。

なお、今回の教育長の任命については、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づいた新教育長制度に移行するものであります。

また、矢巾町と紫波町が負担金を出し合い、両町内の社会教育並びに学校教育の一部について共同で授業を実施し助成しております紫波郡地方教育委員会連絡協議会においても、紫波町が平成28年10月1日から新制度による教育長に移行することに伴い、本協議会の構成上も望ましいものとなるものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第50号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるについてでは、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(教育委員長 松尾光則君及び教育長 越 秀敏君 入場)

日程第7 議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

現在教育委員は5名で、そのうち3期11年6ヶ月間教育委員を務められ、平成17年4月から8年27日間教育長、平成25年5月から3年5ヶ月間を教育委員長として本町の教育行政にご尽力を賜りました松尾光則さんがこの9月30日をもって任期満了となりますことから、今回新たに矢巾町大字広宮沢第10地割512番地9、和田修さんを教育委員会委員に任命いたしたいと存じます。

和田修さんは、昭和55年4月に中学校教諭に着任され、平成20年からは小学校長、平成26年から2年間は町立矢巾中学校長として生徒指導及び学校経営などに大変ご尽力をいただきました。また、国際経験や感覚も豊かな方で、海外日本人学校を2度経験され、平成5年から7年にはバーレーン日本人学校教諭として派遣、平成17年から19年には天津日本人学校長として派遣を受け、海外でもご活躍をされております。さらに、矢巾町と紫波町の国際交流事業においては中学生を引率し、オーストラリアやアメリカ、フリモント町などへも訪問されているほか、これらの経験を生かし、安全管理や危機管理についても豊かな経験と知識を持たれており、人格高潔、識見を有する立派な方でありますことから、教育委員会の委員をお願いするに適任者であると思われますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8 議案第52号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第52号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求ることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第52号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げます教育委員会の委員の任命に関しては、平成23年1月から5年9ヶ月教育委員を務めてくれました小野寺由美子さんがこの9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに教育委員会の委員の選任について同意をお願いするものであります。

このたび教育委員会の委員として任命いたしたいと存じます矢巾町大字又兵エ新田第7地割143番地11、掛川はるなさんは、平成22年から矢巾東小学校で読み聞かせボランティアで活動され、平成27年度からは代表、同じく平成27年度から5学年の学年委員長、同じく平成28年度から矢巾東小学校P T A副会長を務められるなど、児童・生徒の教育振興に対し、積極的かつ誠実にその職務を果たされており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に基づく、保護者の委員として教育委員会の委員をお願いするに適任者であると思われ、かつ人格高潔で識見を有する立派な方でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の附則第4条に平成27年4月1日からの施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、同法第5条第1項の4年という任期の規定にかかわらず、教育委員の任期の満了期日が特定の年に偏ることのないように1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めていることから、掛川はるなさんの委員の任期は2年とするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第52号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 議案第53号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を
求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第53号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第53号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために、市町村は固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこととされております。固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人で、任期は3年となっており、

平成7年10月1日から7期21年間ご尽力をいたしました小笠原孝夫さんがこの9月30日で任期満了となりますことから、今回新たに矢巾町大字煙山第29地割5番地5、佐々木隆さんを固定資産評価審査委員会の委員に任命をいたしたいと存じます。

佐々木隆さんは、昭和53年4月から盛岡市役所に奉職され、平成25年3月に退職されるまで35年間お勤めになり、その間財政部資産税課において6年間、家屋担当として従事されるなど、固定資産税業務経験も豊富であること、また卓越した識見と職務にも忠実でありますことから、固定資産評価審査委員に選任するものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第53号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求ることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10 議案第54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）
について

日程第11 議案第55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第16 議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第10、議案第54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第11、議案第55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第12、議案第56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第13、議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第14、議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第15、議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第16、議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この7議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第54号から日程第16、議案第60号までの7議案については一括上程することに決定をいたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました7会計の平成28年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、13款国庫支出金に生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、農地耕作条件改善事業補助金、14款県支出金にいわて農林水産物消費者理解増進対策事業補助金を新設補正し、11款分担金及び負担金の国営土地改良事業受益者負担金、13款国庫支出金の農業基盤整備促進事業補助金を減額補正し、14款県支出金の農地中間管理事業機構集積協力金、17款繰入金の各特別会計繰入金及び18款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正する

ものであります。

次に、主な歳出といたしましては、平成28年度の定期人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、6款農林水産業費の農産物消費者P R事業、農地耕作条件改善事業を新設補正し、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の社会福祉総務事業、4款衛生費の予防接種事業、6款農林水産業費の農地中間管理事業、8款土木費の道路維持事業、除雪事業及び橋梁維持事業を増額補正し、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,056万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,901万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、3款国庫支出金において国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を新設補正し、平成27年度の決算が確定したことによる同年度の剩余金として10款繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、1款総務費の一般管理事業においては財源更正をし、2款保険給付費、3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金、11款諸支出金の償還金及び一般会計繰出金についてそれぞれ増額の補正を行うことにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,859万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,131万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、2款分担金及び負担金に在宅医療・介護連携推進事業費負担金並びに6款県支出金に広域型在宅医療連携拠点運営支援事業補助金を新設補正し、平成27年度の決算が確定したことによる同年度の剩余金として9款繰越金に増額補正するものであります。

歳出といたしましては、1款総務費、2款保険給付費、3款地域支援事業費及び6款諸支出金に増額補正を行い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,614万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億425万円とするものであります。

続きまして、議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、平成27年度の決算が確定したことによる同年度の剩余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、2款広域連合納付金、3款諸支出金の一般会計繰出金に増額補正を行い、1款総務費の一般管理事業については減額補正を行うことにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,270万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、5款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業、5款諸支出金の矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰出事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,520万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります、収益的収入及び支出のうち支出の第1款水道事業費用の営業費用を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の第1款資本的支出の建設改良費を増額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款水道事業費用を424万6,000円増額して、総額を5億4,200万6,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の支出の第1款資本的支出を1,285万6,000円増額して、総額を6億6,377万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります、資本的収入及び支出のうち、収入の第2款農業集落排水資本的収入の国庫補助金を増額し、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費、第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費をそれぞれ増額するものであります。これによりまして資本的収入及び支出のうち、収入の第2款農業集落排水資本的収入を1,500万円増額して、総額を1億1,472万円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出を161万9,000円増額して、総額を11億5,851万6,000円とし、第2款農業集落排水資本的支出を40万5,000円増額して、総額を3億3,339万2,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、予算決算常任委員会におきまして担当課長

からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第54号から議案第60号までの7議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の7議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、7議案については予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

日程第17 議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第23 議案第67号 平成27年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第24 議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第25 議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第17、議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第23、議案第67号 平成27年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第24、議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第25、議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、この9議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第61号から日程第25、議案第69号までの9議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました7会計の平成27年度決算認定議案並びに水道事業会計及び下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に係る議案につきましては、皆さんに配付しております平成27年度予算執行に関する報告書、平成27年度公営企業会計別決算総括表及び議案書によりご説明を申し上げます。

最初に、平成27年度予算執行に関する報告書の1ページをお開きになっていただきたいと思います。それでは、会計別、決算額、予算現額に対する決算額の比率の順にご説明を申し上げますので、よろしくお願ひをいたします。

議案第61号、一般会計、歳入111億3,870万7,785円、98.7%、歳出105億9,753万211円、93.9%、歳入歳出差引額5億4,119万7,574円。

議案第62号、国民健康保険事業特別会計、歳入31億395万1,415円、101.6%、歳出29億8,290万4,884円、97.6%、歳入歳出差引額1億2,104万6,531円。

議案第63号、介護保険事業特別会計、歳入19億3,339万8,612円、100.4%、歳出18億8,163万9,860円、97.7%、歳入歳出差引額5,175万8,752円。

議案第64号、後期高齢者医療特別会計、歳入1億7,150万2,174円、99.5%、歳出1億6,982万1,846円、98.5%、歳入歳出差引額168万328円。

議案第65号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、歳入17億9,369万6,972円、100.0%、歳出17億8,974万7,969円、99.8%、歳入歳出差引額394万9,003円。

合計に参りまして歳入、予算現額182億3,639万6,000円、決算額181億4,127万6,958円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額ゼロ円、予算現額と決算額との比較9,511万9,042円、99.5%。歳出、予算現額182億3,639万6,000円、決算額174億2,164万4,770円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額4億5,489万円、予算現額と決算額との比較8億1,475万1,230円、95.5%、歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円、決算額が7億1,963万2,188円となります。

次に、議案書をお開き願います。議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の全額1億7,847万2,024円、減債積立金として処分するものであります。

続きまして、平成27年度公営企業会計別決算総括表をお開きになっていただきたいと思います。では、議案第67号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入6億9,853万8,435円、100.5%、支出4億9,339万1,482円、95.4%、収入支出差引額2億514万6,953円。資本的収入及び支出、収入5,554万2,998円、103.0%、支出5億9,786万226円、88.9%、収入支出差引額△5億4,231万7,228円。

次に、また議案書をお開きになっていただきたいと思います。議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の全額2億

5,874万9,909円を減債積立金として処分するものであります。

それでは、もう一度先ほどの平成27年度公営企業会計別決算総括表をお開きになっていただきたいと思います。議案第69号、下水道事業会計の公共下水道事業、収益的収入及び支出、収入7億9,708万6,755円、107.2%、支出5億8,477万4,992円、93.2%、収入支出差引額2億1,231万1,763円。資本的収入及び支出、収入6億9,730万3,680円、88.2%、支出9億7,698万3,742円、88.0%、収入支出差引額△2億7,968万62円。

次に、農業集落排水事業、収益的収入及び支出、収入4億3,818万835円、100.5%、支出3億5,649万1,763円、83.5%、収入支出差引額8,168万9,072円。資本的収入及び支出、収入4,020万3,634円、100.0%、支出2億3,358万2,624円、98.4%、収入支出差引額△1億9,337万8,990円。

合計に参りまして、収入、予算現額27億5,947万7,000円、決算額27億2,685万6,337円、建設改良費の繰越額及びそれに係る財源充当額8,888万8,800円、予算現額と決算額との比較3,262万663円、98.8%。支出、予算現額35億9,203万8,000円、決算額32億4,308万4,829円、建設改良費の繰越額及びそれに係る財源充当額1億2,000万。予算現額と決算額との比較3億4,895万3,171円、90.3%、収入支出差引額、予算現額△8億3,256万1,000円、決算額△5億1,622万8,492円となります。

なお、それぞれの詳細につきましては、予算決算常任委員会において会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

平成27年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いております。

なお、意見書及び報告書につきましては、お手元に配付しておりますので、ご覧願います。

吉田代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたならば、これを許します。

吉田代表監査委員。

（代表監査委員 吉田 功君 登壇）

○代表監査委員（吉田 功君） 平成27年度矢巾町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算については、報告書に記載のとおりであります。若干の補

足説明をさせていただきます。

審査に当たりましては、会計伝票、帳簿、証書類等の照合点検及び担当部局から事情を聴取し審査いたしましたが、いずれも符合し、正確でありましたことをご報告申し上げます。

一般会計と4特別会計は、全ての会計において黒字決算であり、実質収支額は合わせて5億8,123万円余となっております。これは、高橋町長の指導のもと、職員の卓越した行財政運営と議員各位のご理解のたまものであると感ずるところであり、今後も順調に推移していくことを望んでおります。特に町税等の収納率は、昨年度をさらに上回る大変すばらしい成績であり、高く評価するとともに敬意を表するものであります。引き続き収納率の維持向上に努められますよう期待しております。

水道事業会計と下水道事業会計については、毎月決算を行い、戦略的に経営の改善に努められており、いずれの事業においても純利益を計上しております。しかし、災害に強い施設の整備や老朽化に伴う設備の更新に多大な経費を要することが見込まれます。中長期的な視点で計画的かつ効果的に取り組まれますよう願うところであります。

自治体財政の健全化を支援する健全化判断比率については、指標の一つである将来負担比率が186.5%であり、前年度と比較すると15.9ポイント上昇しております。国が定める早期健全化基準を下回っているものの、県内でワースト1位となっている状況にあります。地方債の繰上償還や事業見直しを図るなど、今後一層の財政健全化に努められることを望むところであります。

やはばーくが完成し、矢幅駅前地区及び矢幅駅西地区の区画整理事業が完了を迎えようとしております。今年度は、第7次矢巾町総合計画の初年度であるとともに、矢巾スマートインターチェンジの整備、岩手医科大学附属病院の移転が進められるなど、まさに勢いがあるまち矢巾町と感じているところであります。町民の期待と関心も大きいことと思われます。費用対効果を十分見きわめ、財政の健全性も意識しながら、若者が行き交う魅力あるまちづくりを推進されますよう、心より期待しております。

以上、申し上げまして私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　吉田代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りします。議案第61号から議案第69号までの9議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した9議案については、9月21日午後2時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、9議案については、9月21日午後2時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了しました。

直ちに議案第54号から議案第60号までの補正予算7議案について予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

ここで休憩に入ります。

午前11時22分 休憩

平成28年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

平成28年9月2日（金）予算決算常任委員会終了後 開議

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 2 議案第55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 3 議案第56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 4 議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 5 議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
3番	廣 田 清 実	議員	4番	高 橋 安 子	議員
5番	齊 藤 正 範	議員	6番	村 松 信 一	議員
7番	昆 秀 一	議員	8番	藤 原 梅 昭	議員
9番	川 村 農 夫	議員	10番	山 崎 道 夫	議員
11番	高 橋 七 郎	議員	12番	長 谷 川 和 男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文 子	議員
15番	藤 原 由 巳	議員	17番	米 倉 清 志	議員
18番	廣 田 光 男	議員			

欠席議員（1名）

16番 藤原義一議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長 兼選挙管委員会書記	山本良司君	企画財政課長	藤原道明君
税務課長補佐	田村一夫君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	佐々木順子君
産業振興課長 補佐	佐々木智雄君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 局長	野中伸悦君	上下水道課長	山本勝美君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	村松康志君	社会教育課長	山本功君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

午後 4時53分 開議

○議長（廣田光男議員） 再開をします。

ただいまから本日の会議を再開します。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。

会議時間の延長

○議長（廣田光男議員） ここで皆様方に申し上げます。

会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、その時間までに本日の日程の終了が難しい状況にありますので、午後5時を過ぎる場合は、同条第2項の規定により会議時間を延長することをあらかじめ宣言しておきます。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

日程第2 議案第55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2

号)について、日程第2、議案第55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第3、議案第56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第4、議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、日程第5、議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第6、議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について、日程第7、議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について、この7議案は予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長(山崎道夫議員) それでは、読み上げてご報告といたします。

平成28年9月2日、矢巾町議会議長廣田光男殿。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について、議案第55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について、議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について。

本常任委員会は、平成28年9月2日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第54号から議案第60号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。 1、総務費の財産管理費において、プロジェクター等を含めた各種備品の速やかな確認と早期の更新に努められたい。

2、予算規模の大きい事業については、事前に説明を十分に行い、提案するように努められたい。

3、踏切改修については、事前に十分な住民への説明に努められたい。

4、新配水場事業は大型工事であり、事前に十分な住民への説明に努められたい。

以上、報告といたします。皆さんのご賛同を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議がないようありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第54号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第57号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第60号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、あす、明後日は休日休会、5日は休会、6日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご苦労さまでございました。

午後 5時05分 散会

平成28年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

平成28年9月6日（火）午前10時開議

議事日程（第3号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
3番	廣 田 清 実	議員	4番	高 橋 安 子	議員
5番	齊 藤 正 範	議員	6番	村 松 信 一	議員
7番	昆 秀 一	議員	8番	藤 原 梅 昭	議員
9番	川 村 農 夫	議員	10番	山 崎 道 夫	議員
11番	高 橋 七 郎	議員	12番	長 谷 川 和 男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文 子	議員
15番	藤 原 由 巳	議員	16番	藤 原 義 一	議員
17番	米 倉 清 志	議員	18番	廣 田 光 男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	伊 藤 清 喜 君
總務課長 兼選舉管理記 委員会書記	山 本 良 司 君	企画財政課長	藤 原 道 明 君
会計管理者 兼税務課長	佐 藤 健 一 君	住 民 課 長	浅 沼 仁 君

福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	佐々木順子君
産業振興課長 補佐	佐々木智雄君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 局長	野中伸悦君	上下水道課長	山本勝美君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	村松康志君	社会教育課長	山本功君
学校給食共同 調理場所長	村松徹君	代表監査委員	吉田功君
農業委員会長	高橋義幸君	選挙管理 委員会委員長	石館謙三君

職務のために出席した職員

議会事務局長 主事	吉田孝君 渡部亜由美君	係長	藤原和久君
--------------	----------------	----	-------

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、議場には5分前に入場することになっておりますので、遅参することのないように申し伝えます。

町長より台風10号に係る義援金についての発言の申し入れがありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、台風10号関連についてご報告をさせていただきたいと思います。

もう皆さんもご存じのとおり、8月30日のこの台風第10号による被害によって災害救助法が岩手県内12市町村に適用されるなど、県内各地で多数の人的被害が、住家被害が発生しております。この災害で被災されました方々への生活再建の一助とするために、本町でも義援金を受け付けさせていただきたいということで、それで義援金の名称は岩手県台風10号大雨等災害義援金と、そして受付期間は9月5日、きのうからなのですが、から、10月31日までということで、そしてこの義援金の受付場所は町内5カ所でございまして、役場1階ロビー、町の公民館、そしてさわやかハウス、やはばーく、そして国民保養センターの5カ所に設置をさせていただきます。

なお、このことにつきましては有線放送、そしてホームページ等にも掲載をさせていただきまして、町民の皆さん方にも周知をさせていただきたいと、こう思っておりますので、議員各位のこれからのご支援、ご協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員）　日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

6番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（6番　村松信一議員　登壇）

○6番（村松信一議員）　議席番号6番、村松信一でございます。

一般質問に入ります前に、台風についてのお見舞いを申し上げたいと思います。このたびの台風10号により岩手県沿岸部を初め東北、北海道方面にて多大なる被害に見舞われました方々に対しましてお見舞いと、お亡くなりになられました方に謹んでお悔やみを申し上げます。

それでは、1問目の質問に入ります。公共施設等の長寿命化についてであります。本町において過去に建設されました公共施設など、その多くが更新時期を迎える、多額の費用を必要とします。

しかし、財政は依然厳しい状況が続くと思われますし、人口減少、少子高齢化等により今後の公共施設等の利用需要の変化も考えられます。

このような状況の中、公共施設等の全体を把握し、長期的視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが必要とされており、平成25年6月の閣議決定において、インフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの長寿命化対策が打ち出されております。

重点的な課題であります総合的かつ計画的管理を推進するための公共施設等管理計画の策定について、本町では平成27、8年の2カ年において具体的な行動指針や調査内容を把握し管理計画を策定することとしております。そして、平成29年度より施設等の長寿命化に取り組むとしておりますが、進捗状況について以下お伺いをいたします。

1点目であります。平成29年度から地方財政決算報告において全国自治体共通の複式会計決算報告となります。固定資産、それから不動産、工作物、立木などのあらゆる町資産の台帳登録が必要となります。平成26年12月会議での一般質問では平成27年度から具体的な固定資産台帳等の整備を実施し、複式会計方式への移行を進めていく所存であるとご答弁をいただいております。町資産台帳の登録の進捗状況について、以下どのようになっているのか、お伺いをいたします。

2点目でありますが、同じ一般質問において、公共施設等管理計画策定に当たっては知

識経験者の方などを選任し計画策定委員会や府内検討委員会、町職員、一般住民を加えた作業部会や意見交換会などを行い、平成27、8年で計画案の策定を予定しているとのことでありましたが、その計画案の策定進捗状況及び今年度までに取りまとめることになっております施設分野別の対象施設はどのくらいの件数になるのか、お伺いをいたします。

次に、3点目ですが、本町が直接管理していない農業用施設などにおいて、今後維持管理費や更新費などの財政負担を負うことが見込まれる農業用施設や他の施設はあるのか、お伺いをいたします。

次に、4点目ですが、計画策定に要する経費については平成26年から3年間にわたり特別交付税措置がありますが、本町での計画策定費用はどれくらい見込まれるのか、お伺いをいたします。

次に、5点目ですが、将来負担の費用の見込みが極めて少ないと診断により計画から除外する施設はあるのか、お伺いをいたします。

次に、6点目ですが、新しくつくるから賢く使うことへの重点化の認識が重要と考えますが、本町の長寿命化対策について予防保全型維持管理、そして事後保全型維持管理のどちらの考え方で対応するのか、お伺いをいたします。

7点目の質問ですが、公共施設等に関する情報を異なる部署において管理している場合、これらの情報を1カ所に集約する必要があると思いますが、本町の公共施設等の情報管理はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

次に、8点目の質問ですが、本町における公共施設等の更新費用の把握、分析の結果、どれほどの費用が発生すると見込まれるのか、お伺いをいたします。

最後の9点目の質問ですが、本町における計画の正式名称について。

以上、長寿命化について9点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　6番、村松信一議員の公共施設等の長寿命化計画についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の長寿命化計画は、総務省が策定を求めております公共施設等総合管理計画のこととしてお答えをさせていただきます。

この計画は、地方公共団体が厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握して、中長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的

に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図ることで公共施設等の最適な配置を実現することを目的に策定をするものであります。

本町では、今後予想される更新需要額を想定し公会計システムに組み込むことで地方公会計の複式簿記化と連動させ、その情報を公共施設の更新や維持管理に活用することを目指しております。

1点目の固定資産、動産、工作物、立木等のあらゆる町資産の台帳登録の進捗状況についてですが、土地や建物、橋梁等の工作物、道路等の固定資産台帳整備は完了し、その内容を会計情報として処理するために既存の公会計システムへの移行と構築を行っている状況です。

2点目の公共施設等管理計画について、計画案の策定進捗状況及び28年末までに取りまとめ中の施設分野別の対応施設の件数についてですが、平成26年議会定例会12月会議の一般質問の答弁の後に、総務省から公表されました指針等を考慮し、策定の要件であります公共施設等の把握、分析内容について平成28年度中に策定することとし、先ほどの答弁のとおり現在は公共施設等を把握し、公会計システムへの移行を行っている状況です。

また、更新、統廃合、長寿命化等につきましては住民ニーズ及び有識者の意見を取り入れながら、マネジメントサイクルを回す形として平成29年度以降順次策定、見直しを進めることしております。

なお、現在把握しております施設分野別の対象施設件数は、土地は4万8,054件、建物は115件、工作物は292件、道路は2,357件、合わせて5万818件となっております。

3点目の本町が直接管理していない農業用施設等において、今後維持管理費や更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設についてですが、総務省が求めているのはあくまでも町が所有する土地、建物、工作物、道路、上下水道といった公共施設等を対象としており、それ以外の資産を本計画で扱うものではないものと考えております。

4点目の本町での計画策定費用はどのぐらい見込まれるかについてですが、地方公会計制度への対応までを一連で行うこととしておりまして、平成29年度までに約1,500万の費用を見込んでおります。

5点目の将来負担の費用見込額が極めて少ないとの判断から計画に組み入れない、除外の施設についてですが、基本的に施設については全てを計画策定に反映させますが、動産や立木等の比較的将来負担に影響が少ない資産については除外をしております。

6点目の本町の長寿命化策について予防保全型維持管理、事後保全型維持管理のどちら

の考え方で対応するかについてですが、ご利用なされる方々の安全、安心に直接かかわるような施設につきましては予防保全型維持管理として、それら以外の施設等の改修については事後保全型維持管理として対処してまいりたいと考えております。

7点目の集約管理はどのようにされるかについてですが、現在施設管理等については各所属課で管理運営している状況であり、今後予想される情報等の更新や運用に支障とならないよう管理体制を検討してまいります。

8点目の本町における公共施設等の更新費用把握、分析をした結果、どれほどの費用が発生すると見込まれるかについてですが、現在資産を把握し分析しておるところでござりますので、計画策定時に将来的な見通しを含めお知らせをさせていただきます。

9点目の本町における長寿命化計画の正式な名称についてですが、矢巾町公共施設等総合管理計画とさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、1点目の再質問をさせていただきます。

人口減少、少子高齢化、それから地球温暖化などの進展が見込まれる中、インフラに求められております役割や機能も変化していくものと考えられます。老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再点検した上で、その施設の必要性自体を再検討し、その結果必要性が認められる施設については更新等の機会を捉えて社会的経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化、集約化を図る一方、必要性が認められない施設については破棄、撤去、廃止を進めることが必要と考えられます。

再質問ですが、初めにただいまいただきましたご答弁の内容をよく理解するために質問をいたします。総務省からの指針等を考慮とは具体的に何かをお伺いしたいと思います。

それから2つ目、策定の要件とは何だったのか、具体的にお伺いをいたします。

それから、予防保全型とする利用者の安全、安心に直接かかわる施設名を具体的にお願いをいたします。

それから、情報等の更新や運用の支障とならない管理体制とはどのようなものか、どのようなものを想定しているか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の総務省からの指針等を考慮ということですが、総務省からの指針につきましては平成26年の4月に基本的な指針が出ております。その後、平成27年の6月に総務省からQ&Aという形で26年の指針を補完する内容のものが出ております。これらによりまして、平成28年度までに策定すべきものとしまして我々のほうで捉えましたのは、いわゆる全体に関する計画というふうに捉えております。それは、施設分野別の基本方針を考えておく、決めておくということです。逆に言いますと、ある施設をどうしますかというところまでを決めるということではないということで捉えております。いわゆる段階を踏んで計画を立てろということを総務省のほうでも想定しておりますし、先ほど町長答弁の中にありました数万という施設について一気に全てを決めるというのも、これも現実的ではございません。そういう意味で基本方針から決めるということで、これを28年度までに決めるということで取り組むものでございます。

それから、実際に個別の計画を決めていくということになりますと、住民の皆様からのご意見等を反映させるという必要も出てまいりと存じますので、これは数年を要するものと判断してございます。

2点目の策定要件を具体的にということですが、先ほどお話ししました総務省からの指針によりますと、1つ目として公共施設等の現況及び将来見通しについて、2つ目として公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針について、3点目として施設類型ごとの管理に関する基本的な方針といったものを定めるようにというふうに求められておるところでございます。

3点目の予防保全型とするものの具体名をというふうなお話でございました。そもそもこの予防保全型というのは、現実に壊れる、壊れないかということはさておきまして、壊れては致命的な状況になり得るといったようなものを壊れる前にあらかじめ取りかえるといった考え方のものでございます。事後保全型につきましては、いわゆる壊れてから直すというふうな考え方になるものでございます。

そういうことの前提で、予防保全型といいますので我々のほうで想定しておりますのは、突然壊れることによって利用者の人命等にかかわる可能性がある、例えば矢巾町もトンネルはございますし、それから橋、それから建物のいわゆる構造体の部分、はりとか、柱とか、そういう部分。壁とかはちょっと違うと思っておりますけれども、そういう

部分は直接に人命にかかわるということで予防保全が必要なものと思っておりますし、それから予期せぬ急な停止でサービスが完全にストップするような、そしてそれが非常に広い範囲に影響を及ぼす、もしくは復旧に非常に時間がかかるといったものも予防保全の対象とすべきと考えております。例としましては、窓口業務で使っております住民基本台帳システム、それから幹線に相当する水道など、そういうものを考えてございます。それから、特に断水等が発生した場合に、二、三日であれば何とか許容範囲かと思われますけれども、もう1週間もとまつたままになりますよというふうな状況になるようなものであれば、それはちょっと容認されないレベルだと思っておりますので、そういうものも予防保全型で取り扱うべきものというふうに考えております。

それから、4点目の情報等の更新や運用に支障とならない管理体制というものにつきましてですが、こちらにつきましては今正直申しますと各施設、各課でそれぞれの考え方でそういう施設の資料とかそういうものを保管、管理しておりますが、これにつきまして全序的な統一ルールを明確にして、それを確実に実行していくようなものを今後進めていきたいと思っております。

それから、図面や図書の関係もデジタル化を前提としまして、バックアップについては一元的な管理を行って、万が一紛失したり、焼失したりしたような場合でもそこから復帰できるようなこととしたいと思っております。

ただ、その管理のために莫大な経費を投入してまでというふうには現実的ではないと思っておりますので、余りコストやマンパワーをかけない範囲で対応してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質問に移ります。

平成28年度において全施設の基本調査が終了するわけでありますが、27、8年での計画策定委員会で取りまとめ、調査の終了後、今後の長寿命化に対する対応についてお伺いをいたします。

町民ニーズの取り入れ方はどのようにされるのでしょうか。

それから、有識者とはどのような方を想定していらっしゃるのでしょうか。

それから、マネジメントサイクルを回す形とは具体的にはどのようなことでしょうか、

どのようにやっていくのでしょうか。

それから、町が所有する公共施設などを対象としているとのことであります、それ以外の資産とは具体的にどのような資産が存在するのか、お伺いをいたします。

5点目ですが、農業用施設などについては対象となっておりませんが、現実に負担などもあるわけであります。そういうものの見直しをする必要などはないでしょうか。

以上、5点お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の町民ニーズの取り入れ方ということにつきましてですが、具体的な方法論につきましては来年度から実行するということで、今現在まだ確定的ではございませんが、一つにはワークショップ形式での議論をお願いするということを考えてございます。

2点目の有識者についてでございますが、いわゆるアセットマネジメントと呼ばれる分野になってまいりますので、こういったことを研究している方々をお呼びしてというふうに考えてございます。全国レベルでは多数いらっしゃいますけれども、県立大学にもいらっしゃるということで、こちらの方は県のアセットマネジメント等の委員もしていらっしゃいます。そういう方も身近におりますので、そういう方々を想定しております。

それから、次のマネジメントサイクルの回し方ということでございますが、基本的にはP D C Aを回すというふうな格好になりますので、特にチェックの部分ですね、P D C AのCの部分につきましては第三者の方にも委員に入っていただいて、役所のところだけで判断するのではないという形をとりまして、チェックをそういうところにお願いしていただき、そのチェックの組織からの意見をアクションやプランのほうにもつなげていくというふうな形でマネジメントサイクルを回すということを想定してございます。

続きまして、4点目のそれ以外の資産というふうなことでございますが、こちらにつきましては町有ではないもので、矢巾町内にも国や、県や、改良区の管理資産等ございますので、そういうもののことを想定してございます。

それから、5点目の農業用施設等についての考え方ということですが、こちらにつきましては今現在求められております、我々としてもそこまで手が回らないということもございますが、まずは町有資産について計画策定を実施していく、そして先ほど言いましたようにマネジメントサイクルを回していくと考えてございます。

なお、この農業用施設等につきましてもいわゆるそれぞれの管理主体のところで同様な

マネジメントを考えるという、もう今後はそういった時代でございますので、そちらのそれぞれのところで出てきた総合管理計画のようなものに応じまして、そこから恐らくは例えば矢巾町に将来的にこのぐらいの負担を求めたいといったような協議等が発生してくると思われますので、そういった定量的な結果をいただいた上で、それを我々のほうの総合管理計画なり、長期的な財政計画なりに反映させていくというふうな流れになろうかと想定してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質問であります。平成26年12月議会での質問であります。橋梁は平成25年の1月に長寿命化修繕計画の策定は終えておるというご答弁であります。327橋梁のうち44については点検時期や修繕、それからかけかえ時期などを定め管理しているとのご答弁をいただいております。

それでは、この44橋梁について長寿命化費用としてどれくらいの金額が見積もられていいのか、お伺いをしたいと思います。

それから、町営住宅については平成22年に修繕計画を策定し、維持管理、長寿命化の管理を行っているとのご答弁であります。老朽化が著しく、廃止あるいは閉鎖する予定の町営住宅はあるのか。また、町内の一等地に建設されている住宅について移転または廃止を実施して、その土地の有効活用を考えている町営住宅はあるのか。

以上をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、1点目の橋梁の関係につきましてご答弁させていただきたいと思います。

平成25年の1月の修繕計画につきましては、ただいまご質問のとおり44橋でございますが、この時点での44橋分につきましては、まずその44橋の中身はバス路線あるいは市町村間を結ぶ重要な路線あるいは国道、主要道のアクセス路線等々の部分を踏まえて44橋とさせていただいております。

その際に、その長寿命化計画の中におきましては、いずれ壊れてから改めて直しますということになりますと大規模修繕あるいはかけかえといったような場合も想定されますが、その場合ですと約52億かかるのではないかという見込みでございました。一方、事前に早

目に修繕をして予防をしていくといった場合は約9億ということでございますので、43億のコストの軽減が図られるのではないかという試算を出してございます。

ただし、26年度以降全ての橋梁について点検をすることということで制度が見直しされましたので、26年度以降それ以外の橋梁についても現在点検をやっている最中でございまして、まだ半分までに達していませんので、それ以外のかかる費用についてはまだ現段階ではわからないところでございますが、早急にかけかえをしなければならないというような部分についてはまだないということで考えてございます。

それから、2点目の町営住宅の関係でございますが、老朽化が著しく廃止予定の住宅はあるかということでございますが、当方ではそういう建物は現在はないということで考えてございます。

それから、2つ目の土地の有効利用を考えている町営住宅はあるかということでございますが、例えば矢巾住宅等々市街化区域の中にある住宅等であれば、有効利用という部分に関しては現時点では考えてございませんが、先ほど企画財政課長等々から話ありましたとおり、いずれ耐用年数の50年を経過するということは事実でございますので、今後どういった形で進めていくかということで修繕計画にも出してございますので、引き続き延ばしていくのか、あるいは改めてご提言のあと有効活用を図るような形で建てかえ等々も考えていくのかというのはまだ現時点では考えておりませんが、これから考えていきたいなということでご答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質問に移ります。

公共施設等管理計画の施設分類についてであります、現在は本庁舎、消防施設、小学校、中学校、公営住宅、公園、道路、橋梁、土地の9分類と、それからその他と分かれております。その他には小分類として24の小分類となっておりますが、この分類につきまして見直す必要があると考えますが、お伺いをいたします。

その他の分類の小分類のところに体育施設というのがありますが、これを例えれば施設の分類としてその小分類の中に体育館やグラウンド、テニスコート、マレット場やペタンク場などがたくさんあるわけでありますが、そのように小分類としてはいかがでしょうか。要するに小分類に施設名を明記する方法であります。

具体的に、流通センターにあるテニスコートがその例であります。設置以来多くの利用

者でにぎわっており、夜間照明や駐車場の充実などをやっていただきました。使いやすい施設であり、現在は見前中学校の生徒さんたちも使っておりまますし、使用頻度の高い施設であります。このような施設の場合いつそのことオムニコート化することなどで雨天でも使用できるなど、毎年春に整備していただいておりますことなども必要なくなります。ますます使い勝手のいい施設となります。このような長寿命化施策は小分類として対象施設として明記する方法であります。そしてこのような対策はいつ、誰が判断するのか、お伺いをいたします。

以上であります。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

最初の部分の施設分類につきましてですが、施設分類につきましては国から特にこうでなければならぬというふうに決まりがあるわけではございませんので、各自治体の判断でやっていいことになってございますので、こちらにつきましては議員からのご提言も踏まえまして一度もう少し整理した形にしていきたいと考えます。

それから、2点目のテニスコートにつきましてですが、テニスコートに限らずということかもしれません。こういった長寿命化についてはいつ、誰が判断するのかということをございますが、今後詰めていきます個別計画の中で議論していくという形になるものと考えておりますので、そういったところで最終的には町民の皆様からのご意見等を頂戴した上で、そういった委員会なりそういったところでの判断というふうな形になってまいるものと思っております。個別計画につきまして、このテニスコートがいつのころになるのかというのはちょっとまだ現在明確にはお話しできないのですが、いずれ29年度以降順次というふうに考えておりますので、多分大きい箱物系から先にそういった個別計画を立てていくというふうな流れになろうかと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員）　それでは、また次の質問に移ります。

普通財産につきまして売却予定資産は現在どれぐらいあるのか、まず1点目の質問であります。

それから次に、全体費用の算出結果や将来的な見通しのお知らせはいつをめどに、どの

のような形で行うのか。また、計画策定費用について平成29年度以降はかかるないのでしょうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 1点目の普通財産の関係でございますけれども、まず売却予定資産ということで、この売却予定というのがついたわけですけれども、具体的に売却を予定しているという普通財産は今のところございませんけれども、今回決算で皆様にお示しいたしました数量的なもの、少し述べさせていただきたいと思うのですけれども、普通財産の部分につきましては約116万2,000余平方メートルの普通財産を持ってございます。そのうち売却可能となる部分、そこにつきましては山林がかなり、6割以上占めているわけですけれども、この中に宅地がございます。宅地につきましては7万8,775平方メートルということでお示ししているわけでございますけれども、この中には、議員さんからいろいろご指摘、ご指導ございます旧矢巾中学校跡地、それから室岡のほうの共同調理場西側または南側、あそこエリアの部分、一帯の部分でございますけれども、その用地、それから駅東、駅西地区の土地区画整理事業実施してございます区画整理地内の町有地の販売という区画の部分、こちらの部分を今後販売に向けて進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問2点目についてお答えいたします。

公表のめどとその方法ということでございますが、今年度の全体的なものの算出結果と、それから今後の大ざっぱな計画策定の流れといいますか、そういったものにつきましては今年度末までにホームページを通じて公表をしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○6番（村松信一議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは次に、2点目の質問に入らせていただきます。

西部地帯をリゾート地として開発することについての質問を行います。矢巾町第7次総

合計画にもあります町内の豊かな自然に包まれて快適で安全な環境を備えることにより、やはばに住みたい、住み続けたいと思えるような基盤の整備を図り、豊かな自然環境や歴史、文化などレクリエーションゾーンの推進や産業の活力を高める魅力ある観光資源を一體的に活用した日帰りレクリエーションを主とした体験交流型の観光を推進するとあります。

このような構想実現のために、最もふさわしい場所として西部地域が掲げられると思います。四季を通じて自然を満喫でき、各種イベントも開催できる町内では数少ない地域であります。冬は雪を利用した各種そり大会や春、各種山菜の収穫、夏、避暑地的休息場所の提供、秋、豊富な菌茸類の利活用や紅葉を主とした娯楽や豊富な清流を利用しての川魚などの養殖などにも適しております。ヤマメ、イワナなどの釣り堀やスパ施設、自然散策道などいろいろ考えられます。また、森林や清流など未活用である豊富な資源や自然環境にも恵まれており、現存施設や新たに必要な施設の充実を図り、岩手医科大開院に伴う日々1万人とも言われております交流人口に対応したのんびりとリラックスできる場所として、自然豊かな環境と各種施設を一体として総合開発をする矢巾型休息リゾート地としての大白沢地区を中心とした西部地域を開発整備する計画についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　西部地帯をリゾートとしての開発についてのご質問にお答えいたします。

現在西部地域には、宮沢賢治の愛した南昌山、町内が一望できる城内山展望台、そしてぬさかけの滝、矢巾温泉郷、町内外に有名な旧煙山苗畑地内のヒマワリ等といった自然を生かした観光スポットが数多くあります。また、大白沢地区には今後観光名所となり得る秋津神社の湧水等の資源があります。それらの資源の保全を行うとともに、遊休農地等を活用して花木等を楽しめるような景勝地を創設するよう検討してまいります。

なお、大白沢地区を含めた西部地域の開発につきましては現在のところリゾート地としての開発計画はございませんが、西部地域は自然に触れ合う環境が整っております。ウォーキングコースや本町の特徴に合ったツーリズムを構築し、西部地域の観光資源を一体として利用できるよう、あわせて検討してまいります。

今後は西部地域の住民の代表や団体で構成しております西部地区活性化委員会において観光資源の再認識と創出に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） リゾート地としての開発は現在ございませんとのご答弁ですが、とてもいい発案だが今はそこまで踏み切れないと思っているのが今の町長の胸の内ではないかと思います。

そこで、西部地域のリゾートと町と、それから観光資源についての質問をさせていただきます。今回の質問によりますリゾート地としての考えは、バブル期の1987年に制定されましたリゾート法による大型施設を備えた開発ではなく、リゾートの意味として使われることもあります優れた環境を資源とし何度も通う場所であり、またのんびりとリラックスできる場所のリゾート地としての質問がありました。

本町は平成35年、人口3万人とした計画により、県内一の人口密度がさらに増加いたしますが、風光明媚でのんびりとリラックスできる場所で町民が多彩な余暇活動を楽しめるところとしての開発であり、場所や施設の提供であります。

現在の各施設の更新や機能強化、自然環境などを総合的に結びつけるだけでは魅力に欠けますので、日常性を少し超えた施設、環境も必要で、多少のレジャー・ライフの提供も考えなくてはなりませんが、西部地域全体に存在する各施設や自然環境などの機能強化を図り、全体を結びつけ、必要最小限度の施設の設置を行い、総合的に運用することで、観光地として十分提供ができると考えております。

新たに宿泊施設が必要であれば、大白沢地区の民宿なども考えられます。それから、舗装された農道、直線の坂700メートルがあります。ここを利用した手づくりそり大会などの企画もおもしろいと思います。清流を利用してのウナギやナマズの養殖、それからヤマメ、イワナなどの釣り堀など、この地域には埋もれた魅力がたくさんあるのであります。

現在、矢巾町ウェルネスタウンプロジェクト支援業務委託に関し公募により企画提案を募集し、採用の提案をした者を選定し、公募型プロポーザルを実施することとしておりますが、ウェルネスタウン構想の仕様書にもあります健康を主なテーマとしての地域人口の増加、地域経済を向上させていくことを目指し、地元の魅力が既存の経済に埋没し地域経済が急速に減少するなど困難な課題も多く、本町に強みを生かした地域ブランドを構築しながら潜在供給力を高めるとあります。

今後の矢巾町で医大関連を含め活躍される方もたくさん多くなると思われます。それに

沿って、のんびりとリラックスできる身近な場所として西部地域の観光資源が必要と考えます。

それで、1点目の質問ですが、ウェルネスタウン構想のトータルデザインの中に西部地域の風光明媚でのんびり、リラックスできる身近な場所としての観光化を含めた構想を提案したいと思うのですが、いかがでしょうか。それが1点目であります。

続いて、2点目に移ります。2点目の質問ですが、町全体のデザインを描いた後は実行計画となるわけですが、観光化のためには費用もかかります。解決の一つとして、企業版ふるさと納税があります。地方納税につながる自治体の事業に寄附すると税負担が軽減される企業版ふるさと納税が本格的に始動し、寄附の返礼品に競う個人版ふるさと納税と違い企業は見返りが禁止されており、寄附金の使い道である地域活性化策をいかに魅力的な計画に仕立てるかが民間意識を呼び込むための鍵になります。

それで、今年度は北海道の夕張市の児童館、図書館などの複合施設の整備、それから秋田県湯沢市の温泉水を利用しての農業用ハウスを整備する事業や、福井県、鳥取県、徳島県、長崎県の地元に戻って移住して県内に就職する若者には奨学金を返還する事業などが採択されました。

今年度の申請自治体は89で、事業件数は105件ありました。平成29年度も継続されますが、企業には直接的な経済利益が見込みにくい中で、一方で魅力的な地域活性化の事業に賛同支援すれば、地域貢献のイメージアップ効果が期待できるわけあります。

このような企業版ふるさと納税に申請するには、1点目の質問の内容を総合デザインした上で、2点目の質問ですが、企業版ふるさと納税に取り組むことについての考え方をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ウェルネスタウンの関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

ウェルネスタウン構想のトータルデザインに西部地域の観光化を含めてはいかがというふうな1点目のご質問でございますが、こちらの公募型プロポーザルにつきましては来週にこのプレゼンテーションを受けるという予定になってございます。今からそのプレゼンテーションに盛り込むということは無理でございますが、今後の具体的なものの中に、ちょっとウェルネスタウンという考え方自体がかなり分野が広過ぎるので何でも入ってしま

うみたいなところがあるのですけれども、できる範囲で含められるかどうかの検討はしていきたいと考えます。

それから、2点目の企業版ふるさと納税の関係でございますが、こちらにつきましては内閣府に対しまして地域再生計画というものを提出しまして、そちらの承認を受けた後初めて認められて実行できるという内容になってございます。先ほど議員から例に挙げられたところは、全てそういった申請がなされたところというふうになってございます。

それから、自治体で1件に限らず複数出す、事業単位で認められますので、複数出すのも問題はございません。そういった上で、矢巾町としましてもどういった事業が企業版ふるさと納税に適合し、それが矢巾町に貢献できそうか、また余りにも大きなお金を集めたいというふうな構想をぶち上げましても、実際に集まるまでの期間等が大幅にかかるということであればいつまでも着手できないというふうなことにもなりかねませんので、事業規模というものにはやはり一定規模の範囲なのかなというふうに我々のほうでは考えてございます。

そういったこともありますけれども、企業版ふるさと納税につきましては今後も検討してぜひ実現していきたい一つの方法だと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 西部開発についての話に対しては何かコメントありますか。いいですか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで、西部地域の活性化、これはもう矢巾町としてもこれまでいろんなことをやってきたのですが、それで実は今度の産業振興課に観光物産係という係を設けたわけで、今私どもその観光物産係に、係長初めその担当にも、いずれこれから観光振興はいろんなところも見ながらやっていかなければならない、そしてこれから観光振興計画をしっかりと策定をして、そしてその中の西部地域の活性化のあり方をどうしていくかということを、やはりこれからそういうところにも力を入れていきたいということで、今担当にはまず県内のいろんなイベントとか、観光名所とかあるわけです。そういった実態をしっかりと把握して、そういうものでこの西部地域、それからあともう一つはできれば私は西部地域に限らず、この間北上川上流の合同の防災訓練があったのですが、ああいうところのいわゆる北上川河川敷とか、ああいうところもやはりこれからいろんな形で使っていくことが非

常に大事ではないのかなということで、いずれ西部地域の今回いろいろご質問あったわけですが、やはり町全体としての観光振興、その中の位置づけをしっかりとお示しながら進めたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○6番（村松信一議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で6番、村松信一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開を11時10分とします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をします。

次に、7番、昆秀一議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（7番 昆秀一議員 登壇）

○7番（昆秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、学校図書館の活性化についてお伺いいたします。近年、子どもばかりではなく青年や大人たちも読書離れが言われております。読書することは、考える力を養い、磨き、情操教育などに大変重要なものです。したがって、読書を推進することは大事なことであり、そのために図書館の活用をより一層推進していく必要があります。

町内にはやはばーくの図書センターを始め岩手医科大学の図書館もございますし、少し足を運べば近隣市町や県の図書館も利用できる環境にあり、非常に恵まれております。しかしながら、子どもたちだけでは学区外に出かけるには少し難しい現状があります。

そこで、各学校に設置されている図書館の活用を進めていくべきであると考えるところから、以下についてお伺いいたします。

町内各小・中学校の図書館の蔵書数と利用状況、あわせてその所見についてお伺いします。

次に、各図書館の人的整備状況として司書教諭、ボランティアほかの状況についてお伺いします。

それから、各学校の読書活動の状況についてお伺いします。

それから、学校図書館の役割としては学習支援もその一つでありますけれども、学習セ

ンター、情報センターとしての活動内容とその所見についてお伺いいたします。

そして最後に、地域や各学校図書館、町図書センターとの連携についての状況について。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　松尾教育委員長。

（教育委員長　松尾光則君　登壇）

○教育委員長（松尾光則君）　7番、昆秀一議員の学校図書館の活性化についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町内各小中学校の図書館の蔵書数と利用状況、あわせてその所見についてのご質問にお答えいたします。各小中学校の図書館の蔵書数については、徳田小学校4,403冊、煙山小学校8,823冊、不動小学校7,224冊、矢巾東小学校8,277冊、矢巾中学校9,063冊、矢巾北中学校1万2,670冊となっております。

次に、利用状況ですが、数的に明らかになるのは貸し出しの冊数ですので、1学期の貸し出し数を見ますと、小学校では平均的に1人当たり約20冊から30冊程度の貸出数になっております。中学校においては、図書館の利用は多いものの、1人当たりの本の貸出数は低い状況にあります。

このような状況ですが、本を借りなくても図書コーナーを見る児童・生徒も多く、各学校の報告を見ますと、概してよく利用されていると言えます。

2点目の各図書館の人的整備状況と司書教諭、ボランティアほかの状況についてですが、人的整備については町教育委員会において図書事務補助員として3名を一般職非常勤職員としてお願いしており、図書事務補助員1名が2校の図書館を担当し、1週間ごとに各学校の図書の整理や児童・生徒への図書の紹介などを行っております。

また、各小学校においてはPTAや読み聞かせボランティアなどをお願いして、朝読書などの時間を利用し読み聞かせなどを行っております。中学校では、矢巾北中学校において、PTA教養部員が学期末の面談の日に来校し、図書館内の清掃整備等や本の紹介のポップづくりなどのご協力をいただいている状況です。

3点目の各学校の読書活動の状況についてですが、朝読書を行うこと、毎月親子ふれあい読書の日を設定すること、図書委員による読み聞かせを行うこと、多読賞の表彰などを行うこと、年間の目標冊数読破賞の表彰などを行うこと、図書館から各学級に学級文庫として本を置き、休み時間にクラスで利用することなどの活動を行っています。

4点目の学校図書館の役割としては、学習支援もその一つですが、学習情報センターと

しての活動内容と所見についてですが、学校図書館は従来より児童・生徒の読書センター機能及び学習情報センター機能という2つの柱を持つものと捉えてきております。

しかしながら、コンピューターの配置やパソコン、オーディオ、ビデオソフトの配置など学習情報センターとしての資料等の整備につきましては、これから検討課題としております。

5点目の地域や各学校図書館、町図書センターとの連携についてですが、地域の連携については、各小学校においてボランティア等の参加をいただき読み聞かせなどを行っていただいているところです。また、各学校図書館は町図書センターの団体図書貸出制度を利用し、図書の借り受けを行っている状況です。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 教育委員会事務事業点検評価報告書によりますと、教育設備の充実というところで、各校における備品及び図書内容の状況を把握し、教育設備の整備を図った。また、各学校図書室における蔵書の確保と、児童・生徒が使いやすく読書の機会がふえるような図書室整備を行ったとの評価員の評価を得ていますが、私はこの評価に疑問があります。

そもそも学校図書館は、生きる力を育む学校教育の充実のために、学校図書館法に基づく必要不可欠な設備として位置づけられております。また、児童・生徒の豊かな感性や創造力を育む読書活動を支えるとともに、多様な知識や学力を身につけるための重要な役割を担っております。そして、読書センターとしての役割だけではなく、先ほど申し上げたように学習情報センターとしての機能の発揮を通じて学校機能の中核を担う役割が期待されております。

しかしながら、さきの評価報告では読書センターとしての機能しか評価されておりません。まず、そこが疑問なところであります。それから、その評価の中には読書の機会がふえるような図書室整備を図ったと通り一遍の評価をしておりますけれども、東小学校はいまだに図書館というものがない状態であるにもかかわらず、評価がAというのは合点がいかないところでございますけれども、これは評価員に直接聞きたいところではありますけれども、とりあえず教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

さまざまなご質問ございましたが、最終的に東小学校の図書室についてお答え申し上げたいと思います。矢巾町の児童・生徒のピークというのは、平成16年に1,851名というふうになっております。矢巾東小学校は、平成16年に501名をもって開校されまして、ピークが平成21年に638名という形になっております。このような児童数の推移から、通常学級、特別支援学級の学級数の関係がございまして、図書室として利用していたところを別の学級の部屋として使うと。一方で、図書室を、多目的教室というのが1階にございます。これは、あくまでも多目的ホールではなくて教室という呼び方をしておりますけれども、そこに図書室を移動して、現在も通常学級並びに特別支援学級の部屋を確保しているという状況でございます。さまざまな推移がございまして、計画当初と変わったところで大変東小学校の児童にはご迷惑をおかけしているところでございますが、学級数に現在のところ変更ございませんので、平成30年に今の推定値でいきますと矢巾東小学校は極端に児童数が減ると出ております。470ちょっとになるはずでございます。そして、ずっと来ると最終的に平成34年ころには400そこそこの人数になろうかと思います。学級数を見ながら、図書室を再度2階に移すかどうかということを検討させていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

各学校図書館に関して非常に重要な役割を担っているということは、もう文科省からの通達もございまして、そのように認識しているところでございます。

矢巾町におきましては、各学校、本来であれば司書教諭というものは12学級以上に必要な配置なわけですけれども、矢巾町におきましては例えば不動小学校は7クラス、徳田小学校は6クラスということで、その条件を満たしておりませんけれども、そこにも司書教諭を置いて図書館の効率的な利用活動について力を貸していただいているところでございますし、先ほどの教育委員長の答弁にもございましたけれども、図書事務補助員というものを町費で3名の方をご依頼しておりますし、この方々に1週間交代で各学校に行っていただきまして、その司書教諭を補助していただきながら、さらに学校図書館の充実に努めてまいりたいというふうに考えておりますし、その図書事務補助員に対しても今年度から研修会を行っておりまして、矢巾町のやはばーくの図書センターの職員の方や、あとは盛岡教育事務所での研修会もございます、そちらのほうにお出しして、そして今後どのようにさらに皆さんに活用し

ていただけるかというようなことを今研修しているところでございますので、そのところを酌んでいただいて、お答えとさせていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 今の司書教諭やボランティアに関してはご答弁いただいたとおりだと思うのですけれども、幾ら本があってもそれを子どもたちに手渡す人がいなければ宝の持ち腐れになってしまふのですけれども、そこで学校司書というものがいればその利用者のニーズに合った選書ができるのではないかなど考えるのですけれども、それに学校図書館法では全国小中学校の12学級以上の学校には、先ほど申し上げられたように司書教諭の配置が定められておって、6、7クラスの徳田にも司書教諭をつけていたという話だったのですけれども、ただ多くが担任との兼務などで図書館の仕事に割ける時間が少ないため、実務を行う職員、いわゆる学校司書が必要だと考えるのですけれども、町内学校の司書の配置状況はないと思うのですが、どうなっているのかということで、あと文科省では平成24年度から図書館整備5カ年計画の中で年間150億円の地方財政措置を行って学校司書の配置を推奨しているようですので、学校司書を少しずつでも始めていくべきと思うのですけれども、まずその必要性についての認識についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成24年に地方交付税措置の一つの内容として学校司書という形が入っていますよということで、あくまでもそれは交付税措置の計算の過程の問題でございまして、ただ当町におきましては読書指導の補助員を入れていると。この方々は、もちろん分類とか、あるいは図書館の利活用を促進するとか、さまざまなお仕事をしていただいているわけで、私は学校司書というのを免許、資格のある方ではありますけれども、それに準じた性格のこの補助員を配置しているということは町としては努力をしているということをお認めいただければなというふうに思います。

なお、学校の図書館につきましては、社会教育施設の図書館と違いまして、常時開館しているというわけではございません。昼休みとか、放課後とか、そういうときに一般の児童・生徒に開館すると。授業で使う場合には担任の教師が引率して使うというような形になっておりますので、常時どなたかがいなければならぬという状況ではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 人的整備については後でまた質問しますけれども、学校図書館の本選びについてお聞きしたいのですけれども、矢巾町内の学校の本の購入についてはほかのところと比べて幾分か予算が多くとられているとはお伺いしておりますけれども、それが有効に使われているのであれば大変子どもたちにとってよいことだと思うのですけれども、ただ平成25年度の資料によりますと、各学校における学校図書館標準の達成状況が矢巾町内の学校では100%以上達成しているところが一校もなく、小学校1校においては20から25%の達成状況となっているそうです。その点、ほかと比べてはどう考えているのかということと、また本というのはある面生鮮品のような面もあると思うのですけれども、図書館から出る古い本の処分はどうなさっているのか。それから、本選びについては推薦図書や先生方が選んでおられるそうですけれども、児童・生徒からのリクエストはどう受け付けているのか。今人気の本はどのようなものがあると把握しているのか。その本を複数そろえることについてはどう考えているのか。そして、電子図書についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。済みません、順不同になろうかと思いますけれども、ご容赦お願いしたいと思います。

まず、規準蔵書数ですけれども、二十何%というご指摘がございましたけれども、規準蔵書数には文科省が設定した蔵書数と図書館協議会というところが設定した蔵書数がございます。図書館協議会の蔵書数はとんでもない万単位の冊数でございまして、私どもは文科省が設定した基準図書等の計算式によりますと、大きな声では言えないのですけれども、25%というところはございません。最低でも83%、ならしますと98%程度の充足率というふうになっております。

それから、図書の購入費ですけれども、図書の購入につきましては小学校におきましては児童数掛ける1,000円掛ける消費税、それから中学校におきましては生徒数掛ける1,400円掛ける消費税という形で予算措置をしているところでございます。これが多いか、少ないかというと、十分とは言えないまでも、ある程度の額は確保しているものというふうに認識しております。

その図書の選定方法ですが、さまざまご質問ございましたけれども、学校の図書担当のほうに一任しておりますので、詳細については大変今ここで把握していないので答えることはできかねますけれども、毎年の読書コンクール等の課題図書につきましてはどの学校も毎年購入しているところでございます。

それから、ご指摘ございました各小学校、中学校で購入の本が重複しているという事実もそのとおりでございます。この重複するということは、それぞれの担当が児童・生徒に必要だという本で選んでいるものと思います。これが例えばネットで全てが検索可能になっていて、それぞれの互換性を持ってそれが買うというシステムが理想ではあろうと思しますけれども、そういう形になっていない以上、重複ということはやむを得ないのかなというふうに思っております。

また、図書の廃棄等についてでございますけれども、学校図書館はいいものを捨ててということではなくて、本当にぼろぼろで修復が不可能なものについて廃棄するというようなことで、かなり古い本の廃棄になっているところでございまして、再度利用するというような形、これは市町村の図書館では再度利用するために他の図書館、学校図書館で要りませんかということやっておりますけれども、学校の図書は本当に使い切って廃棄しているという状況でございますので、そういう状況にはないということをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 児童・生徒からの要望等を聞いたのかというのは。

○教育長（越 秀敏君） 先ほど申し上げましたけれども、図書の選択につきましては学校のほうに一任しておりますので、先ほど申し上げたとおり課題図書については各学校での購入をお願いしているところでございますけれども、児童・生徒の希望をどのように取り入れて選択しているのかということにつきましては、申しわけございませんが、教育委員会といたしましては把握していないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） もう一点、電子図書。

○教育長（越 秀敏君） 電子図書の購入についてでございます。これは、情報センターとの関係もございまして、パソコンの設置につきましては社会教育施設の図書館としては情報センターとして、例えばオーディオのプログラム、それから見るほうのプログラム、それからパソコンのプログラム等があればいいのでしょうかけれども、学校はコンピューター

室を備えておりますので、使う場合にはそちらのほうを使っていただく。また、今コンピューターにつきましては児童・生徒のほうがたけておりますので、幾らストップしてもその中にはいろんなゲーム等もございますので、図書室に自由にコンピューターを置いて電子的に見るというふうなことにつきましては現在のところ検討していないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 先ほど古い本はぼろぼろになるまで使うと申し上げられたのすけれども、私、北中の図書館拝見したところ、下のほうに置いていて、これ、まだまだ新しいものだったのですけれども、持つていっていいよと言われて、あれ、これ町の予算で使っているのに持つていっていいよってどういうことなのだろうと思ったのですけれども、そういうことというのは把握されているでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どのような経緯で職員がそのような発言をしたのか、後で調べさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） あと、先ほど重複する本のことに関してですけれども、町内全小・中学校はまだコンピューターシステム化、蔵書のデータベース化についてはしていないとは思うのですけれども、現在システム化、データベース化についてはどのように考えているのかということと、また今後予定があればあわせてお伺いします。

システム化、データベース化されることにより、調べ学習などの問題解決の学校図書館の役目の一である情報センターの役割が充実してくるのですけれども、先ほどコンピューター室というお話がありましたけれども、各学校や町の図書センターともネットワークを結ぶことによってお互いに有効利用がし合えるという利点もあるかと思います。

加えて、先ほど申し上げました学校司書を配置することによって、その活用で学校司書同士の連携を図ることでより有効な配置方法を考えるべきであって、生鮮品である本を新

鮮なうちに貸し出すために学校司書らの役割を担うべきだと考えるのですけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

コンピューターでシステム化ということでございますけれども、現時点ではなっていない状況です、議員のおっしゃるとおり。今後なのですけれども、どのようにしていくかということにつきましては、当然そのメリットも大きいことありますことから十分教育委員会内で検討し、できるのであれば取り組んでいきたいなとは思っておりますが、いろいろ財政事情もございますので、そこら辺も含めながら検討をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）　村松課長、司書の交換という話あったですね。そういう情報交換やっているかという話、各学校、ほかの学校と。

越教育長。

○教育長（越　秀敏君）　先ほど学務課長がお答えしたのですけれども、今年度から読書指導の補助員につきましては県の研修会に参加させていただいて、全ての方々と意見交換、情報交流を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）　他に質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆　秀一議員）　次に、システムのネットワークではなく、各図書館同士、それから町の図書センター、また議会にも図書館、図書室と位置づけられているものが一応存在しているわけですけれども、まずこれらをしっかりと結びつけてお互いに有効な利用の仕方ができるようにしていくことが必要だと思います。

そこで、特に議会の図書はほとんど利用されていないような状態でございます。活用しない図書は売却するとか、そういうことも考えるべきではないのかなと考えております。これからはその図書館も、議会図書館も町民にも利用できるように充実させていくべきであって、今後は特に18歳からの選挙権の引き下げによる主権者教育が必要であることから、学校図書館とともに発展を目指すべきであると考えるのですが、その点について議会事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） それでは、議長からお答えします。

当然これは議会図書館というのは充実するべきものであり、それはもう議員必携等にも書かれているとおりですので、これからますます充実させなければならないと思っておりますので、これはそういう議会運営委員会等を通じながら対処してまいりますので、ご了承をお願いします。よろしゅうございますか。

○7番（昆秀一議員） はい。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 次に、その町図書館の中核を成すのが町図書センターであると思うのですけれども、やはりこの図書センターの機能の充実が図書館活性化の一番の柱になると思います。この図書センターについてお伺いしたいのですけれども、現在ここは指定管理者で運営しているはずでございます。

先頃、私ども会派において指定管理者に関する研修を受けてまいりました。そこで図書館を指定管理者に運営させている悪い例についてお聞きしてきました。矢巾町には図書館はありませんが、図書センターは町で唯一の公立の図書施設でございます。ただ無料で本をレンタルするだけの施設ではなく、地域住民の学習、教養の拠点であり、かつ地域情報の拠点であるという大変重要な施設でございます。その大事な施設を図書司書もいない、いわゆる素人である指定管理者に任せるのは全く正しくない選択であるというようなことを、その研修において講師先生がおっしゃっておられました。全くそのとおりだと聞いておりましたけれども、この図書センターについての町としての考え方をお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

図書センターのほうには指定管理者にお願いをしておりますが、指定管理者の中には司書の資格を持った職員がおると認識しておりますので、ただいまの議員のご指摘、いわゆるそういったところもあるというふうなことかと思いますが、私どものほうではそういった有資格者をお願いしておるというふうに認識をしてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 初めて図書司書がいるということはお聞きしたのですけれども、次にその上でのお話なのですけれども、図書センター及び学校の図書館の目指すべきは身

近な図書館から、次に使われる図書館、さらに役に立つ図書館としていくことが必要なのだと思いますけれども、そのためにはどうすればいいのか。学ぶ意欲を持った生涯学習者を支える施設として町の図書館は責任があるのだと思うのですけれども、それをほとんど丸投げすることは町が生涯学習の支援を放棄したに近い感じを否めません。私は、この町図書センターを充実させるためには、今後しっかりとその使命感を持った図書司書の資格を有した人に任せて職務に当たられることが必要だと思います。図書館司書の役割としては、それが現在の図書センターにおられるかわかりませんけれども、ある自治体での大変図書館の活性化に意欲を持たれた司書がおられるそうですけれども、その方はまず何をしたかというと、学校図書館の現状把握から始められたそうです。そして、各学校図書館の現状の報告と提案をされて、さらにボランティアを集めて研修を行い、環境の整備をし、使いやすい図書館としていったそうです。

ですから、コーディネーターの役割をする図書館司書の方をぜひ配置して、支援センターもできれば配置して、図書館の活性化を率先して推進してもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　越教育長。

○教育長（越　秀敏君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど課長が答弁したとおり、司書の資格を持って、なおかつその専門の面にたけた業者が入っております。行っていただくとおわかりかと思いますが、私も何回か職員の方とお話をする機会がございましたが、大変親切にいろいろ教えていただいた。そういう面では図書館についての知識というのは大変豊富だというふうに考えておりますので、さまざまな地域に図書館はあろうかとは思いますけれども、やはり一の図書センターにつきましては十分に職員も磨かれて、そして機能が発揮されているセンターだというふうに私は認識しているところでございます。

なお、学校図書館とのネットワークにつきましては先ほど町民にも利用できる図書館ということからすると最終的にはネットワークは必要なのでしょうけれども、学校図書館は児童・生徒という限定的なところもございますので、データベース化、ネットワーク化に何百万という初期投資と、それからコストがずっと毎年かかってきますので、限定的なところにはやはり選択と集中ということで学校図書館は学校図書館なりの生き方をしていくべきだというふうに考えておりますので、データベース化については検討させていただきますけれども、ネットワーク化については現在のところ難しいものというふうに判断して

いるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） ネットワーク化は難しいということですけれども、データベース化はぜひ検討して前向きに考えていただきたいと思います。

次に、最後にこれは図書館の職員、大変優秀な職員が図書センターにいるということですけれども、昨年鎌倉市の図書館の職員の方であるツイートをしました。もうすぐ2学期、学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしゃい、漫画も、ライトノベルもあるよ、一日いても誰も何も言わないよ、9月から学校へ行くくらいなら死んじゃおうと思ったら逃げ場所に図書館を思い出してねというツイートが話題になって、共感の輪がネットに広がりました。図書館はただの無料の貸し本屋、暇潰しの場所ではなく、住民の課題の解決のための情報拠点として、時にはこのように人の命を救う場所になり得るのです。そういう図書館に対しての町のビジョンが伝わってこなかった。実際の図書館の活動はどうなっているのか、わからなかった。そこには総合的に図書館を見ることができる、かつ意欲にあふれた専門家である図書館司書を配置していただきたいと私は思っておりますけれども、その配置に対してぜひ人を育てていっていただきたいと思いますけれども、そのご所見をありましたらお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、図書館職員としてはご指摘のとおり、知識、技能をどんどん、どんどん磨いて、立派な職員を配置してまいりたいというふうに考えております。

鎌倉の件につきましては、社会がそういう形で学校に目を向けていただけるということは大変ありがたいことでありますので、それぞれの方々がそれぞれの場所で、その方はそういうツイッターをしたわけですけれども、しなくとも、さまざま児童・生徒に目をかけてくれる町民の方がいらっしゃると思いますので、学校教育としても一緒になって児童・生徒の健全育成に努めてまいりければなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

それでは、第2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 次に、ＩＣＴによる広聴・広報活動の充実についてお伺いします。

まずは先週の台風10号に対しての対応については、職員の方々におかれましては迅速な避難所の開設等大変ご苦労さまでした。町内については大きな被害もなかったことは何よりでした。ですが、県内では被害者も出たことはお悔やみとお見舞いを申し上げます。本町においては、わたまるメールやエリアメール、ホームページの更新による情報提供に関しては素早い対応、ありがとうございました。

このように現在は情報化社会であり、ますます広聴広報が大切になってきます。特に情報インフラの整備が重要です。

昨年策定された矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、情報の管理運用体制を見直し、必要な各種情報をより迅速に発信できる仕組みを構築するとあり、ホームページの全面リニューアル、生活情報発信の強化などの具体的な取り組みが示されております。

また、第7次総合計画では広報・広聴の充実としてホームページによる情報発信の強化を図り、住民からの意見や要望、ニーズを積極的に把握する体制の強化に努めるともあります。

町公式ホームページは、全世界に対する顔となる大変大切なものです。そのことから、以下お伺いいたします。

1点目、町ホームページのアクセス数について、リニューアル前とその後でどう変化したのか。一昨年、昨年、ことしの4、5、6、7月の各月のアクセス数、またよく見られているページや余り見られていないページを把握しているのであれば、そのアクセス数。

2点目、町ホームページはどのような体制で更新が行われているのか。ホームページを運用するための職員のガイドラインはあるのか。外部委託はいつまでホームページ制作にかかわり、リニューアルした業者からのアフターケアの状況について。

3点目、町としての広聴活動はどのように行っているのか。また、インターネットによる広聴についての所見。

4点目、町民のインターネット利用率について把握しているのか。インターネット利用の住民へのサポート体制は。利用率、サポート体制に関する所見について。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ＩＣＴによる広聴・広報活動の充実についてのご質問にお答えをい

たします。

1点目の町ホームページのアクセス数についてですが、町でデータをとってきたのはアクセス者数でしたので、これによりますと一昨年の4月は8,070人、5月は7,868人、6月は8,259人、7月は9,970人で、昨年の4月は1万1,593人、5月は9,476人、6月は9,967人、7月は6万1,917人で、ことし4月は9,025人、5月は7,910人、6月は9,386人、7月は1万3,939人であり、ここ3年間の数値を見ますと、昨年7月は重大事案の関係でアクセス者数が多かったところですが、リニューアル後の本年は微増で推移をしておるところであります。

閲覧が多いページについては、アクセス件数となりますと、先月は1万3,127件のトップページで、それ以外では4,517件のホットニュースとなります。閲覧数が少ないページは1件で、更新が少ない税務関係などになっております。

2点目の町ホームページはどのような体制で更新が行われているかについてですが、基本的に各担当職員が行うこととしており、本年度当初に職員を対象にホームページ更新操作説明会を行い、操作マニュアルを配付し、各課職員の更新後に企画財政課が常時内容をチェックする体制としております。町内小・中学校には直接担当が出向き、更新作業説明を行っております。

職員のガイドラインとして矢巾町ホームページ運用ガイドラインを策定済みで、各職員がいつでも確認できるよう、庁内システム共有ネットワーク上に備えつけております。

ホームページリニューアルについては、株式会社メディアクルーに本年3月末までの導入委託契約を締結し、引き続き本年度は運用保守業務委託契約を締結して、システム障害に備えてのバックアップ体制並びにシステム監視、システム障害発生予防対策の確立及び操作方法や運用上の問い合わせ対応を委託しております。

3点目の町としての広聴活動はどのように行っているのか、またインターネットによる広聴についての所見についてですが、現在のところは広報やはば、町ホームページにて呼びかけ情報収集を行い、町へのお問い合わせはメール等でお寄せいただいているところであります。

インターネットについては、携帯端末機等の普及により、いつでも、どこでも、誰でも簡単に利用できる環境にあり、町民の皆様と町を結ぶツールとして重要視しており、特にも町ホームページでの広報・広聴活動を重視し、今の時代に即した広報・広聴のあり方としての広報戦略の検討を行う予定としております。

4点目の町民のインターネットの利用率について把握しているかですが、町としては利用率は確認していない状況であり、町民のインターネットサポートについては行政ではなく民間によるサービスとして提供されるべきものと捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 町ホームページのリニューアルについては、3社による見積もりにより業者が決定したようですが、資料を見たところかなりの料金の差があったようです。現在の町ホームページを見たところ、以前と比べて格段に変わっているところはないように感じますけれども、多分職員の方々の使い勝手は格段に違っているのだと思います。その職員の使い勝手のよさも重視すべきではあると思うのですけれども、ホームページを利用する側の使い勝手のよさが重要です。ですが、利用する側の視点に立ったホームページを見た場合の検索のしやすさであったりというのは、ほかの自治体のホームページもそうなのですけれども、大体は使いづらく、本町のホームページもちょっと見づらい感じが否めません。

お隣の盛岡市ではこの9月にホームページをリニューアルしていますけれども、大変見やすくなつたと感じます。これは、検索のしやすさと情報発信の強化をコンセプトにしたつくりがよかつたのだと思います。

そこで、私は利用者の意見を聞くなど、例えばアンケートをとるとか、モニターを募るなどして、どうしたら利用しやすくなるのかをもう少し利用者目線で見る仕組みをつくつてはどうかと考えるのです。そして、それの方々の意見からコンセプトをしっかりと設けてホームページをつくるべきなのではないかと思うのですけれども、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えします。

昆議員のおっしゃること、全くそのとおり、同感でございます。これまでではどちらかといいますと、矢巾町に限らずだと思いますが、発信する側の都合でいろいろ考えていたものだと私も感じておりますし、今後は受け手の方々の視点でいろいろ情報発信なり、広聴なりという部分について考えていくべきものと考えてございます。

ただ、既に導入してしまっているものにつきましては改良できる範囲は限られていると

は思いますが、そういう視点でいろいろ見直しを進めていきたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆秀一議員） ゼひ利用者目線に立った見直しをお願いしたいと思います。

次、ホームページの広報の面についてですけれども、詳しく見ていくと大ざっぱな部分の掲載にとどまっているページが多いように思います。例えば仕事を持っている方が仕事終わって家に帰って、深夜に育児等の助成事業のところをクリックして、所得が一定額以上であるときは給付を受けられませんというのを見た場合に、その一定額というのは一体どのくらいなのか、結局例えばそれがわからないと、例えば仕事を持っている忙しい方でも昼間に改めて係に電話して問い合わせることになります。ホームページはそのようなことがないように、見ないで、電話をかけないで、直接聞かないで手間が減るということがホームページの利点でございます。24時間ホームページが見られるというメリットが感じられず、ホームページの利便性が発揮できないという中身になっています。せめてそういうところはちゃんとわかるようにホームページに詳細なところまでも載せたほうがいいのではないかでしょうか。いかがでしょう。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） おっしゃることもっともかと思います。ただ、ホームページに記載された内容で一般の方が判断できるかどうかというものにつきましては、内容次第なのかなという点もあろうかと思います。1つの条件がクリアすればオーケーなのか、複数の条件が適用要件になるのかとか、そういう部分というのはかなり実際は問い合わせでの受け答えの中でないと判明しない部分というのも、正直行政の仕事といいますか、皆様に対してのいろんなサービス提供の中でそういうことがございますので、全てに対してそういうことは難しいかと思っておりますが、できる範囲ではそういう、先ほどの利用者目線でというふうな部分に対してもそのとおりでございますが、できる範囲においてはなるべくそういうふうにしていきたいと考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） もちろんできる範囲でお願いしたい、できない範囲までお願いしたいとは思いませんので、よろしくお願いたしたいと思います。

次に、ＩＣＴによる情報発信についてお伺いしたいのですけれども、まず町のホームページには町長だよりというコーナーがございます。もちろん町長の優しい人柄がよくあらわれた写真とともに挨拶文が掲載されてございます。この挨拶文はもちろん町長の考えた言葉だとは思うのですけれども、この挨拶文はいつから掲載になって、いつまで同じ挨拶文が掲載されているのか。大きな自治体では毎月定例の記者会見などがあって、首長からのいろいろなことが発信されます。本町においては特に定例会見もなく、正式な町長からの言葉を町民が聞く機会が余りないです。そこで、ブログなどのようなネットで毎日とは言いません、せめて週1回くらいのペースで町長の言葉を情報発信する場をつくってはどうなのか。

また、職員から意見でＳＮＳの利用ができないのかということをどのように検討されたのかということと、それから緊急時の情報発信についてはインターネット以外の方法としては、赤丸議員が有線放送についてこの後鋭い質問をしてくると思いますので、赤丸議員にお任せしたいと思いますけれども、ほかの情報発信の場についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　これは町長、先にございますか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

昆秀一議員のご指摘のとおりでございまして、いずれ今後広報も含めて私の発信力の強化についてはこれから前向きに取り組んでまいりたいと、こう思っておりますし、それでいわゆるこれから広報も、広報以外の広聴・広報の関係について私もやはり自分の思いを町民の皆さん方にしっかりと伝えることのできるような対応をしてまいりますので、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　2点目のＳＮＳの利用の関係でございます。ＳＮＳのメリット、デメリット、両方ある程度我々としても現状を把握してございます。そういう意味でメリットを生かすことを前提として、導入については前向きに検討している最中でございます。

あとはデメリットが表に出ないようにといいますか、利用のガイドとか、炎上とかやつては元も子もございませんので、そういうことも検討しながら進めていきたいと思います。

なお、こういった部分につきましては町長答弁の中にありますが、広報戦略というもの

を基本的な方針なりそういったものを明確にした上で、その戦略にのっとってこのＳＮＳ等の利用も考えていくというふうな形で進めたいと思ってございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　山本総務課長。

○総務課長（山本良司君）　昆議員さんから出ました防災関係、広報関係でインターネット関係以外というようなご質問ございました。この部分につきましては、赤丸秀雄議員さんのほうにご質問する内容に入ってございますけれども、以外とすれば同報系、ラッパ系、いわゆる音の出るやつというふうな考え方持ってございますけれども、町長及び企画財政課長申し上げましたとおり、有線、これは赤丸さんの質問にある中身ですけれども、有線以外の活用の部分につきましてもう少し広報戦略含めました対応につきまして検討しなければ、なかなかはつきりと明確にはというふうな今の段階でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆　秀一議員）　次に、議会のホームページに関してなのですけれども、これは非常に議会としては大事な問題であると認識していて、議会の見える化においても真っ先に取り組まなければならないのではないかと考えております。

現在議会のホームページは準備中であるようですけれども、非常に探しづらいというか、隠れサイトになっていて、もしかしたらこれは私が探し方が下手なのかもしれないですが、探しづらいということは利用しづらいというか、使えないというのと同等だと思います。町としては、ここら辺の議会のホームページに対しての認識はどうお持ちなのか。

ということで、それは私が考えることでしょうと言われればそうなので、例えばこれは私の提案であるのですが、議会のホームページなのですから、事務局ばかりに負担をさせるのではなく、独立したホームページを管理を含めて議会でさせていただくようにできないのか。そのために広報・広聴常任委員会も存在し、その規定においても議会における情報通信技術の、いわゆるホームページのことですけれども、その活用に関することが所管事項としてうたわれているのですから、ぜひこの常任委員会とお話をさせていただき進めなければならないのではないかと思っているのですけれども、これらの件についてお考えをお持ちであればお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） せっかくの機会でございますので、吉田事務局長、所感を。実態。局長。

（「それでは、ただいまのご質問につきまして事務局長としての考え方というか、現在の状況についてご説明申し上げます。現在議会のホームページということでございますが、最終的には町のホームページの中にバナー的な形で矢巾町議会ということで載せておって、そこをクリックすると議会の内容が議事録から、議員さんの名簿から、さまざま最近の常任委員会の活動状況等々、あとは政務活動費等々について掲載する予定になっておりますが、現在その辺業者のはうとこちらのほうと構築の準備をしているところでございまして、なかなか進んでいないところで、大変現在のところ申しわけない状況となっているところでございます。ただ、議会の開催等につきましてはトップページのところに新着情報として載せておりますし、その他会議録等というところにつきましては情報という欄がございまして、そこをクリックすると行けるということになりますし、あるいは議会事務局を選定していただきまして入っていくと見られるような状況になっております。いずれ早く、早くそのバナーをつけるようにということで、こちらもせつづいているところでございまして、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。できるだけ工事中のところもあるかもしれません、バナーだけは早くつけて皆さんに見られるような形で進めていきたいと思います。それから、先ほどの常任委員会と町との話し合いに

つきましては、町とも連携しながらそこら辺の
議会としてのホームページのあり方というか、
ホームページに掲載すること等について協議し
ながら、議員さん方とも相談しながら進めてい
きたいと思いますので、よろしくお願ひします。
以上、お答えといたします」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ありがとうございました。

財政面もあると思いますので、藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 情報発信の重要性はこちらとしても認識しているところで
ございます。議会のほうでより強化していきたいということであれば、基本的には前向き
に捉えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。ぜひ常任委
員会にも言っていただければ動きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、この町ホームページ、総合的に見ている職員がいらっしゃると思うのですけ
れども、けさもホームページ見て、子育てのほうから知的障がい者児の施設というところ
クリックしてみたのですけれども、見つかりませんと出て、ずっとそうなっていて、いつ
直るのかなと思っていたのですけれども、ずっと直っておりません。こういうことがある
のは、多分職員の方が見回るのは大変なのだなというところは感じるのですけれども、ホ
ームページ一つ一つ確認する作業というのは必ず必要になってくるのではないかなと思
います。例えばほかのページでもそうなのですけれども、リンクして情報を得られないと
なると、町の信頼にもかかわってくるような問題だと思います。そこら辺の情報の確認や見
回りのようなことはどのようにされているのか。ホームページはただつくることが目的に
なってはいけません。しっかりと使いこなせなければならぬのです。情報ソースの正確
さやスピードなどがホームページの命でもあると思うのですが、その辺のホームページに
関する確認をどう行っているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまリンク切れがあるということのご指摘、大変あり

がとうございます。こちらとしましてもリニューアルの段階では一通りはリンク切れ等がないことは確認するようにしておったところでございますし、その後の各担当での更新時についても企画財政課のほうで更新後にチェックはしておりますところでございますが、ホームページ初期の段階でのリンク切れにつきまして、大変申しわけありません、100%は確認できていなかったところがあったということだと思いますので、今後一つ一つ潰していくように努力していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 次に、ホームページでのシティセールスというか、町外への矢巾町の情報発信についてお伺いしたいと思います。

盛岡市ではふるさと納税が4日で247万、矢巾は年間で233万5,000円ということで、返礼品の問題もあると思うのですけれども、大変残念に思っておるのです。インターネットは町内ばかりではなく海外にまでほとんど同時に情報を発信できる手段であることは皆さんのが存じだとは思うのですけれども、ではそれをどのように利用するかというのほとんど認識していらっしゃらないのだと思います。ですが、例えばこのふるさと納税、それから矢巾町に来てくださる観光でもいいのですけれども、そういうのはどんどんと町外にアピールして、やり方次第などで人が集められるのではないか。そのためにも矢巾町自体の魅力を発信していく必要があります。よく聞くのですけれども、矢巾町はPRするものがいと言われます。ですが、私はまだまだいろんなことのできる魅力が詰まった町が矢巾ではないかと思っております。なので、ぜひこのように考えている人間の声を吸い上げてもらいながら、その町の独自性を打ち出して政策を、町としてネットを最大限に利用して矢巾町の魅力を全世界に発信していく体制をつくり、一層の惜しみない努力をしていただきたい。できない理由ではなく、するための理由をつくっていただきたい。私もそこには最大限の努力をしたいと思っておりますので、ぜひ私の提案も検討していただければと思いますし、協力し合いながらよい方法を一緒に考えていくべきだと思っていますけれども、このことに対して何かあればお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 議長から指名します。

佐々木智雄産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今ご質問ありましたとおり、情報発信は非常に大切なものと思っております。先ほどの村松議員のご質問の際に町長のほうからも答弁がございましたけれども、今いろんなイベントの関係ですとか、ことし新設されました観光物産係のほうがいろいろと今まで検討を始めているところでございます。町としましても、情報発信というのはこれから観光にかかわらず、産業振興の部門でも非常に大切なものと考えておりますので、そういう意味ではホームページの活用の仕方ですとか、それ以外の情報発信につきましてもしっかりと考えながら、町にとってどういう方法が最もふさわしく、皆さんに知っていただける機会になるのかということをしっかりと考えながら、いろいろな方々のお知恵を借りて検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　ホームページのほうの担当課としての見解についてもお話をさせていただきたいと思います。

昆議員からお話ありましたいわゆるシティセールスにつきまして、現在我々でまさに検討中でございます。具体的にある程度進めておるところでございます。7次総で掲げております「希望と誇りと活力にあふれ　躍進するまち　やはば」というものをイメージとして印象づけていただけるようなブランドイメージといいますか、統一的なイメージを持って発信するということで考えてございます。インターネットはそれに対して非常に重要なツールでございますので、ホームページのイメージを大幅に変えるという前提でございますし、それだけにとどまらないいろんな形の中でのイメージ戦略を実際に展開していく予定としてございます。

また、ふるさと納税の関係のインターネット上の通信販売的な、ふるさと納税の納税のための入り口の部分につきましても大幅に強化した内容で用意してございます。実際に発表できるのはもう少し先になろうかと思いますが、大々的に進めてまいりますので、よろしくご協力を願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆　秀一議員）　これも非常に大事なことなのですけれども、ネット活用に関してのインターネットサポートについては行政としてではなく民間によるサービスとして提供されるべきものとのご答弁ですけれども、このＩＣＴによる広聴・広報に対して情報モラ

ルや情報セキュリティに関する知識等を町民全体のＩＴリテラシーを含めて向上もサポートのうちに入るとと思うのですけれども、スマートフォンやタブレットなどの普及に伴って生活は大きく変わってきてています。反面、こうした端末はＳＮＳなどの利用時間に伴って、常々インターネットに触れていないと不安に感じるといったネット依存という課題や、それに伴う現実社会生活への影響も指摘されております。そして、ポケモンＧＯでは死者も出ているなど、スマホなどの利用に対するリテラシーの向上を図る必要が重要だと思いますけれども、ネットを利用する際のマナーとして必要不可欠なもの、そういうものもサポートとして町としてはどう考えておるのか。やはりこれも民間でやるべきと考えておるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　ただいまのご質問でございます町民全体のリテラシー向上のためとか最低限のマナーということでございますが、町として例えば最低限こういったマナーはぜひ守りましょうといいますか、そういうような働きかけをインターネット上を通じてと、そういう形であれば十分対応可能だと思っております。あと、よりそれに対してエネルギーなり財政的なものを投入してというふうなことまではなかなか総合的に考えますと難しいのかなと思っておりますが、昆議員おっしゃるように最低限のマナー、リテラシーの部分につきましてのアナウンスはホームページ等でやっていけるものと考えておりますので、そちらはぜひ進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）　最後に、そのリテラシーに関してはこれからのお子もたちに対して大変重要なことだと思いますので、ぜひ教育委員会等でも周知、そういうことに関しての知識等をより一層重視して広めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。これに対して何かあれば。

○議長（廣田光男議員）　これに対して教育委員会の所見がございますか。

越教育長。

○教育長（越秀敏君）　ただいまの議員からのご指摘でございますが、私どももそのリテラシーというか、エチケットというか、そういう教育は大変重要だというふうに思っております。

したがいまして、各学校におきまして総合教育センターとか、警察とか、あるいはドコモ等の企業ですけれども、そちらから講師を派遣いただいて、携帯あるいはスマホ等のさまざまないい面と悪い面について、それからどういう面に気をつけるべきかということについての研修を行っておりますし、授業参観の際には保護者の方もそれに参加したこともあるということをお伺いしております。これからも続けてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○7番（昆秀一議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） 以上で7番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩をとります。再開を1時10分とします。

午後 零時19分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をします。

次に、1番、赤丸秀雄議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会所属、赤丸秀雄です。

1点目の質問ですが、小・中学校教育環境の課題について質問します。昨年からことしにかけ1年間で、町内全小・中学校と児童館を教育民生常任委員会として視察、訪問することができました。そこで感じたことを踏まえ、以下2項目について伺います。

1つ目の項目は、学校環境についてであります。小・中学生通学路の安全確保については、現在毎朝通学時にはスクールガードさん、交通指導隊の皆様の協力のもと、安全に通学している現況にあります。その安全通学の確保に黄信号がともっている現状と聞きます。

交通指導隊は、町長の辞令交付により委託し、年間活動日数が130日前後であり、年間報酬15万円ほどで活動していただいております。その交通指導隊に3名の欠員が生じて補完できない状況であると聞きますし、高齢化による安全指導に支障を来しつつあると伺います。

また、スクールガードさんに至っては無報酬であり、高齢の方々が多くなっている状況であります。ボランティアをしていただく方を行政区単位に選出をお願いしている状況であるが、年々手伝っていただく方が減って支障を来していると聞きます。それに、学校から離れ

た地域の通学路には歩道のない道路も多く、安全通学を危惧する父兄も多くおり、送り迎えを余儀なくされている現状であります。

安全な通学路確保に歩道設置やスクールバス導入を早急に行うことには無理がありますので、せめて交通指導隊員及びスクールガード員の確保は行政主管で責任を持って行うべきと考えますが、そのことについて伺います。

次に、小学校トイレの洋式便器化について伺います。マスメディアの報道では、現在小・中学校への要望の中で一番多い項目にトイレの洋式化が挙げられています。不動小学校を視察したときにも、和式トイレを利用したがらない児童がいるとのことでした。

矢巾町では昭和52年から下水道整備を始めており、現在の児童が生まれた10年前であっても普及率が88%を超えていた状況にあります。各家庭では自宅の水洗化に伴い洋式便器に変更したと想定できますので、現在の低学年ほど和式便器を利用したことがない状況であります。毎日利用し、使用頻度の高い設備でありますので、不動小学校に限らず、ぜひ優先して便器の交換を行うことを望むものであります。洋式便器への今後の交換計画について伺います。

次に、児童館の運営、環境について伺います。視察で運営状況のお話を聞いて、安全に子どもを預かり、献身的に子どもに接している現状を見聞きして、町の子育てサポートに安心しました。

その一例をお話ししますと、運営時間は平日夜7時までであり、土・休日や夏休み等は朝7時から夜7時までと、子育て支援の世帯を考慮した運営であり、とてもよいことありました。また、児童の行動のマンネリ化を防ぐために、児童館スタッフが児童のリーダーと協働してイベントを定期的に行い、精力的に対応していたことも大変すばらしかったです。

ただ、残念なことが1点ありますと、児童館の視察規模に大きな違いがあったことです。不動児童館は屋内スポーツがやれるスペースがありましたが、東小のサテライト児童館は建設会社の2階を借用のため、利用トイレが1カ所であり、不便な状況で使用しているとのことです。借用物であるため増築は難しいでしょうが、何らかの対策をお願いいたしましたく、考えを伺います。

2つ目の項目は、いじめ防止対策についてであります。昨年7月に当町で発生したいじめによる中学生の自殺問題は、いわゆる第三者委員会設置のもと、事実関係を調査しておりますが、7月下旬のテレビ、新聞報道によれば、調査がまとめ段階に来ており、近く調査結果を公表できるようなお話がありました。

そこで伺いますが、調査結果を踏まえ、町として今後どのように対応しようとしているのか、現段階で話せる範囲で結構ですから、お知らせ願いたい。

また、町ではいじめ防止対策に向けた基本条例制定の考え方を示しておりますが、第三者委員会の結果を踏まえ、速やかに制定するための準備はしておるのでしょうか、伺います。

それから、いじめは小中学校に限らず、若い世代や老人を対象にしたところでも発生しております。その数が多いことが原因かわかりませんが、介護施設や老人ホームのいじめと思われる虐待行為が傷害事件や殺人事件など大きな事象が発生しないと報道されていないと言われています。

そこで伺いますが、町内26カ所ある介護、身障者等の施設にはいじめはないと思いますが、そのような施設を対象としたいじめ防止対策に対応する基本条例制定を考えているか、伺います。

以上、1つ目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　1番、赤丸秀雄議員の小・中学校教育環境の課題についてのご質問にお答えいたします。

1点目の学校環境の課題について、通学路の安全確保につきましては歩道整備などのハードウエア対策として各小・中学校と町で協議した改善要望箇所を矢巾町通学路交通安全プログラムにより、また地域からの要望をいただいた箇所については町の交通安全対策協議会で検討し、岩手県公安委員会に上申を行うなどの対策を行っております。

町が対応した改善状況は、ラインマーカーの補修、ドットラインの設置、ガードレールの維持補修、カーブミラーの補修等、年度によって改善箇所数には違いがありますが、要望をいただいている箇所を含めおおよそ年間10カ所以上の改善を実施しているところであります。

ソフトウエア対策としては、交通指導員やスクールガードの方々の街頭指導により児童・生徒の通学路の安全確保を図っておりますが、交通指導員は現在定員25名に対し実員22名と3名不足をしている状況にあることから、広報による募集を初め町内各地区に設置しております交通安全協会や交通安全母の会に推薦依頼を行い、交通安全指導に精通されております方々の加入を推進してまいります。

また、指導員はその多くが長年にわたり務めていただいていることから年々高齢化は進んでおりますが、おのおの意識は高いことから大幅な更新は検討していないところであります。

スクールガードにつきましても、今年度は134名となっており、毎年推移はありますが、特段減っているということではありません。スクールガードにつきましては、各行政区から選出いただいておりますが、登下校の時間帯は自営業の方または比較的高齢の方々をお願いせざるを得ない状況にありますことから、今後も児童・生徒の安全確保のため地域の皆様方との交流の場を設けるなどさまざまな機会を通じて人員の確保に努めてまいります。

次に、児童館運営・環境状況につきましては徳田、煙山、不動児童館は矢巾町社会福祉協議会を、矢巾東児童館は特定非営利活動法人矢巾ゆりかごを指定管理者として運営を行っております。指定管理の期間は3年とし、毎年意見交換を行い、事業の運営状況を確認し、必要な改善を行っております。

また、矢巾東児童館の増設施設分につきましては特定非営利活動法人矢巾ゆりかごに業務委託をしております。

児童館施設の環境につきましては、以前から利用児童数が多く、さらに昨年度から登録児童の上限が3年生から6年生までに拡大したことに伴って、煙山児童館の増築工事及び駐車場整備を行い、利用児童及び保護者の利便性を図っております。

今年度につきましては全児童館に冷房設備を設置し、児童の熱中症予防や体調不良の際の静養に対応したほか、徳田、不動児童館のトイレにつきまして和式トイレのみの設置となっていましたが、現在洋式トイレに改修する工事を行っており、町内児童館には全て洋式トイレが設置となり、施設の環境整備を図っております。

町内児童館の運営・環境状況につきまして、各児童館と連携を図り、児童の安全、安心を最優先に取り組んでいるところであります、今後につきましても各児童館の状況をしっかりと把握し、必要に応じて施設整備につきましては年次計画の上改善に取り組んでまいります。

以上、私のほうからとお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　松尾教育委員長。

（教育委員長　松尾光則君　登壇）

○教育委員長（松尾光則君）　引き続き、小・中学校教育環境の課題についてのご質問にお答えいたします。

1点目の学校環境の課題について、小学校トイレの洋式便器化についてですが、改修する場合においては一斉に改修するのか、段階的に、例えば1校ごとに年計画を立てて行うのか検討を要しますので、町の財政状況や町全体で計画する公共施設等総合管理計画での推進管理も踏まえ、できる限り早い時期に実施できるように対応してまいります。

2点目のいじめ防止対策についてですが、第三者委員会の調査結果を踏まえた町の今後の対応についてですが、町いじめ問題対策委員会、いわゆる第三者調査委員会から調査報告書及びいじめ防止のための提言等が町教育委員会に報告された後は、その内容を教育委員会から町長へ報告し、その後ご遺族、保護者への報告、そして町議会への報告を行います。さらに、教育委員会議や総合教育会議で調査結果や提言等を確認するとともに、当該中学校の保護者や報道機関への説明や対応などを並行して行うことになります。

次に、いじめ防止に向けた町条例の制定については、第三者調査委員会からいじめ防止のための提言や町条例案についてのご意見などもいただいて条例案を示した後、広報誌やホームページへの掲載及びパブリックコメントによる意見収集、さらに学校児童・生徒や町議会の説明などを行いながら条例案を作成し、町議会のご議決を賜りましたなら関連規程を整備してまいりたいと考えております。

次に、介護施設などの虐待等いじめ防止対策も町条例に盛り込むことの可否についてですが、介護施設などの虐待防止については高齢者虐待防止法などで定めており、これらでしっかりと対応するものであることから、今回のいじめ防止条例に織り込むことは考えていないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　通学路の安全確保で町で対応した改善内容について、ラインマーカー、ドットラインの設置とありますが、本当にこの施策は運転者からも目立ち、また歩行者も安心してその路幅とか、路面とか見やすく、とてもよい施策であると思っております。

また、交通指導員とスクールガードの人員については広報による募集、地区ごとの交通安全協会などへの依頼とありますが、町としてもう少し踏み込んだ取り組みをしていかないのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　山本総務課長。

○総務課長（山本良司君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

私のほうからは交通指導員の関係でご答弁申し上げます。交通指導隊のほうにつきましては、議員お説のとおり年間の稼働100日超えている各3部隊、各地区ごとに3部隊あるわけですけれども、朝の登下校の指導等含めて、またイベントへの対応、こちらを含めれば、部隊ごと若干違いますけれども、100日以上の年間の対応となってございます。ご存じのように年

々高齢化は進んでおるわけですけれども、なり手の部分として生業を持った傍らの部分の取り組みということになれば、なかなか該当する方と申しますか、対応いただける方、また交通指導等に適した方ということでかなり限定がかかりますので、これら辺につきましては町長答弁申し上げましたとおり、いろんな形での募集というのか、人を選任していく方法は機会を捉えながらやりますけれども、公な形とすればやはり広報での募集、あとは町の交安協、交対協のほうのお願いというのはベースになろうかと思いますけれども、できるだけ早く定員充足できるように対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、私のほうからはハード的な部分でお答えをしたいと思います。

先ほど町長答弁がありましたとおり、ラインマーカー等々につきましては予算の範囲ではありますけれども、対応しているところでございます。それで、交通安全対策協議会におきましてそういったプログラム等々協議して公安のほうに上申しているわけでございますが、現在公安のほうで対応するために例えば生徒のたまり場とかそういった避難確保ができれば例えば進めやすいのだというような話も伺っておりますし、そういったやりとりを現在しているところでございます。それに対応しましては、いずれできる限り予算を確保しながらそういった部分もできるような形で進めていきたいということで、今後どの場所でどこになるかというのはこれからでございますけれども、現在そういったやりとりをしております。それが進めていけば例えば横断歩道の新設とか、横断歩道用の信号機とか、そういったものの設置というのもあるいは進んでくるのかなということで考えておりますので、できるだけ町としましてもそういった形の中で進めていければということで今後とも考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越秀敏君） それでは、私のほうからスクールガードについてお答えいたします。

スクールガードにつきましては、各小学校において各行政区にお願いしたいという形での文書を毎年度出しているところでございます。また、登下校に対応できる方々ということになりますと保護者も対象になることから、保護者についてもスクールガードについての呼びかけをしているところでございます。

なお、交通安全につきましては小学校1年生につきましては一定期間下校指導を学校を中心に行っておりますし、また月に1回程度でありますけれども、各地区保護者のご協力を得まして地区のそれぞれの交差点において交通安全指導を行っているところでございますので、スクールガードだけでなくそういうような取り組みも行っているということを申し添えたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 通学路の安全確保については、今後ともハードの面、ソフトの面から、ぜひ取り組みよろしくお願ひしたいものであります。

次に、町の公共施設の洋式トイレについてご質問、再度いたします。今までトイレの改善については公共施設計画的にやりますということはお聞きしております。そこで、単刀直入にお聞きしますが、財政状況を考慮した場合に現時点で町内施設を対象としたトイレ改善計画は何年程度かかる予定か、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

洋式トイレへの水洗化ということで、何年計画で実施するかということのご質問でございました。この部分につきましては、現在公園等々の和式関係等もございますし、洋式化それぞれ進んでいるものもございますけれども、具体的に何年で完了するというような形ではなく、各所管している施設の部分で予算の確保お願いしながら年々、少量ずつではございますけれども、取り進む方向で現在は進めているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） まず、財政状況を考えればそういう答弁しかできないのかなと感じました。

次、児童館の部分でご質問いたします。今3年で委託している指定管理の部分とお話をありました。毎年保護者との定期的意見交換等を行って、保護者のほうからの感じ方というか、運営状況、いいとか、悪いとか、聞いたりしておると思いますので、ぜひ毎年そういう意見を重ねながら、やっぱり委託される側とすればある程度雇用確保の面からも3年では指定管

理期間は短いと、私は感じております。ですので、今後は、よその自治体も5年ぐらいが妥当だという話も聞いておりますので、その辺を町としてはどのように考えておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

保護者との意見交換につきましては、指定管理先が行っている状況ですが、とても大事な場だと思いますので、何らかの形で私ども担当課、委託元であります担当課も把握できるような体制を考えて前向きに検討していきたいと思います。

指定管理の期間につきましては、町の方針等もありますので、ほかの市町村の状況も確認しながら、いろいろよい例は学びながら反映させていけるような、現場の考え方も示しながら、いろいろと協議を進めていきたいと思いますので、そのことをお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） いいところは取り入れて、ぜひ運営についてはそういう、特に雇用の観点からいえば長いほうが当然勤める方もそれなりに身が入ると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

また、先ほどは言い忘れましたが、児童館は冷房の設置をしていただいて大変喜んでおりました。私も感じたのは、事務室と1つの体調不良を児童等が発生したときの部分の部屋ということで安心しまして、全部入れられるとやっぱり季節感がわからなく、夏はやっぱり汗かくのが通常だと思いますので、この辺もよかったですかなと思って帰ってきました。

話は変わりますが、いじめのことでご質問させていただきます。6月視察で北中学校の校長から、この1年間の状況などお話を伺うことができました。事件から1年となる7月1日には、命の大切さについて全生徒に働きかけるとしていました。このときは6月の視察だったので、そういうお話です。また、町の取り組み、教育委員会の指導により相談員の配置、相談電話の運用、職員会議の改善等々、生徒も、教職員も、教育現場も変わってきたることを実感してきました。

そこで質問ですが、矢巾町のこのいじめによる事件発生後、いじめがあることを前提にしたアンケート調査を実施するような形のアンケートを実施しております。そこで、町内の小・中学校の現時点のいじめの件数はどれぐらい上がっているでしょうか、お聞きした

いと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

今手元に数値を持っておりませんので、後刻お答えさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 端的にご質問させていただきます。答弁の中に、町条例の制定については手順を踏んでと、こう、私からすれば少し長い文の説明になっておりました。今回、昨年のこの事件は今の中學3年生に当たる部分でありますので、今回の当該生徒たちが卒業する来年3月までには示すことができないのかなと文書からは感じた次第です。その辺のスケジューリングなどは、答申が出てこなければ答えられないのであればいたし方ないと思いますが、どのように考えておりますか、伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いじめ防止条例につきましては、さまざま各地の先例等も参考にさせていただきながら、骨格につきましてはほぼ確定しております。けれども、そもそもこの条例の発端となりましたのは重大事案でございますので、重大事案は学校の調査が中間報告的なもので、最終的には第三者調査委員会が報告を行って、一応の結論を見るということになっておりますので、そこでの提案等も踏まえたほうがよりいいものになるだろうということから、ほぼできてはいるのですけれども、調整が必要だと思いますので、もう少し時間がかかるということになるかと思います。

なお、第三者調査委員会につきましてはこれまで60回を超える調査とか委員会の開催を行っているわけでございまして、間もなくといつても、一周忌の前に私が委員長とお会いしてさまざま点についてお話し合いを持ちましたけれども、もう少し時間がかかるのではないかというふうに思います。その出た時点で条例のほうにその提言等を反映いたしまして、児童・生徒からの意見もいただきたいし、地域の方々からのご意見もいただきたい。できれば今年度中にその成案となればいいかなという見通しを持っておりますけれども、その中途の過程がどの時点で結果が出るかわかりかねますので、我々の期待としては今年度中にいじめ条例を成立できればなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ありがとうございます。

老人の部分の高齢者虐待防止法のお話、少しさせていただきます。この法律は、10年前の平成18年4月1日施行になって、厚生労働省から出ております。ただ、これもこれで最後ですね、いまだに虐待がマスコミをにぎわしているというか、悪い言葉ですが、結構テレビに出ております。中学生等のいじめ防止対策推進法はまた平成25年7月に文科省から、それからいじめ防止基本方針の策定については同じく25年の10月11日に文科省のほうから出ております。こういう部分がいろいろ出ておるにもかかわらず、先日も青森県の東北町ではいじめが発生しております。今回高齢者施設の虐待防止の部分をいじめ防止基本制定に入れるか、入れないかのお話をしましたが、そういう部分もあっても現在もこのように発生していることを踏まえれば、できるなら入れてほしいなというのが私の見解でありますが、この件について所感を伺います。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいま高齢者の虐待防止法の関係のお話が出ましたけれども、一緒に条例に盛り込んではということでございますが、今のところ矢巾町の各施設、それから国の方針で示されたとおり、先ほど赤丸議員さんの方からもお話がありましたが、平成18年度の介護保険法が大きく変わったときにこの高齢者の虐待防止法が制定されております。その中で国の役割、そして市町村の役割、そして施設の役割ということで、そのところが明確にされてきているところでございます。

幸いにも今矢巾町ではそういう虐待という事例が発生していない状況でございますので、今は教育委員会の方としては児童・生徒を中心と考えているようでございますが、決して悪いことではないとは思いますので、その辺は教育委員会なり、もう少し各部署と、障がいもございますので、それともう少し、教育委員会の方で制定する前に時間を頂戴しながら検討させていただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、教育委員会もその整合性の関係で何かありますか。ありませんか。

越教育長。

○教育長（越秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今課長のほうから答弁ありましたとおり、いじめにつきましては町民の方、あらゆる対象の方々の関心のあるところだと思いますし、また対象が子どもだけなのかということもあるうかと思いますので、今後府内で十分に検討した後にいい方向で制定されるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） いろいろ質問させていただきましたが、いじめ事件発生以来、いじめ防止に対する前向きな取り組みありがとうございますということをまずお伝えしたいと思います。特に教育委員長と教育長には町内外の対応に誠意を持って積極的に対応いただきまして、町民として感謝しております。また、教育委員長には今月でご勇退されることで、長きにわたり矢巾町の教育指導を担っていただき、ありがとうございましたということを申し述べまして、1つ目の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） せっかくの機会でございますので、松尾教育委員長、ありますか、何か。

松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 長年の仕事についてではなくて、いじめ防止についてちょっとお話しさせていただきます。

私、ライオンズクラブの講演に一度講師で招かれまして、この重大事案ができる前でした。その中で一つお話し申し上げたのは、日本の社会というのは非常にいじめ問題というのは各界、各層、企業から、地域からいろんな問題が実は問題視されています。その一番いい例が村八分というのがあるのですね。これが根づいているために、例えば家庭の中でいろんな地域の問題点を子どもの前でいろんなお話するのですよね。そうすると、それを聞いた子どもたちが同じことを同じ年代のグループの中で行うのですね、こういうことを。ここにもライオンズクラブの方いましたので、私もそはつきません、そういうことをお話ししました。

このいじめ問題をどうしたならば解消できるかということは、これはやはり家庭の教育だ、そのことも申し上げたのですが、全て教育というと教育委員会となります。教育にはいっぱいあるのです。学校教育もありますし、社会教育もありますし、家庭教育もある。それを含めたのが教育なのです。

ですから、今矢巾町では5者連携という形で地域からいろんな形で含めながら子どもたちに健全育成のためにいろいろ取り組みをしているということをご理解いただきたいし、矢巾の今回の重大事案は非常に悲しいことですけれども、越教育長初め誠意ある態度で接していること、私も本当に心から感謝申し上げたいし、町長さん初めいろいろな総合教育会議の場でもお願いしておりますので、今後矢巾町がいろいろな面で大きく子どもたちが成長する一つの機会と捉えて、議員各位並びに町当局も前向きに進めていければいいのではないかと、未来あるまちづくりのために皆さん協力してやっていきましょうということを申し上げて、ご意見といたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 大変済みませんでした。

他に再質問ありますか。

○1番（赤丸秀雄議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 2つ目の質問を行います。農事有線放送廃止に伴う代替施策について伺います。

平成30年2月にJAいわて中央で運用している農事有線放送が廃止されると聞いています。利用者の一人として大変残念なことありますが、現在町内全世帯の3割程度の利用状況では、メンテナンスコスト等を考慮すればいたし方ないことと思います。また、町長は7月下旬に県に対し13件の項目要望を出しましたが、その中の項目に「新たな災害情報網の構築が必要である」とありましたので、以下3点について伺います。

1点目は、農事有線放送の代替案についてですが、先月会派研修でICTについて学習を行う機会がありました。その中で、インターネットラジオ開局の動きが国内で広がりつつあることを学ぶことができました。身近な情報をタイムリーに得ていた有線放送システムがなくなり残念ですが、その代替案としてスマホやタブレット端末を活用したインターネットラジオの導入、運用を町内もしくは紫波郡内として考えてみませんでしょうかという部分であります。もちろん行政単独での導入や運営は無理であると踏まえて伺っている次第であります。

また、町民への情報提供であれば町のホームページでも可能ということもできるでしょうが、タイムリーに情報を音声で届けることは難しいと思います。ホームページのメンテナンス稼働も多大であります。

インターネットラジオは聞きたいときにアイコンをタップして音声で情報を確認できますし、新情報の提供も容易であり、また災害時の情報伝達も拡充できます。

現在矢巾町では屋外スピーカー整備の考えがあるかと思いますが、屋外スピーカーは大雨、大風のときは50メーター、100メーター程度で聞こえないことが現在のデメリットの事象であります。幾ら人口密度の高い矢巾町でも全世帯に聞こえるシステムをつくるのは容易ではないと、私は感じます。

ラジオ開局の運営経費についてもインターネット等で出資者を募れば難しい課題とはならないと思われますので、新たな災害情報網構築を検討する上でインターネットラジオ導入の考えを伺いたい。

2点目は、町の緊急通報わたまるメールの登録強化について伺います。町の緊急通報わたまるメールの登録件数が少ないようですが、災害時の伝達ツールとして町民の皆様に強く働きかけるべきだと思います。先週の台風10号では、岩手の沿岸地方で大変な被害が出ました。大きな要因に雨の想定外の降り方と川や沢の水の氾濫によることはもちろんでしたが、もう一つの要因に電力の停電と電話回線の不通があると私は思っています。このようなときに非常伝達方法として役立つのが無線通信であると思いますので、わたまるメールの登録強化が必要と考えますが、当局はどのように考えているか、伺います。

次に、ひとり住まい、特に高齢者の緊急通報について伺います。現在通信会社の有線サービスを有料で利用することが可能な制度を町で導入しています。今後高齢化とひとり住まいの方が多くなることが想定されますので、わたまるメールなどの無線通信で高齢者のセーフティーサポートがますます必要であると考えております。安全確認手段として、誰もが安心して安全に暮らせる環境確保のために、伝達の通信料やシステム利用に必要な端末機購入を近い将来町で負担支援して、安心して暮らせる環境を整える考えがあるか、伺います。

以上、2つ目の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　農事有線放送廃止に伴う代替施策についてのご質問にお答えいたします。

1点目のスマホやタブレット端末を利用するインターネットラジオ導入などの考えがあるかについてですが、防災情報の伝達手段については同報系防災行政無線の導入や緊急速報メール、登録制メールなど各種メールを利用した配信、ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスへの配信、コミュニティラジオの開設または災害時の情報伝

達のみならず現在の有線放送の代替となる行政情報や地域の情報を広報することが可能なシステムを検討しておるところであります。

インターネットラジオにつきましては、法整備が不透明な部分もあり、また自治体が母体となつたN P Oなどで経営しているところもありますが、コミュニティラジオやインターネットラジオなどでは音楽を放送する場合にその著作権料が発生し、また運営を行う際にも同じ情報を繰り返し放送し続けるわけにはいかず、番組の充実が必要となります。

こうした点を踏まえながら、情報伝達の手段の一つとしてインターネットラジオについても必要な手続やさまざまな権利の問題等も含め、導入に関して今後検討してまいります。

2点目の緊急通報メールわたまるメールの強化対策が必要であると思うがについてですが、現在わたまるメールの活用方法として災害情報に限らず町からのお知らせやイベントの開催等もメール配信しており、平成28年8月現在の登録者数は1,271件となっております。行政情報をお知らせするには少ないと感じておるところであり、災害等の情報伝達ツールとしては有効なものであることから、広報やはば、また全戸配布チラシにて登録方法をお知らせするとともに、行政区長会議や各種自主防災組織等を通じてご協力をいただき、登録強化対策を進めてまいります。

3点目のひとり住まい、特に高齢者の緊急連絡方法の確立についてですが、高齢の方々は災害時の避難に時間と支援を要することとされていることから、早急かつ確実に避難情報を提供することが重要なことであり、そのためにも矢巾町避難行動要支援者名簿の台帳登録を実施しており、自治会長や行政区長、民生児童委員、自主防災組織、消防団及び矢巾町社会福祉協議会などの地域において身近な支援者となる方々に名簿を配付をさせていただき、災害時にはこの名簿を積極的に活用していくことを自主防災会での防災講話や各種会議、研修の機会を捉えながら周知を行つておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 時間も少なくなったようなので、簡単な質問のほうから何点か質問いたします。

まず、災害伝達方法にわたまるメール、答弁の中にもお願いしているとか、行政区長会議でお話ししているとかとありましたが、このような類いのものはお願いする世界ではなく、強い意思表示が重要であると、私は思います。行政区ごとにわたまるメールの登録の目標値

を設定して、半強制的に協力を仰ぐなど、取り組みすべきと思います。それがすなわち防災に強いまち、また住民を安全に守るというところの一助になると思いますが、この辺についてはいかがか、どのように考えているか、再度伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　わたまるメールについてのご質問でございますが、現状をお話しされますと、実際問題メールの設定がなかなか面倒であるというのが、皆様もおわかりかと思いますけれども、これについてそこがハードルになっているようでございますので、チラシを作成したりということを、これまでやってこなかった部分がありましたので、そこはそういうものをつくりていきたいと思いますし、携帯電話会社のほうにもちょっと今後お願いに上がる予定なのですが、設定変更サービスやってつけていただけないかというふうなことをお願いしようかと思っておりますし、赤丸議員さんおっしゃるように行政区単位で目標設定なりというふうな強制的な部分というふうなこと、強制までちょっと考えておりませんでしたが、目標設定程度はさせていただいたらいいのかなとは思っておりました。いずれ、おっしゃるとおり、強い意思表示といいますか、メッセージを込めてぜひお願ひするというふうな形で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

まず、現在の放送局のように特定の人たちがつくった番組ではなく、地域の特色を生かした番組や地域住民が参加したり、番組制作に参加する2ウェイの番組、急を要する情報を提供することや地域に密着した情報を提供することができるというような部分のものがコミュニティFM放送と、通称コミュニティラジオと言われる部分であります。

この特色は、災害や緊急時にリアルタイムで停電、断水の状況や救援活動などの情報をきめ細かく提供できますと。それから、市販ラジオで気軽に聞け、住民にとっても大きな情報源、町のインフラとして拡大できて、地元住民が番組づくりを担当して地域の高い認知度ができますと。これだけ特色あるのですけれども、デメリットも若干ありますと、放送区域

が、20ワットですので限られる。矢巾町全体は入らないのかなと思っております。現在は全国に590局が開局となっている模様であります。

また、このコミュニティFM放送には文字多重放送ができますので、この機能を使えば視聴覚障がい者、高齢者向けへの地域情報、行政情報などの提供ができることが、これの最大のメリットでもあります。こういったものが今ICTの中では各地域で重宝がられている情報源の大きな一つになっております。

30年2月といいますと、あと1年半しかございません。ぜひお願いするところは、結論までは出せないと思いますが、町としての方針なり、それから今後の、先ほどの町長が県に要望したように災害防災情報網の構築という部分もあって、ぜひこの伝達をどのようにするかについて検討を促したいと思いますので、ぜひ1年半後には結論を出せるような検討をお願いし、再度今後の方針を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

赤丸議員さんお説のとおりでございます。結論から申し上げますと、町長答弁のほうでお答え申し上げましたご提案のございましたインターネットラジオ、これについて検討させていただきたいというふうなご答弁を申し上げてございます。

理由につきましてはそれぞれあるわけでございますけれども、議員お説のとおり情報伝達の手段としての考え方一つございますけれども、果たして防災のみに特化した中でこれはいいのかという、町側のこれはまず検討段階の部分の考え方でございます。いわゆるJA有線放送が果たしてきた機能、これは数多く町からの行政情報の伝達、お知らせ、あと農協さんからのお知らせということでかなり貴重な情報源ということで使われてきたわけですけれども、これをまず30年2月に廃止というふうな方向は農協さんのほうから出ているわけでございますので、これにつきましてはそちらの期限に対応できる形の中で町のほうでは取り進んでまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、先ほど申しましたコミュニティラジオ、いわゆるインターネットラジオの部分につきましていろいろメリットもございます。ただ、いろんな形でのデメリットと申しますか、ハードルというのが。ここら辺もうちらの部分の中ではある程度検討させていただいてございますけれども、一番大きいのは番組作成の部分と、あとはエリアの関係というふうな形で捉えてございます。いずれこら辺の部分も含めまして、町長答弁にございましたとおり、インターネットラジオについて検討させて進めさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問はありませんか。

○1番（赤丸秀雄議員） ありません。終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開を2時20分とします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に戻りまして再開をいたしますが、後刻答弁を保留しておりました回答ができたそうですので、これを許します。

村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） 保留しておりましたいじめの件数についてお答え申し上げます。

昨年の重大事案からのいじめの件数でございますけれども、昨年は7月まではゼロ件ということで全くいじめがなかったという報告でございましたが、8月以降いじめの件数が3月までで全体で96件でございます。全て解決済みでございます。

一方、今年度に入りまして、ただいまのところまでは58件の内容になっております。1件だけ現在未解消事例がございまして、今学校、教育委員会、保護者一体となって取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ありがとうございました。

次に、4番、高橋安子議員。

第1問目の質問を許します。

（4番 高橋安子議員 登壇）

○4番（高橋安子議員） 議席番号4番、町民の会、高橋安子でございます。

まずもって、台風10号の影響により被災されました方、またお亡くなりになりました方には、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。引きこもり支援事業の取り組みについてお伺いいたします。近年、少子高齢化とともに深刻な悩みとして社会問題となっていることに引きこもりがあります。引きこもりになっている若者は、5年前の調査では全国に70万人以上、現在では100万人とも言われ、中学当時の不登校から続いている場合も多く、その半

数以上が30代、40代で、長くは30年以上も続けているとのことでございます。原因はいろいろあるようですが、明確な疾患や障がいがないにもかかわらず、引きこもっている場合も多いということです。親の世代は60代、70代の年金生活の家庭も多く、自分たちが弱って介護サービスを受けたくてもその余裕もない悩んでいる方が多く、相談するにも恥ずかしくて表に出せない、または相談しても何も変わらないとあきらめ、自分が死んだら子どもはどうなるのだろうと心配する方が本町にもいらっしゃいます。そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、本町では引きこもりをしている人を把握しているのでしょうか。

2点目は、引きこもりの理解と本人、家族への支援はあるのでしょうか。

3点目は、今後この問題に取り組む計画があるか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　4番、高橋安子議員の引きこもり支援事業の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の町内の引きこもり人数を把握しているかについてですが、引きこもりは単一の疾患や障がいの概念ではなく、さまざまな要因が背景になって生ずることから、問題が表面化していない特徴があり、実態を把握できておりません。

しかしながら、家族から相談をいただく場合もあり、過去5年間の保健師等が行う相談事業においてこれまで計20件の事例について相談を受けております。

2点目の本人や家族への支援体制はあるかについてですが、社会参加をさせたいという家族の思いがある一方で、本人が他者とのかかわりを持つことが困難になっている場合もあることから、本人や家族の意向を尊重しながら相談支援の専門機関である岩手県引きこもり支援センターや県央保健所などと連携し、個別の支援を行っております。

また、青少年自立センター「ポランの広場」、ひきこもり支援「プラザゆきわり」といった支援機関もあり、それぞれ個別に紹介をしながら支援を行っております。

3点目の今後の問題に取り組む計画はあるかについてですが、現在国では日本一億総活躍プランの中で地域共生社会の実現を掲げております。それに合わせ厚生労働省では新たなメニューとして包括的支援体制構築事業を打ち出し、県内では本町と盛岡市がいち早く今年度からこの事業に取り組みます。

そこで本町では、生活困窮者、高齢者、障がい者など地域福祉の全般の相談を包括的にコーディネートする相談体制を福祉・子ども課内に整備し、実務経験豊富な者を相談支援包括化推進員として配置をいたします。この事業の中で引きこもり対策を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ただいまの町長の答弁では、過去5年間で20名の方からの相談であるとのことです、とても少ない件数に驚くとともに、それだけ引きこもりは表面化しない問題であると改めて感じております。

引きこもりの人の中には中学校の不登校から始まる人や社会に出てから何らかの理由で引きこもりになる人、きっかけはさまざまですが、ただ部屋に引きこもるだけではなく、家庭内暴力に発展するケースも多く、家族は暴れる我が子におびえる毎日であるにもかかわらず、自分の子どものすることが恥ずかしくて相談もできず、暴力によりけがを負うと滑って転んだとか、木にぶつかったと言いわけをしながら我が子をかばうということもあるようです。

また、子どものために親戚や知り合いから返す当てもない借金を繰り返す経済的虐待もあるとのことです。

これは本町にもあることではないでしょうか。20件の相談の中にはなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まさに引きこもりの状況が深刻化すればするほど表に出せないということが、私どもも理解はできます。20名の相談を分析してみましたが、30代の男性が6名と、働き盛りの方がそのような状況にあるということが経済的な貧困になっていることも予想できます。そのために引きこもりは相談できるということを発信していくように体制を整備していくたく、その一つとして今回国モデル事業にも取り組んでいくことにいたしました。もう少し深刻な状況を身近なところあるいは専門機関に相談できるような体制を整備していきたいと考えておりますので、深刻な状況であるということを改めて認識して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 菊池課長のご答弁に専門機関につなげる活動をこれからやっていらっしゃるということだったのですけれども、他の自治体で保健師さんやケアマネさんなどの家庭訪問の際や地域からの聞き込みを通して実態調査を実施して、その結果少しでも改善できる方法を引きこもりの家族や関係機関で話し合い、少しずつよい方向に持っていったという例もあるようです。

本町ではこのような企画はないでしょうか。このモデル事業の、例えばこういう相談を受けた場合に専門機関に引き継ぐところの真ん中の仕事をやられるシステムはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 少し具体的に答えなければだめなんだ。

菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 補正予算のところで福祉ニーズ調査というところを委託で盛り込ませていただきましたが、やっぱりどのようなニーズがあるのかということも引きこもりの実態、まさに経済的なものが絡んできますので、福祉ニーズの一つにそのような実態も調査の対象としておりますので、そのことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それだけか。

再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ゼひそのようにお願いしたいと思いますが、例えば包括的支援体制構築事業、本町が手を挙げて相談体制の充実を図るということで、今菊池課長がおっしゃいましたように把握もしていくということなのですけれども、やはりこの引きこもりの問題につきましては相談に来るということがとても難しいことだと思います。本人はもうまずできないと思いますし、家族が相談するということも本当に難しいことだと思います。相談を待つという体制ではなくて、実態を把握した上で耳を傾けることが必要と思っております。面接相談や電話相談だけではなくて、今ですのでインターネットを活用した相談とかも常時できるような活動に持っていければと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） さっきから聞いているのはもう少し具体例と、その具体例に対することばかりではなくて、背景とか今後のことを見ているんだよね。そういうことの視点から答えてもらわないと。答えれますか。

菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） それでは、相談の具体例ですが、プライバシーもありますので、家族からが圧倒的に多いです。ただ、分析してみましたところ、税の部署からの相談とか、支援者、各障がい者、そして高齢者の支援事業所からの相談がありました。なので、家族からの相談がその中で一番多いのですが、あらゆる箇所にやっぱりそういうふうな引きこもっている深刻な状況があるということをみんなが認識しながら、町のあらゆるところでそういう認識が広まって相談を受けられる体制をつくっていきたいと思います。東北地域でも先駆的に取り組んでいるところもあります。ただ、今の現状ではなかなかできなかつた点でございますので、本当に県の専門機関につなぐしかなかなかできなくて、家庭訪問で様子を見ながらとか、積極的なアピールができませんでしたが、今回人員を配置していただいて、その実態調査から町ができるを探るような体制をつくっていくというふうなことを仕掛けていきたいということでございますので、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 何かもうちょっと物足りないですが、補足ありませんか、どなたか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず、この引きこもりですね、認知症のときもそうだったのですが、おうちに認知症の方がおれば恥ずかしいことだと、もう隠そう、隠そうとするやはり時代背景があったわけでございます。私は、この引きこもりもそういうことだと思うのです。だから、よく言われる発達障がいなんかの事例をとってもそうなのですが、やはりこれから小さいときからの引きこもりとか、もうそういう切れ目のない支援体制、相談体制をつくっていかなければならない。だから、私は今回この答弁書の中でもお答えをさせていただいたのですが、いわゆる包括的にコーディネートできる相談体制ということはまさにそのとおりなのですよ。だから、恥ずかしくないのだということ、そしていわゆる今度の事業はこれから始まっているかと、この引きこもりですね、精神保健福祉センターが中心になって、やはり精神障がいのところからのスタートなので、どこかやはり暗い、こういう感じがあるわけですが、私もこれから、私ども自身もやはり理解をして、そして思いを一緒になって解決していくということが大事なのです。だから、いわゆる障がいのある方も、ない方も一緒になって取り組んでいくというこのノーマライゼーションの基本的な理念、私は特にこの引きこもりの支援のあり方についてはそのことが大事だということと、あとはもう小学校から、その前あたりから、私の場合もそうだったのですが、学校に行きたくないという子どもはあったわけですよ。だから、学校とか、または社会に出てからとか、そういういた切れ目のない対応をしっかりとやってい

きたいということで、今回まず国のモデル事業に手を挙げさせていただいて、どこに課題があるか、その課題を抽出しながら一つ一つ解決をしていきたいということで、まずこれはみんなで共有しなければやっていけないということだけはご理解いただきたい。あとはもうその中には暴れたり、これはいろんな事例があるというのもお聞きしております。だから、そういうことを解決していく道を今後しっかりと模索をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ありがとうございます。本当にこれは大変な問題で、多分児童民生委員さん等からも障子が破けているとか、家の周りが何かちょっとおかしいというような報告もあるのではないかと思います。ぜひこれに積極的に取り組んでいただいて、30年も、40年も自分の部屋で、他人との接触もない暗い生活だけということがないような、引きこもりから抜け出せるような優しいまちづくりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。これについてお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

先ほどのいじめの問題もそうなのですが、いずれ私は先ほど教育委員長がいい答弁をなされたなど、心の中で拍手を送っておりましたが、いずれこのいじめの問題も、この引きこもりも、私たちこの矢巾町からなくしていきたいということで、だから私は町当局、町もそうなのですが、議会も一緒になってそうしたいじめとか引きこもりの根絶できる町をつくっていきたいと。そのためにはみんなでどのような形で取り組めばいいかということを、課題を共有しながら解決していきたいと、こう思っていますので、いずれこれは私どもだけの問題ではなく、みんなで解決していくのだという、そういう土壤を醸成してまいりたいなど、こう考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○4番（高橋安子議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 2問目の質問、フードバンクの取り組みについて質問させていただきます。

2015年から国の制度として、生活困窮支援の相談所が県内23カ所に開設されました。本町もその一つとして、県社会福祉協議会から職員が派遣され、相談を受理しております。

全国的に子どもの貧困率が16.3%、全国の子どもの約6人に1人が貧困にあえぎ、毎日の食事が給食だけという現実も少なくないと聞きます。

7月、私たち町民の会は、盛岡市上ノ橋町にあるNPO法人フードバンク岩手を視察研修いたしました。伊勢昭一理事長がフードバンクの活動について、この飽食の時代に生活が困窮し食べることすらままならない家庭もあるという実態を知ってほしい、そのために市民の皆さんから蓄えや贈答品などを寄附していただき、相談所や支援団体を通して無償で提供することを目指して、2014年の10月から活動しているとのお話を聞きました。マスコミ等の報道もあり寄贈品は増加しているものの、まだまだおかずなどが不足しているとのことです。このことを踏まえて、以下のことについてお伺いいたします。

1点目は、本町での支援相談室を利用される方はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

2点目は、相談内容で食べることもままならないなど危機的状況があるかどうか、お伺いいたします。

3点目に、8月に静岡県三島市と浜松市に視察研修を行った際、両市とも玄関にフードドライブボックスが設置しており、8月いっぱいの取り組みとして職員や市民からの協力を呼びかけておりました。本町でもフードバンクに取り組む予定はないか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　フードバンクの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の生活支援相談室利用者数及び内容についてですが、生活支援相談室を岩手県社会福祉協議会に設置しており、新規相談件数は平成27年度が58件、平成28年度は4月から7月末現在まで30件となっております。相談者の年代は40代が36%と一番多く、次が50代で17%となっております。ひとり親世帯の母子家庭の相談者、高齢者の相談は件数は多くない状況であります。相談内容の内訳で多いものは、収入、生活費や就職に関するものになっております。

寄せられた相談のうち食料支援を必要としております相談件数は、昨年度12件、今年度は既に10件となっており、今後も増加していくものと思われます。

2点目の相談内容で食べることもままならないなど危機的状況があるかについてですが、相談の中には失業により生活費が底を突き、借り入れを繰り返すことで多重債務を抱えてい

た状況があり、危機的状況から抜け出せるよう、現在も継続して支援を行っております。

3点目のフードバンクに取り組む予定はないかについてですが、昨年度はN P O法人フードバンク岩手からの要請に基づいて、本町担当課と矢巾町社会福祉協議会や矢巾町民生児童委員協議会と連携し、食料品や日用品の寄附を募る等の取り組みを行いました。今年度も、引き続き矢巾町社会福祉協議会やN P O法人フードバンク岩手と連携しながら、相談者への食料支援を行ってまいります。また、矢巾町社会福祉協議会において独自の矢巾町食料支援フードバンクへの取り組みを検討しており、本町も社会貢献を希望する企業や社会福祉法人等各方面と連動した取り組みの構築に向け、協働し推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） フードバンク岩手のほうに訪問した際には、3カ月をめどに食料支援を行うということだったのですけれども、本町のほうでは困っている、ずっと支援するということなのでしょうか、それともやっぱり月数を決めて支援するということなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

身近な相談場所である矢巾町、地域が狭いですので、次回の会う約束等をしまして、それが1週間だったりとか、2週間だったりということで、お金のこと、そして食べ物のことと、その個別ケースに応じて支援を行っている状況でございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 次に、食料支援を必要としている相談が昨年12件、ことしは既に10件で増加傾向にあるとのことでございますが、ひとり家庭なのでしょうか、それとも家族がいる家庭なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） それぞれでございます。それで、詳細は持ち合わせてございませんが、働く方がいて定期的な収入があればそういう状況には陥らないで、やっぱりひとり家庭、そして高齢者世帯、ひとり親世帯というような状況の方々に支援をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） それは、例えば相談に来た方が新たな就職口を探すまでとか、それから生活が落ち着くまでということなのでしょうか、それとも何ヵ月まで支援しますので、あとは関係機関に引き継ぎをしながら対応を進めていくということなのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） これもケース・バイ・ケースですが、一つの事例を申し上げますと、生活保護申請して、それが支給されるまでの期間とか、やはりその方の自立はいろいろありますので、就労支援では面接しながら通知が届くまでとかケース・バイ・ケースでございますが、いずれはどんな形でもその方が自立して生活できるようにということをございますので、支援はその方、その方で期間は違っております。

お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 先ほども申し上げましたように、子どもの貧困が問題となっている昨今ではありますが、中には学校の給食がある日はいいけれども、春、夏、冬などの長期休業中、御飯を食べられない子どもがいるということもお聞きします。夏休み中におなかがすいて万引きをしてしまったり、隣の家に入って食べ物を盗むなどの非行を犯す子どももあるということを聞きました。本町ではそのような状況はないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 詳細につきましてはいろんな方面から確認しないとならない状況ですが、子どもたちは食べ盛りで、成長に合わせて食べ盛りでございますので、昨年民生児童委員と取り組んだのはやっぱり年末年始と冬休みの取り組みで、フードバンク岩手と連携して食べ物を集め取り組みをさせていただきました。ことしも冬休みに向けては行いますが、今フードバンク岩手から子ども支援について一つの提案を受けております。やはり今高橋議員さんから実態がお話しされたように、長期休みが学校の給食がございませんので、その食べ盛りの子どもたちに支援する仕組みをつくりませんかということで提案を受けております。とても大事なことだと思いますので、矢巾町としてどのようなことができるか、矢巾町、そして教育委員会、そして保育関係者とも情報共有しながら、子どもたちを支

える仕組みについては今後大事なこととして取り組みを検討していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 事例はなかったのって聞いているのだけれども。そういう事例、ちょっとあつたら紹介して。なかったの、それは。

越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会側としては、児童のそのような食べ物について長期休業中大変だというようなことはまだ聞いておりませんけれども、そういうご指摘もございましたので、これから学校を通じて調査はしてまいりたいと思いますが、現時点ではそのような情報は得ていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今うちの担当課長がちょっと歯切れの悪い答弁をしておるのですが、実は今盛岡広域は、盛岡市以外は、県社協にお願いしておるわけです、この自立相談の支援の関係ですね。そこで、先ほど私答弁させていただいたのですが、今度矢巾町の社会福祉協議会を中心に矢巾町食料支援フードバンク、これを設立をさせていただきたいということで、私どもといたしましてもぜひ町社協を中心に町内の実態をしっかりと把握しながらこの支援対策または相談体制の充実を図っていきたいと、こう考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 今町長がおっしゃったように、矢巾町の食料フードバンクへの取り組みを検討しているということでございますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

この食べ物が食べられないということは、最近児童虐等も多くなっています。食べないためにいらいらして子どもに当たるということも少なくないのではないでしょうか。一方では食べ物が捨てられるところもあるのですが、本当に矛盾しているのですが、食べられない子どもがあるということをよく知つておいていただきたいと思います。

また、社会貢献を希望する企業や社会福祉法人等と連携して推進とのことですが、それは別に役場庁舎の玄関等にフードドライブボックスを一定の期間で設置する予定はないで

しょうか。実は8月というのはお中元とかお盆でいただき物の多いときですし、また1月についてはお正月ということで食べ切れないものもたくさんあると思います。社会福祉協議会のほう、さわやかハウスのほうだけだと、やっぱり本当に用事のある人しか行きませんので、できればそういう取り組みを職員の方、それから町民の方も対象に、誰でも、一つでも、小さいものでもボックスの中に入れられるのだよというような取り組みをぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

本日の一般質問の冒頭で台風10号関連で義援金のことでお願いしたのですが、やはり今後このことにつきましてもそういう考え方のもとにしっかりと対応してまいりたいし、またそういったボックスの設置場所も、今度の義援金も5カ所お願いしたわけでございますが、そういった状況も総合的な勘案しながらしっかりと対応してまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員）　ありがとうございます。

最後に、岩手フードバンクさんのはうにお伺いした際には、先ほど質問いたしました引きこもりの子どもたちにも声をかけて、ボランティアで仕分け作業などを手伝ってもらっているという話もありました。人目には出たくないけれども、陰の仕事ならばということで来ている子どもさんあるいは大人も多いのだそうです。ぜひ矢巾町のほうでも進めていただいて、引きこもりをしている方を少しでも外に呼び出せるような対策をとっていただければと思いますので、その辺についてお願いしたいのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

ぜひそういう引きこもりの皆さん方がやはり奉仕活動をいたしたいという、そういう気持ち、崇高な気持ちを私どももしっかりと受け入れて、そういう場を考えてまいりたいし、またそういうことに今後も努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

○4番（高橋安子議員）　ありません。

○議長（廣田光男議員）　それでは、第3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 3問目の質問に入らせていただきます。

剪定枝チップ機の貸し出しについてお伺いいたします。本町においては、ごみ減量の取り組みを積極的に行ってまいりましたが、それでもなお毎日多くのごみが排出され、環境施設組合においても一般廃棄物最終処分場が満杯となり、新たに灰処理の受入先についての検討が進められております。私たち町民もますます危機意識を持ち、リサイクルや減量に取り組んでいかなければなりません。そこで1点お伺いいたします。

家庭の剪定枝を粉碎しチップ化する剪定枝チップ機の貸し出しについて考えがあるのか、お伺いいたします。当町にはリンゴ農家も多いことから、ぜひ前向きな取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 剪定枝チップ機の貸し出しについてのご質問にお答えいたします。

家庭の庭木等の剪定の枝は、現在は家庭でのごみ焼却が禁止されているため自家処理ができず、燃えるごみとして排出され、環境施設組合清掃センターにて処理しているところであります。

ご質問の家庭用剪定枝チップ機に関しては、粉碎したチップを利用し、地表を覆うことなどで雑草の発生を抑制するほか、土壤改良剤などに有効活用できることでごみの排出量削減につながります。

しかし、住宅密集地地内で使用した場合の騒音の問題や家庭用の機械では太い枝、堅い枝など処理能力を超える枝の投入によるつまりも多く、安全運用や管理費用が懸念されるほか、チップを利用できる土地が確保できない場合には結果としてごみに出されることが想定されます。

実際に貸し出しを実施している自治体では、枝を細かく粉碎できなかった、移動しにくかった、危なかったという利用者からの感想が出ていると聞いておるところであります。

このようなことから、現時点では剪定枝のチップ機の貸し出しの実態は難しいものと考えております。

しかしながら、剪定枝のような再生利用可能性のあるものについては、ごみの減量の一助となり得ますので、今後も有効活用の方法を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 本町ではごみの分別には積極的に取り組んでおりまますし、昨年につきましてもごみ減量コンクール等を実施しながら啓発するなどしており、評価されるところでございます。そのさらなる取り組みとしてごみの排出量削減や土壌改良につながる剪定枝チップ機を活用することが必要と思うのですが、今町長のご答弁にありましたようにこれは難しいということであれば、貸し出し機が難しいのであれば庭木の整備を頼まれることが多い本町のシルバー人材センターで活用して、少しでもごみを減らす工夫が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員さんからは大変ごみ減量に対しまして新たな提案をいただきまして、ありがとうございます。いろいろ私どもも検討させていただきました。矢巾町では今までごみ減量ということで、自治会では資源回収、子ども会もあわせて資源回収、それから家庭では分別回収、プラスチックとか、紙とか、燃えるものとか、分別して軽量化を行っております。それから、生ごみについてもそれぞれ減量化をしております。環境施設組合のほうで、資料によりますと、施設に運ばれる家庭のごみ、5,400トンほど年間あるわけですけれども、その中の400トンはまだ資源化できるものがあると、資源回収に回せるものがあるということで、それが金額ベースで1,000万ぐらいなるのではないかと、それに町の補助も資源回収すればプラスになるわけですけれども、そういうものがまだある。それから生ごみ、こちらにつきましても、いつも町長がお話ししているとおり、もう一絞りすることで20%ぐらい水がなくなるということで、これも減量化につながるということで、これも大体160万程度の軽減、処理費の軽減になるというふうに聞いております。

そのようにいろいろまだ考えれば減量につながるものがあるということで、今議員さんからは各家庭から出る枝のチップ化ということであります。実は私もけさごみ集積場に行きましたらば、やっぱり毎週のようすに枝が出ております。特に市街化区域においては処理する場所がないということでそのようになると思いますが、これはチップしたからといって、調整区域であればどこか土壌改良とかまくところもあるわけですけれども、市街化区域ではなかなかそういったところもないということで、結果的にはやはりごみになるといったこともあります。

そういったところでの今の議員さんからのご提案ということでございますが、そういった

ことも含めまして、またその活用方法、例えば市街化区域でも地域として例えば公園にそれをまいてクッション材にするとか、河川敷、岩崎川も今改良工事しておりますけれども、そういう土手にみんなでまくのだということであれば、そういう仕組みをつくればまたこの貸し出しなりのことについても検討する余地が出てくると思いますので、他の、岩手県ではございませんが、ほかの自治体でもそういう活動をしておりますので、もう少し研究をさせていただいて、前向きに取り組めるようにしていきたいと思いますし、減量化を進めてまいりたいと思いますので、今後とも何かそういったご提案があればぜひお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 今浅沼課長がおっしゃったことに、提案も含めてお聞きいたします。国際交流事業で姉妹都市であるフリモント町に行きましたときなのですが、このチップ材を遊歩道等にまいているのです。すごく歩くにも優しい道になっているのです。それで、もし大型のチップ機を環境施設組合で導入できるのであれば、予算もかかるからなかなか難しいことだと思うのですけれども、そういう木材についてはチップ化して、食料の肥料と同じように袋に詰めて販売するということも一つの考え方かなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

高橋安子議員ですね、まさに今いい質問だと思います。それで、実は今私どもが貸し出しをして事故起こされるのが一番やはり心配なのですよ。だから、今環境施設組合で設置して、そしてそれで、例えば今うちでは断っているわけですが、火事現場とか何かから出た廃材とか、そういうようなものは今処理できないのですが、いずれできれば遊歩道の整備にも使える、それからあれなのであればバイオマス発電とか、いろいろなことが考えられるのです。

そこで、きょうはちょっと貸し出しについてということのご質問だったからあれなのですが、これもう少し貸し出しから視野を広げさせていただいて、いずれ今後、今環境施設組合に実態としてどのぐらいの剪定した枝とか、そういうようなものが入ってきているか、実態をちょっと把握をさせていただいて、そして組合として破碎機を設置して、そしてそれを例えばバイオマス発電に使っていただくとか、それはいろんなものを遊歩道の整備に使っ

ていただくとか、または私どもコンポストもありますので、広葉樹の木の皮であればこれはもう堆肥化もできるわけで、そういうことを考えていく、これからの方の一つとして取り上げていきたいなと思っております。

これは、やはり盛岡市と紫波町と矢巾町の3つの市町で構成されておりますので、私がここでやりますということは言いかねるわけでございますので、ひとつ時間を頂戴をいたしまして検討させていただきたい。まさにごみの減量化、有効利用につながることだと思いますので、ひとつ検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）ほかに再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員）最後の質問です。今のチップ材なのですけれども、もしできれば、マレットゴルフ場が再開した際に、川のほとりの宮沢賢治も歩いたであろう道路にもぜひチップ材を敷いていただきて、ぜひ他市町村にも広報しながらお客様を呼んでいただければと思いますので、その辺を含めて今後の取り組みについてお伺いして、終わらせていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）高橋町長。

○町長（高橋昌造君）お答えを申し上げます。

いずれ宮沢賢治、ことしは生誕120年ということで、実は私どもの町のシンボルであります南昌山、まさに銀河鉄道の夜の舞台だと言われておりますので、今お話しなされた水辺の里の、これからいろんな、甚大な被害を平成25年8月9日に受けたわけですが、そういう再生の一つの取り組みとして今後前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問はありませんね。

これで4番、高橋安子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開を3時20分とします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（廣田光男議員）それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

当職からちょっとお願いがありますが、説明員の皆さん、議員が一生懸命聞いているですから、少し具体的な事例も交えながら責任持って、自信持って答えてください。お願ひ

します。

それでは次に、17番、米倉清志議員。

第1問目の質問を許します。

(17番 米倉清志議員 登壇)

○17番（米倉清志議員） さきの台風で県内の被害は重大でありました。被害に遭われた方々に対し心よりお見舞いを申し上げ、亡くなられた方々に対しては哀悼の意を表するものであります。

私は、不動地区の町有地活用について質問いたします。現在ソフトボール場、マレットゴルフ場として利用されている町有地には、以前には3ヘクタールの町有地に学校建設設計画がありました。地域としても大きな盛り上がりでしたが、さまざまな事情により中止されました。この用地の活用方法として多くの議員から活用法について提案がありましたが、以前にも簡素な室内ドームを建設し、農業施設や機械の展示場、農産物の直売所、各種イベント、スポーツ施設の整備により、地域のにぎわいや活性化に寄与することを提案しておりましたが、質問いたします。

雨天時や冬期間においては各スポーツの振興、体力強化の設備及びいろいろな大会を開催することにより宿泊客を誘致することができるものであります。誘客につながり、地域の活性化が図られるものであります。また、西部地区のレクリエーション施設、自然環境、各種イベントの開催、観光客誘致の資源があり、開発を進めていくことにより宿泊客を多く誘致できるものではないでしょうか。その整備計画についてお伺いするものであります。

この町有地、不動地区の人口減少に歯どめをかけるため、地域の要望が強い住宅の建設が期待されております。宅地開発を進めるべきであるが、お考えをお伺いいたします。

不動地区は、教育施設が充実し、近隣に小学校、こども園があり、児童館の利用率も高く、教育環境にも恵まれ、子育て環境は充実し、住みよい地域であります。若者が集い来るような魅力のあるまちづくりを進め、定住化に向けた取り組みが重要な課題であるが、取り組みについてお伺いするものであります。

農業基盤の整備や第7次総合計画による人口3万人を目標とする土地利用ゾーンの整備、農業集落土地利用ゾーン等の施策の推進が重要であります。農家の後継者や家族が住宅の建設を希望する場合に、市街化調整区域の規制があり、自分の土地でも農地や田畠に建築が難しく、家族はやむを得ず他市町村の新興住宅地に移転し、せっかくの人口が異動してしまう現象があります。農業を守るため人口減少を防ぐには、市街化調整区域の規制緩和により住

宅を容易に建築できる制度の整備を早急に進めるべきものであります、対応についてお伺いします。

また、市街化調整区域内、また農地法にあっても空き地に住宅の建設、店舗や商店の開設ができるような有効な対策についてお伺いするものであります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 17番、米倉清志議員の不動地区の町有地活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の室内ドームの整備計画についてですが、現在第7次矢巾町総合計画前期基本計画に基づきまちづくりを進めているところでありますが、その中では室内ドームの整備は予定していないところであります。

また、公共施設等の整備につきましては平成28年度に策定する公共施設等総合管理計画において、その方針を示すことが総務省より求められており、当該用地の活用方法につきましては住民ニーズや有識者の意見を取り入れながら方針を決定したいと考えております。

2点目の不動地区に宅地開発を進めるべきについてですが、本町の土地利用については国土利用計画矢巾町計画を基本に、関連する諸法令、諸制度との調整を図りながら、秩序ある市街地形成を進めているところであり、盛岡広域都市計画の中で都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図り、効果的な土地利用を図るために市街化区域と市街化調整区域が定められております。

今後につきましては、自然環境の保全と活用、農業的土地利用と都市的土地利用の調和を重視したバランスのとれた土地利用に配慮し、町政発展に資する土地利用とすべく、第4次国土利用計画矢巾町計画の策定を進めてまいります。

3点目の若者が集い来るような魅力のあるまちづくりを進め、定住化に向けた取り組みについてですが、現在矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、不動地区の子育てに恵まれた環境を生かせるよう、利子補給制度により3世代住宅への建てかえもしくはリフォームを促進することで定住化への取り組みを進めており、今後もその推進に注力したいと考えております。

4点目の農業を守るためや人口減少を防ぐためにも規制緩和により住宅を容易に建築できる制度の整備についてですが、市街化調整区域の土地利用につきましては都市計画法上の規制、さらに農用地は農業振興地域の整備に関する法律や農地法の規制があり、それぞれの要

件を満たして許可を受ける必要がございますが、いわゆる農家住宅や分家住宅の建築は可能となっているところであります。

なお、ご質問の規制緩和による制度の整備につきましては、空き地、空き家の有効利用も含め、農業集落的土地利用ゾーンの活性化や人口減少対策等必要かつ可能な範囲での見直しについて、関係機関と連携し検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 室内ドームについてお伺いいたします。今現在、矢巾町保養センターの室内運動場は雨天時のとき、またより多くのスポーツ愛好家が集い、プレーを続けております。室岡地区にこの室内運動場を約3倍の広さで建設してはいかがかと、こういう提案でございます。冬期間においては、この室内運動場には利用回数も多く、月曜日から日曜日まで多くの人たちが利用しております。特に土曜日、日曜日、祭日等はほとんど満室といいますか、いっぱいになっております。朝から夜まで利用されております。この室岡町有地に約3倍の室内運動場を建設することで、さらに利用者の利便性を高め、この利用率を図るためにもこの運動場は農業関係のイベント、またそういう開催もできる、またスポーツもできる、こういうことで本町を訪れる人たちが多くなり、食料品の販売や、また宿泊客を誘致できる大会も開催できるものであります。再度計画を実現するよう提案いたしますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今南昌温泉のほうにあるものの利用が非常に多くされているというお話を伺いました。その3倍のものを室岡にというふうなお話をございますが、現在のところそういう計画はないということは先ほど町長答弁のほうにもさせていただいておるところでございますが、特にもまして、先ほど来ております総合管理計画というものの趣旨もございます。これは、とりもなおさず人口減少局面になっております矢巾町のみならず日本全国という、そういう中で人口減少局面にあるというところでの、これまでいろいろつくってきたインフラ関係、それから箱物含めた施設関係、そういうものをトータルで見ていったときに、欲しいものを足し算でどんどんふやしていくことだけではなく、どうしても場合によっては引き算もしながらでないとそういったことの実現が財政的にも困難になってくるということを前提として

おる議論でございまして、全てが足し算できないということではないかとは思いますが、足し算も、引き算も両方考えなければならないという状況におきまして、新規の室内ドームの建設ということに関しましてはいま一度深い議論の上でないと建設というふうな方向には持つていけないものであるというふうに認識しておるところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） さまざまな理由は私もいろいろお伺いしてわかつておるわけですが、室内ドームについては議会の議員も先進地、秋田県とか視察してまいりました。その運営や活用については、年間を通じ朝から夜まで、日程はほぼ完璧に埋まつておりました。利用されておりました。私どもも朝に施設に視察に行きましたが、既にもう利用者が多数の方々がプレーしてございました。ただ、その規模は大きい規模でございます。100億円とかかかる規模で、公式野球もできるというような広さでありましたが、そういうものを私どもは要求しているものではない。提案しているものではなくて。野球であれば内野ノックとか、テニスができるとか、室内でスポーツができるとか、いろんなボールやったり、子どもたちがスポーツできるような施設を望んでいるわけでありますと、私がさつき3倍というのはそのくらいの広さ、室内練習場、今矢巾町にあるわけですけれども、あそこの3倍ぐらいの広さでどうかと。県内には数多くあります。私も花巻とかいろんなところへ行って、岩泉町とかいろんなところに行って見てきましたけれども、そういう施設があって、もう年中、一年中利用されて、その利用率がすごく高いということが私調べてきましたけれども、本県にはそのような、秋田にあるようなそういう人工芝とか、そういう野球ができるようなドームは岩手県にはないわけでありまして、本当に野球の練習とかそういうものができないという状況であるわけですけれども、選手を呼び込むこと、また選手の能力、技術を高めるためにもこういう室内の運動場はぜひとも冬の間は必要だと、こういう思いをしておるわけです。それによって温泉にも宿泊客が泊まるようになる。以前には矢巾温泉に高校野球の選手が大勢泊まつたと、こういう歴史もあるわけです。こういうこともありますと、この室内運動場を再度提案するものでございますが、検討といいますか、もう一回考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

米倉議員さんのご質問ですね、不動地区、特に町有地の活用について室内ドーム、今の

矢巾温泉にある室内ゲートボール場の3倍ぐらいだと。私も質問書を頂戴したときに屋内ドームかなと思ったら室内ドームだったのですね。そこで、今私どもとすれば、実は昨年産業技術短期大学校の学生さんが卒業研究テーマで、レポートに矢巾町に屋内ドームの建設という大きな卒業研究レポートを出されて、私もびっくりしたわけでございますが、いずれ今私どもドームの関係については、これも一つのご提案だということはもうそのとおり重々わかるわけでございますが、あそこは創設換地でもありますので、あそこには地域の農家の方々の思いもあるわけですし、今まででは塩漬けにしてきた形もあるので、あれを今後有効活用していくためには地域の皆さん方とも協議しながら進めていかなければならないということです、今ここで室内ドームはどうなのかということも一つの考え方ではあると思いますが、ここで私どもがそれではそこで検討してまいるかということにはならないということだけはご理解いただきたいということで、一つの手立てとしての室内ドームの考え方もあるのだということはそれはしっかりと受けとめてまいりたいと、こう思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 視点をちょっと変えまして、不動地区は教育施設も充実しております。朝夕は交流人口といいますか、多くの車が往来をしております。この町有地に宅地開発の計画を進め、定住人口の増加を図るべきであると、私はそう思います。若者が集い、来るような地域づくりを進め、規制を緩和し、この土地区画整理とか、農地法とか、これを緩和し、住宅を容易に建設できるようにすべきであると、このように思うわけです。農業基盤の整備や第7次総合計画では人口3万人を指標としております。町の中心部だけ開発しても人口は行きどまり、先行き土地の利用法が難しくなる。したがって、町の周辺部、不動地区、また徳田地区、煙山地区もあるわけですが、そういうところを開発すべきであると、このように思うわけです。それによって人口がふえるというような感じを持っておるわけです。

深刻な状況として、以前にも同僚議員、川村議員が質問、提案しておりますが、この規制があるため家族が家を建てたくても農地は許可出ないと、こういう問題があつて、隣の町、他市町村に異動してしまうと。これ本当もったいないというか、何ていうか、非常に残念な思いを私どもはしておるわけでございます。

不動地区においても最近関係家族の方が他市町村から異動してまいりまして、小学生も今10人、1年生ですね、10人ほど入学、室岡地区でも10人ほど入学すると。以前は入学する子

どもが一人もいないと、1人か2人だという状況がありましたが、今はそういう状況でふえてきておるわけで、やはりこの不動地区、また矢巾町周辺部は大変人気があるなというような思いをしておるわけです。その受け皿として、規制は十分承知しております。いろんな規制が、農地法とかいろいろあることは承知しておりますが、これを乗り越えなければ定住人口、今に本当に人口いなくなってしまう、こういう危機感を持っているわけとして、こういうことについても再度、もう一度お話を伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

それで、去年は矢巾町が合併してから60周年という大きな節目で、ことしはその61年目ということで、徳田、煙山、不動、前それぞれ庁舎のあったところ、例えば不動であれば室岡、煙山であれば矢次ですね、そして徳田は西徳田ということで、そういうところの今ご指摘のとおり、そこでこれは今同僚議員からもそういうご質問があったということ、米倉議員さんからもお話があったわけでございますが、まさにそのとおりでございまして、私ども今やはり土地利用計画の一番の上位計画である国土利用計画の矢巾町計画、これに基づいていろんなマスタープランを考えていかなければならぬということで、そこで先ほどの室内ドームのこともそうですし、そしてあそこの創設換地、今もう3ヘクタールまではなくなつたのですが、いずれそういう創設換地のいわゆるこれを子育て世帯に、いわゆる3世代でもいいし、子育て世代でもいいから定住化を図る政策というのは私は一つの考え方だと思いますので、今後このことについては、先ほどの室内ドームの際にもお答えさせていただきましたが、地域の皆さん方からもご了承をいただきながら進めてまいりたいということで、いずれ室内ドームにしても、今の定住化促進ですね、やっぱりはもう35年には3万人構想ですね、これももう私どもが皆さんと一緒に、議会の皆さん方と一緒にになってやらなければならぬ大命題なわけでございますので、ただいまのご指摘についても今後の検討の中でしっかりと前向きに考えさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員）　ありがとうございます。

それでもう一つですが、いろんな規制あるのは十分承知しております。しかしながら、人口は明らかに減っていくと。これは先ほど町長さんお話ししましたが、不動地区でも、徳田地区でも、煙山地区でも同じ状況だというふうに思います。中心部だけ栄えていくような格

好になっております。まさに危機的な、私は状況ではないかなと思います。

空き地ですね。空き地の利用、空き家は一生懸命取り組んで、不動地区においても空き家には何世帯か、3世帯、4世帯ほど入ってきております。こういう状況もありますし。空き地に住宅建設できないかということを私も考えておるわけですけれども、空き地になっているわけですね、そこも利用できれば、こういう規制にあって利用できないのか。いつまでたっても草が生えて、何をするのだということ、こここの土地はどうするのだということで、もったいない空き地があるわけです。こういうことについても何かお考えありましたら、お願ひします。

○議長（廣田光男議員） 米倉議員、空き地のこと具体的にしゃべらないとわからないね。どこを指して空き地と言っているのだ。農家住宅の中の空き地の話をしているのだが。そのところお願いします。

○17番（米倉清志議員） 不動小学校周辺にも空き地もあります。また、町を歩いてみても、各地にも空き地があるわけです。ここに住宅も建設できないのかなというふうな思いもしているわけで、こういう空き地の利用計画というか、そういうのもこういう規制によって建設できないのかということをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。答えになるかどうかあれですけれども、先ほど町長のお話のとおり、不動であれば室岡地域、煙山であれば矢次地区ということで都市計画法上、大規模既存集落ということで指定されていることも一つその地域かなと思ってお答えしますけれども、確かにあそこの場所に関しましては現段階では他の圃場整備された地域等々に比べれば規制は緩和されているというような状況ではありますが、実際のところ使える方々は、となりますと分家住宅とか農家住宅ですよと。昭和45年の法整備以前から取得しているのが対象ですというような規制がかかっている状況でございます。

それを去年あたりからやはり線引きの都市計画を出している盛岡、滝沢、矢巾ということで、昨年から担当者のところで県を交えながら検討させていただいておりまして、例えば町のほうの考え方とすれば、そういった45年以前ではなくても、いずれその地域であれば非農家の方が建てられるような形ができるかどうかというような形でお願いしている部分もございますので、そういった部分につきましては県のほうの考え方とすれば、他のいわゆる北海道とか東北方面の他の線引きされている都市の状況も今後検討させていただきたいという

話も聞いていましたので、そういう部分もお聞きして情報収集しながら改めてそれが緩和できるような形で町としても進めていかなければなということで現在奮闘といいますか、考えているところでございます。それが進みますと、若干ではありますけれども、建物が建てられるということも考えられますので、そういうふうな形の中で県とも調整しながらぜひ進めていかなければなということで考えておりましたので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

○17番（米倉清志議員） はい。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 先ほどの質問においては本当に前向きな考え方といいますか、本当にありがとうございます。そのように進めていただきたいと、このように思います。

質問の2つ目でございますが、小学校の手入れについてお伺いしたいと思います。教育民生常任委員会は、各小・中学校の視察を行いました。各校の教育方針に工夫を凝らし、すぐれた教育実践に力を入れていることに、町民として安心感とともに心強く思うものあります。

各校の実情により教育現場から本町に対する要望についてお伺いしたいと思います。不動小学校のプールの補修については、不動小学校としても要望を提出しておるということでございますが、教員も非常に気を使い、プールサイドを走らないようにとか、そろり足で歩くようにというように指導しております。昨年も補修や階段の滑り止めの整備をしていただきました。安全対策をしていますが、プールサイドは防水シートを設置しているが、水にぬれると歩行するときや急ぎ足のときに滑って転倒するような危険性があるため、プールサイド全面に滑り止めシールを張ることが子どもたちの安全を守ることにつながると思いますが、対策についてお伺いいたします。

プールサイドの手洗い用水道施設は、手足を洗ったり、体を洗ったりしてプールに入るわけですけれども、コンクリートが風化によるものか、ひび割れが生じて、破片が落下してしまうと。はだしの子どもたちがプールにいるわけですので、踏むとけがをしたりする危険性があるのではないかということで、早急な補修についてお伺いいたします。

不動小学校の正面から体育館前の校庭に設置されている約200メートルから300メートルぐらいの側溝は、土砂が詰まり、排水の機能を果たしていない状況下にあります。校庭など水

たまりや水はけが悪く、排水が機能せず、衛生上にも、環境的にも改善が必要あります。泥上げ排水工事をするには、すき間に砂が詰まり、人では絶対無理であります。1個40キロもあるということで、ふたを外すことは無理であります。重機による作業となるが、改修計画についてお伺いします。また、煙山、徳田小学校などにも各校の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　松尾教育委員長。

（教育委員長　松尾光則君　登壇）

○教育委員長（松尾光則君）　小学校の整備についてのご質問にお答えいたします。

1点目の不動小学校のプールサイドの補修についてですが、昨年までは簡易的な滑り止めマットをプールサイドに敷き、安全対策として行っておりましたが、滑り止めマットに触れた水が腐食し、児童がしゃがんだ際肌に触れ、不衛生との意見が学校からあり、今年度は外しております。

プールサイドにおける安全指導は学校で十分に行われておますが、さらなる安全対策として滑り止めシートの設置について検討してまいります。

2点目のプール手洗い用水道施設の補修についてですが、当該水道施設は経年劣化により傷んだものであり、その修繕につきましては1番、赤丸秀雄議員のご質問にもお答えしたとおり、町の財政状況及び町全体で計画する公共施設等総合管理計画での推進管理も踏まえ、できる限り早い時期に実施できるように対応してまいります。

3点目の不動小学校の側溝の改修計画及び各校の状況についてですが、不動小学校の側溝は構造上校庭の土が流れ込みやすくなっています。長年にわたる流入の結果、土砂がU字溝を埋め尽くしてしまったものであります。現在土砂で埋まった範囲が広範なことから人力による撤去が難しい状況となっておりますが、今後排水機能の維持のためにも早急に対応してまいります。

なお、徳田小学校、煙山小学校及び矢巾東小学校のU字溝につきましては定期的に清掃が行われ、排水機能は維持されております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員）　プールの滑り止めについては、教職員も非常に注意しております。気をつけていますが、プール内を走るなどという注意をしても、子どもたちがプールに夢

中になって、遊びとか授業に夢中になってそろり足どころか走るような危険性もあるわけです。そういうことで、全てに目が届くことは困難であります。子どもたちの動きに十分注意しても注意が行き届かない面もあるかなと思うわけでございます。

全面に滑り止めをするということはもう相当な費用がかかります。であれば、まず歩行するところを決めて、そこに絶対滑らないシールを張るとか、全面であるともう相当な費用がかかることはちょっと調べてわかつておりますが、歩く範囲を決めてそこに張るような手もあるかなと思います。子どもの安全を守るためににはこの施工を早急にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃられた歩行する場所にシールといいますか、マットを張るという作業もございますけれども、そのすき間からまた水が入ってくる可能性があります。そうなると、先ほどの町長答弁にもございますとおり、そこに挟まってきた水が腐食して不衛生になると、いう可能性がありますので、やるのであれば全体をやらなければやはり無駄な、無駄なとは言いませんけれども、余計なお金をかけることになってしまふのかなというふうな、そのような判断を持っておりますので、以上お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員）　わかりました。それでは、それを完全に防ぐような施工法もあるはずです。水が入るということはそれを防げばいいわけであって、入らないようにする施工法はあります。これを検討していただきたい、このように思います。

次に、不動小学校の校庭周辺に水路側溝が長年の経過で土砂がもう完全に詰まっています。この土砂を取り除くには人手では完全に無理であります。私もずっと見て歩きましたが、ふたのすき間に砂が詰まり、コンクリートのふたも四十数キロあり、これはちょっと人手ではもうちょっと無理です。そういうことで、目詰まりをしているためにふたを外せない状況であります。校庭の排水をスムーズにするには、校庭の土を盛り上げて整備するとか、いろいろ方法はあるわけですけれども、それだとまた大変な費用もかかるということで、まず早目に側溝を整備して泥を取り上げて衛生面、また子どもたちの滑り止め、校庭を走ったりするときに危険性がないようにするためにも早急に土砂を取り除いていただきたい、このように思います。お考えをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

不動小学校につきましては、校地外におきましても側溝の泥がたまって、つい最近ですけれども、泥上げをしていただいた経緯がございます。学校と教育委員会で今度の場合には校地内ということですので、連携がとれていなかつたことにつきましてまずもって申しわけなく謝罪申し上げたいと思います。早急に側溝の泥上げにつきましては対応できるように検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

○17番（米倉清志議員） はい。

○議長（廣田光男議員） 次に、第3問目の質問を許します。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 3問目の質問でございますが、期日前投票についてお伺いしたいと思います。

国や町当局の宣伝も有効な手段としている効果として、期日前の投票率が増加しております。さらなる投票率の向上のために、宣誓書についてお伺いいたします。

投票所に入場すると、すぐ宣誓書に氏名や住所を書き、期日前の理由を記入することになっておりますが、なぜ宣誓書を書くのかという、投票に来た方や年配者などからも改善の要望が多く聞こえるところでございます。投票前に緊張することなく投票するには、入場券の裏側に宣誓書を記載し、自宅で記入してくることによってスムーズに投票できるものであります。このことは、少しでも投票率アップにつながり、ゆったりと安心して投票できるものであり、また投票率も上がるのではないかなどと思います。

また、これはいろいろな要望をお聞きしての発言でございますが、投票所を4階から1階に移してほしいという要望もございますが、お考えについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 石館選挙管理委員長。

（選挙管理委員会委員長 石館謙三君 登壇）

○選挙管理委員会委員長（石館謙三君） それでは、期日前投票についてのご質問にお答えいたします。

入場券の裏側に宣誓書を記載することについてですが、期日前投票での宣誓書の記載につきましては公職選挙法施行令の規定により期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書を提出し

なければならないこととされており、期日前投票所内にて投票する前に記入いただいているところであります。

投票所入場券の裏面を宣誓書とした場合、現在使用している宣誓書の用紙がはがきサイズとなるため文字が小さくなることや投票における注意事項の記載が少なくなる等のデメリットはございますが、自宅等で事前に宣誓書を記入することで期日前投票をスムーズに行うことができるメリットもあることから、導入に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、投票所を4階から1階に変更することについてですが、期日前投票所の設置においては選挙人の利便性のほかに投票の秘密が守られ、投票所の秩序を十分に確保する必要があります。期日前投票期間の平日には投票以外の目的で来庁されるお客様も多いことから、役場1階のスペースでは投票の秘密及び投票所の秩序の確保は難しいと考えております。今後とも適正な選挙執行及び投票環境の整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） この期日前投票の宣誓書についてでございますが、年配者にしても、先ほどもお話ししましたが、緊張したり、気持ちが高ぶってしまって、投票所に行って上がってしまったりして、もう投票に行きたくないという人を私は数多く聞いておるわけでございます。そういうことでどうしても事前に、このはがきに理由を書いて持ちさえすればスムーズに投票できるということで、年配者では視力の弱い人もおります。気持ちの弱い方もいるのではないかなどというように思いますが、名前や理由を書くことに難儀をしている状況も見受けられるわけでございます。他町村でもこれを実施しているところが数多くあるわけでございます。入場券の裏側、文字が小さくなるとかそういうことはあるわけですけれども、手元に届いたときにじっくり読めるわけでございまして、また読める人も家族にいるわけでありますので、そこで十分理解をしてはがきを有効に利用して投票にスムーズに行けるようにしていただければと、このように思いますので、ぜひともこれを実現していただきたい、このように思いますが、もう一度お話を伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記（山本良司君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

委員長答弁にもございましたけれども、導入に向けて検討という言葉を使わせていました

だきましたけれども、他市町村の事例もやはり議員仰せのとおりでございますので、本町におきましても先日の9月2日開催をいたしました選挙管理委員会、こちらのほうでも審議しているところでございますので、早ければ、直近は衆議院になるのか、私はちょっとよくあれですけれども、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 大変貴重なお話でございます。ぜひとも実現していただきたいと、このように思います。

終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありませんね。

○17番（米倉清志議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） 以上で17番、米倉清志議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本会議場にご参集願います。
大変ご苦労さまでした。

午後 4時06分 散会

平成28年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第4号）

平成28年9月7日（水）午前10時開議

議事日程（第4号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
4番	高 橋 安 子	議員	5番	齊 藤 正 範	議員
6番	村 松 信 一	議員	7番	昆 秀 一	議員
8番	藤 原 梅 昭	議員	9番	川 村 農 夫	議員
10番	山 崎 道 夫	議員	11番	高 橋 七 郎	議員
12番	長 谷 川 和 男	議員	13番	川 村 よし子	議員
14番	小 川 文 子	議員	15番	藤 原 由 巳	議員
16番	藤 原 義 一	議員	17番	米 倉 清 志	議員
18番	廣 田 光 男	議員			

欠席議員（1名）

3番 廣 田 清 実 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	伊 藤 清 喜 君
總務課長 兼選舉管理 委員会書記	山 本 良 司 君	企画財政課長	藤 原 道 明 君
税務課長補佐	田 村 一 夫 君	住 民 課 長	浅 沼 仁 君

福祉・	菊池由紀君	健康長寿課長	佐々木順子君
子ども課長			
産業振興課長	佐々木智雄君	道路都市課長	菅原弘範君
補佐			
農業委員会	野中伸悦君	上下水道課長	山本勝美君
局長			
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	村松康志君	社会教育課長	山本功君
学校給食共同	村松徹君	代表監査委員	吉田功君
調理場所長			
農業委員会長	高橋義幸君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、3番、廣田清実議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、昨日に引き続き本日も一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

13番、川村よし子議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

住民が安心できる介護支援についてお伺いいたします。

その前に、今回の台風被害で多くの方々の犠牲には心よりお悔やみ申し上げます。

第6次介護保険事業計画に盛り込まれた市町村が実施する新しい計画が来年4月からスタートされます。また、さきの参議院選挙後、厚生労働省の審議会では新たに介護保険サービスの削減を議論されておりますが、以下5点についてお伺いします。

第1点目、要支援1、2を介護保険制度から除き、施設入所は要介護3以上に改正され、サービスを受けている高齢者に影響があると思われます。町独自の支援計画はどう進み、予算規模はどう見込んでおりますか。

2点目、要支援1、2、そして要介護1、2が介護保険から除かれると、現在介護保険サービスを利用している6割が介護保険制度から外れ、サービス利用ができなくなる可能性がありますが、当町への影響はどうお考えでしょうか。

3点目、福祉施設及び職員に与える影響はどう考えているのかお伺いします。

4点目、認知症対策としてのサポーター養成や認知症カフェの開催を強化することが求められておりますが、どう考えているのでしょうか。

5点目、町として支援低下のないサービス提供ができるようによることや、新サービス利用者も制度同様の、今までの介護保険制度同様のサービスが利用できる新総合政策事業が求められると思いますが、どのような計画になっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　13番、川村よし子議員の住民が安心できる介護支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の要支援1、2の町独自の支援計画はどう進み、予算規模はどう見込んでいるかについてですが、制度改正により、予防給付のうち訪問介護、通所介護について市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へ移行しますが、本町は要支援1、2の利用者については現行のとおり、日常生活支援総合事業において実施する予定としております。

次に、いわゆる介護保険3施設のうち、特別養護老人ホーム入所対象者は原則として要介護3以上となります、要介護1または2であっても在宅介護が困難な認知症高齢者及び老老介護等については、やむを得ない事情に配慮し、特例的に入所できることとなります。したがいまして、現在サービスを受けておられます高齢者への影響はないものと見込んでいるところであります。

なお、今後の支援計画及び予算規模につきましては、特に介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、適正な事業費予算を確保しつつ、住民主体の取り組みへの支援等を初め、従来どおりのサービスを展開してまいります。

2点目の要支援1、2及び要介護1、2が介護保険から除外された場合、介護保険制度から外れ、サービス利用ができなくなる可能性の当町の影響はどうかについてですが、平成28年3月時点で要支援1、2及び要介護1、2の利用者は、合わせて510名、構成比で54%であります、この利用者を介護保険制度から除外するものではなく、1点目でお答えしたとおり、原則的に現行のとおり新制度へ移行する予定としておりますので、高齢者の方々への影響はないものと見込んでいるところであります。

3点目の福祉施設及び職員に与える影響についてですが、制度改正により現在の介護予防事業所は新総合事業のサービス事業者として指定を受け、予防給付のうち訪問介護、通

所介護を現行のとおり提供できる予定としておりますので、事業所及び職員については影響はないものと見込んでいるところであります。

4点目の認知症対策としてのサポーター養成や認知症カフェの開催の強化についてですが、本町の認知症サポーターは現在3,406名の登録があり、認知症高齢者及びその家族のよき理解者として活動をしていただいているところであります。

次に、認知症カフェにつきましては、毎月開催し、認知症高齢者、その家族、地域住民、介護福祉専門家などが気軽に集い、悩み事相談支援等の拠点としているところでありますが、今月にはこの拠点を1カ所増設し、支援体制を強化してまいります。このように認知症支援ボランティア資源を活用させていただきつつ、管理事業に取り組んでいるところでありますが、さらに認知症高齢者及びその家族に対し、初期ケアを包括的に集中的に行い、自立生活へのサポート活動を実施するため、来月を目途に認知症初期集中支援チームを3名体制にて編成し、認知症高齢者支援及び認知症予防を強力に推進してまいります。

5点目の町として支援低下のないサービス提供や新サービス利用者も制度同様のサービスが利用できる施策の計画についてですが、1点目及び2点目でお答えしたとおり、サービス提供は基本的に現行のとおり移行を予定し、利用者への影響がないようにしてまいります。

なお、本町の高齢者人口は現在6,400人を超えており、75歳以上の人口割合は増加し続けると予想しております。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は介護サービスの需要がさらに増加することが見込まれ、可能な限り住みなれた地域での生活ができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいなどの地域資源を活用しつつ、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） まず、初めに認知症サポーター養成講座、そして認知症カフェの対策のために、認知症高齢者支援及び認知症予防強化のために支援チームを3人体制にして編成するということには、これから矢巾町の対策として本当にいいことだと思います。それで、これから認知症カフェをする場所ですけれども、何かの機会に場所をやはり各町村とか中学校単位とかに置いたほうがいいと思うのですけれども、その辺をもう少し詳しくお願ひいたします。

それから、ちょっと私の町内で知り合った事例 2 つを紹介させていただいて、そして質問させていただきます。要支援 2 の 93 歳の夫と要介護 2 の 90 歳の妻の 2 人暮らしの世帯の紹介です。93 歳の夫も 90 歳の妻も、どちらも杖や歩行器を利用し、週に 2 日のデイサービスと週 5 日のホームヘルパーサービスを利用し、時には週 5 日間、配達弁当を注文し、住みなれた在宅生活をしている事例です。夫は、家の周りにある少しばかりの畑にジャガイモやトマト、ナス、キュウリといった野菜をつくることを日課として生活し、トマト、キュウリを植えている 30 坪ほどの畑を気の向いたときに草を取り、疲れたときは横になり休む。気ままな生活ですが、実はこの生活が長生きの秘訣になっていると感じています。芽が出、花が咲き、実がだんだん膨らみ、色づいていく野菜を見るのがわくわくするのでしょうか、よたよた畑に出入りし、真っ赤なトマト、みずみずしいキュウリは妻に手渡され、そして毎日訪問するホームヘルパー、口だけは達者な妻の好みでサラダになったり、漬物になったり食卓に上がり、夫が一連の野菜をつくる苦労を長々といつもどおり話しあい、お互いに譲ることができない口げんかに、それは議論と言いますが、他人が見たらけんかのように見えるような情景もあります。このような終末期を過ごしている要支援 1、2、要介護 1、2 の老夫婦は町内にもたくさんいると思います。デイサービスは、孫のような若い介護職員の方々と冗談を言いながらお世話になり、楽しんで通うことができています。デイサービスに通うということは、あすは何をどの服を着ていくか、いつ朝御飯を食べて、行く準備をすればデイサービスの時間に間に合うのか、毎日頭をめぐらせてはいる、これが認知症予防、そして身体機能低下を防いでいると考えています。

町内には、このようなサービスを受けている方々が答弁では 54% の方々がいます。今後も増加すると考えますが、この公的サービスを、今度の来年 4 月からの総合事業、奪ってもいいのかということで私は質問しております。

また、その老夫婦は歩行器、介護福祉用具やデイサービス、ホームヘルパーはできないということは 24 時間家の中で不自由な生活を強いられ、生活範囲が制約されることにつながり、生活範囲が狭い室内の生活になり、転倒、事故、そして生活範囲が狭く早期発見がなされないことになります。車で 15 分ほどかかるところに 60 代の娘が住んでいますが、ヘルパー利用は事故の早期発見と話しています。このような要支援 1、2、要介護 1、2 の高齢者のサービス、ちなみにこの 1 カ月の 2 人の介護サービス料金はおよそ 3 万 8,000 円です。この 3 万 8,000 円を出すことも大変な高齢者もいると思います。

また、事例 2 を紹介します。80 歳の夫、76 歳の妻、45 歳の独身の息子の 3 人世帯の事例

です。息子は、非正規で働いていますが、時差出勤が多く、ほとんど休日がなく、80歳、76歳の夫婦にとっては同居人であります、いるということだけでも安心しています。身長167センチ、体重30キロと骨と皮ばかりの80歳の夫は、10年ほど前に食道がんの手術、そして糖尿病もあり、インシュリン注射をしております。自分の体を管理することで精いっぱいですが、76歳の妻は5年ほど前から認知症がひどくなり、現在要介護3と認定され、家事一切できない状態で寝たり起きたりの生活です。衣服の着脱やパンパースを使用しておりますが、どうにかトイレに排せつできます。日中の要介護3の介護軽減のため、妻は週6回デイサービスを利用しています。息子との3人世帯ですが、重度の認知症を介護するのは80歳の夫になっております。この夫は、デイサービスの様子は妻が一切帰宅してから語らない、語ることができない、デイサービスの送り迎えの介護士さんとの一寸の声かけ、そしてお便りノートのみです。夫は、住民税課税で年金は200万円以上もらっておりますが、妻は年金80万円ほどで、有料老人ホームに入所となれば大きな負担になります。夫は、認知症の妻の介護は大変と思いながら、有料老人ホームは利用できないといつも思っています。このような世帯に対して町長はどうにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

まずは、先ほどのカフェの関係ですが、小学校区単位とか、中学校区単位で考えていくかというようなことだと思うのですが、いずれこの認知症カフェについてはより身近なところにそういうところを設置できるように、私どもはこれからそういう対策を講じてまいりたいということで、ご存じのとおりもう2025年問題というのは認知症の、これから避けて通れない大きな問題なわけでございまして、矢巾町でも今岩手医科大学と一緒にになって脳とカラダのいきいき健診事業という形で、今認知症対策にこれから取り組むわけでございますが、今川村よし子議員ご指摘のとおり、いずれこの認知症カフェについてはそういったことをより身近なところでいろんな形で対応できるような体制をとっていきたいと。

それから、今いろんな事例をご紹介していただいて、やはり私どももこれから現場の生のそういったことをしっかりと受けとめながら進めていかなければならないわけでございますが、今いろんなところで、マスコミ報道でもいろんなことが言われているのですが、要支援の1、2とか、要介護1、2、矢巾町はもう原則としてこれまでのサービスをきちんと移行できる、スライドできるような形の体制をとっていきたいと、こう思っておりますので、そのところはいろいろご心配なされる面もあるかと思いますが、ひとつ私どもと

してはそういった。

それで、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり、地域包括ケアシステム、この構築がやはりこれはもうお年寄りさんたちにとっての安心ネットの構築ですので、ここにやはり私どもはしっかりと取り組んでまいりたいと。そのためには、町だけではなく、関係する事業所の皆さんと一体となって総合的に継続的に推進してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 前向きな答弁ありがとうございます。

それでは、質問します。新総合事業開始は来年の4月からですが、要支援1、2のことで現行どおり日常生活支援総合事業において実施する予定ということですが、年金が少ない方々も多いです。その方々、例えば利用料が値上げ、2割になるとか、そういうことも厚生労働省は言っていますけれども、そういう対策はどのようにになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 町長答弁でもございましたように、これまでのサービス同様の形で進めてまいりたいと思っておりますので、むしろ町民の皆様にサービスがこれまでより停滞しないような形で今検討を進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「利用者負担の答弁」の声あり）

○健康長寿課長（佐々木順子君） 利用者負担についても、現行どおり負担にならないような形で今精査をしながら進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 利用者負担は、今までどおりというような答弁ですけれども、今まで利用した方はそうだと思うのですけれども、これからも介護認定で要支援1、2、それから要介護1、2のような、そうは認定されないと私は思いますけれども、ような状況の方がいると思うのですけれども、そういう方々はどのようにされるおつもりでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 要支援の1、2以外の方、新たにサービスを求めていく方、それからこれまでの要支援1、2の方、もう一つ、私どもで基準を緩和した中身の中で料金等も見直しをしながら進めていくことで、総合的に今度のサービスの中身を検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

（「利用料の負担がふえるか、ふえないか。ないのならないでそのように」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 現行の利用料より負担が多くなることはないように進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 前向きに取り組んで、町の経済的に負担というか、経済的に大変な方々にはそれなりの対応でサービスを継続、それから新しい対応をしていくということですね。

それで、先ほどの事例2のところで特別養護老人ホームはまだ希望していないのですけれども、有料老人ホームに入所はできないと思っているのです、その方は。そういう方にはどのように考えているでしょうか。要介護1、2であっても、在宅困難な認知症とか、あと老老介護をしている方もたくさんいると思うのですけれども、そういう方に対してのケアマネジャーの指導はどのように把握されているでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまの事例に対する取り組みのところでございますが、介護保険とか高齢者の相談については、包括支援センター等を通しながら進めてございます。その居宅介護支援のケアマネジャーともその辺は連携をしながら、有料でも使えるサービスもございますし、そういった中で対象者の方といろいろご相談をしながら、有料老人ホームでも受けられるサービス等々、協議をしながら、相談をしながら、対応してまいるようにケアマネ会議とかでは情報提供をしながら、そういう相談支援に乗るように、相談に対応するようにということで指導しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） さらに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町には、特別養護老人ホームがありますが、年金3万円ほどの方々がまず今介護を必要としている方も多いのですけれども、特別養護老人ホームに入所した場合に、矢巾町の町内に入所した場合に、最低どのくらいかかるでしょうか。

それから、待機待ちという方もいると思うのですけれども、今現在有料老人ホームに入っていて、特別養護老人ホームに入りたいと思っている方もいると思うのですけれども、待機者はどの程度いらっしゃるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまの有料老人ホーム等に入って待機者は何人いるかということでございますが、大変申しわけございません。有料老人ホームに入っての待機者待ちというところは、ちょっと把握してございません。ただし、現在介護老人保健施設に対して入所待ちということで、早急な対応が必要だという方は10名というように把握してございます。

以上、お答えといたします。

（「年金3万円」の声あり）

○健康長寿課長（佐々木順子君） 年金3万程度の方については、済みませんが、ちょっとお時間をいただきたいと思います。後刻ご報告申し上げます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか、後刻ということですが。

他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今質問の中に特別養護老人ホームに入った場合、年金3万円ほどの場合は特別養護老人ホーム、矢巾町内の志和荘に入った場合はどのくらいのお金がかかるのかはこれからですか。

○議長（廣田光男議員） 今調べると言ったよね。よし子議員、後刻ということですので、それ以外のことでさらに他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 事業所職員についての影響についてですけれども、これもないものと見込んでいるということなのですけれども、介護利用料が高くなれば、利用を減らす方もいると思うのですけれども、その辺はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで、このことについては、私どもといたしましては、特にこの介護のあり方も含めて、いわゆる利用を控えるようなことがあってはならないわけでございますので、そのところは今後地域包括支援センターとか、いろんなところとも連携を図りながら、しっかりと対応してまいりたいと思いますし、そして先ほどいわゆるこの特別養護老人ホームに年金3万円であれした場合、どのぐらいの利用料かということで、これはもう所得によっていろいろな利用料も決まるわけでございますので。それから、あともう一つは、やはり生活保護制度とかもありますので、だから私どもといたしましては介護保険を利用される方々のいろんなケースがあるわけです。ケース・バイ・ケースで、そのケースに従ってしっかりとサポートできる体制を進めていきたいと。特にも、これからご存じのとおり、どんどん高齢者の割合がふえていくわけでございます。そのためにも今在宅、いわゆる医療、介護の連携も求められておりますので、そういう施設と在宅、こういうようなものの方も次の第7期の計画までにいろんな形で実態を把握しながら、調査をしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○13番（川村よし子議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。では、後刻ということで、そちらね。

それでは次に、第2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） ごみ処理広域化計画についてお伺いします。地球規模での大型台風頻発数の増加や上陸台風の経路の異常など、耳にするたびに地球温暖化対策の大切さを感じております。全国では、1990年代にダイオキシン対策などで全国で集中的に整備され、廃棄物処理施設の建てかえや大規模改修建てかえ、大幅改修の時期を迎えてます。私は、町財政経費のかさむごみ行政に違和感を持っております。特にごみ処理は、減量、再利用、リサイクルが基本で、住民の協力を得て、自分たちのごみは自分たちで処理する、各自治体の自治体区内処理を進めることができが経済的にも憂慮されると考えています。広域化計画の大型処理場への矢巾町の財政シミュレーションはどのように計画されているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ごみ処理広域化計画についてのご質問にお答えをいたします。

広域化計画の大型処理場への矢巾町の財政シミュレーションはどのように計画されているかについてですが、平成27年1月に策定されました県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想においては、循環型社会の形成、環境負荷の低減を目指し、県央ブロック3市5町のごみを1カ所に集約し処理をするとしており、平成41年度の新ごみ処理施設の稼働を目指しているものであります。

ごみ・し尿処理広域化基本構想によりますと、新ごみ焼却施設建設に当たっては、平成26年度から平成55年度までの30年間の焼却施設整備費、運営維持管理費、収集運搬経費について1施設に集約し、中継施設を設けた場合の総額は約1,322億円となり、見込まれる矢巾町の負担金額はそのうち約86億円と算出されております。

なお、既存の6カ所の焼却施設を建てかえする場合の矢巾町の負担金が約119億円と試算されておりますので、比較をいたしますと約27%の負担軽減となります。このように広域化による処理施設の集約化は、ごみを自治区内処理する場合と比較しますと経費が削減されることにより、町の財政、町民の経済的負担の軽減につながるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　この広域化計画の今後の予定についてお伺いします。報道によると、2016年12月をめどに規約案を作成し、2017年2月に規約案を3市5町の合意を目指し、新組合設立許可のため県と事前協議を開始する。新組合は、新焼却炉施設決定後の2017年度内の設立を目指すと予定がマスコミでは書かれておりましたが、今後の矢巾町の計画をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼　仁君）　それでは、今後の予定について今決まっている部分でお知らせしたいと思いますが、今議員がおっしゃったとおり、2017年、ちょっと西暦で言うとあれなのですけれども、平成29年、来年には規約、そしてその後組合の設立といったような計画が今までのところでございますが、若干これについてはおくれている状況に今あります。そのように伺っております。それで、その後組合が設立されましてから、平成37年には施設の建設、40年まで施設の建設を行いまして、41年からは稼働ということでございます。申しおくれましたけれども、その前にことし28年度中にはまず建設場所、こういったものも決定するというような流れで進んでおるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 平成28年度中に建設場所が確定するということのようすに今答弁されたのですけれども、その確定場所というのは、今盛岡市内ではこの焼却場を建てるに違和感を覚えて、住民の方々が反対しております。矢巾町内にもそういう方もおられますけれども、大体場所的にはどのように考えているのかお伺いします。その場所についての今後の場所の決定は28年3月なのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 場所についての選定ということでございますけれども、答弁にもありました広域化の基本構想、こちらの中ではその場所については、これは盛岡の広域、県央ブロックということですけれども、8市町、いわゆる盛岡広域ですけれども、この距離的なことを勘案しまして盛岡市を想定するというふうになっております。その場所については、現在何十カ所か候補地が挙がっておりますが、必ずしも今既存の盛岡のクリーンセンターの場所ということではございません。ことし12月までにはおおよそ3カ所ぐらいに絞りまして、年度末までには1カ所ということでは進んでおりますが、あくまでも予定でございますので、この場所についてはいずれそういった選定委員、専門の方々が決めることでございますので、そこについては私のほうからは特に盛岡市内ということしか今はお話しできません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁では、矢巾町の負担は約86億円とされていると答弁されましたか、この金額は基本構想のシミュレーションなのでしょうか。

あと、収集運搬費はどれほどを見込んでいるのか。例えば不動地域の奥から環境施設まで約7.5キロ、そして現在どのくらいの運送費がかかっているのでしょうか。

そしてまた、今度そのプランを見ますと、盛岡・紫波環境施設組合から、そこが中間施設になって、もし中間施設になれば、そこから約25キロ離れたところということなのですけれども、運搬経費はどのように見込まれているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） ちょっと待ってね。

浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

輸送経費ということでございますが、まず町内の部分については今ちょっと資料がございませんので、それについては今お答えできませんけれども、例えば盛岡ということで決まった場合、盛岡のどこになるかわかりませんが、およそ25キロなりなんなりというような距離にはなろうかと思います。そういう中の経費につきましては、矢巾町の経費というものについてはちょっと今資料がございませんが、全体の施設の8市町の運搬の費用につきましては……

○議長（廣田光男議員） 課長、焦るな。

○住民課長（浅沼 仁君） 济みません。ちょっと一回整理させていただいて報告させていただきます。

○議長（廣田光男議員） では、後刻ということで。

他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これも後刻になるかもしれないのですけれども、その86億の中に輸送運搬費は入っているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 今の八十数億円につきましては、施設の建設から維持管理、そういうものの30年のスパンで考えた矢巾町の負担でございますので、そういうものも入っているものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） すると、今ある施設ですけれども、その経費は盛岡・紫波地区環境施設組合に年間4億は行っている、矢巾町負担になっているのですけれども、それはどのくらい減るのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 申しわけございません。運搬だけの経費としては、今ちょっとわかりませんので、後刻お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員、ちょっとお願ひがあるのですが、一般質問する際

にある程度数字的なことは最初少し追いかけていただければもっと議論が深まると思いま
すので、よろしくどうぞお願ひを申し上げます。

他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 盛岡市内の小学校の健康状態を調べた方がおりまして、平成25年
度の気管支ぜんそく罹患率を見ると、市内の各小学校の児童数平均が2.0%という結果が出
ています。その中で、東松園小学校が4.2%に2倍になっていますし、見前小学校が5.8%、
手代森小学校が5.9%、都南東小学校が何と3倍以上の7.2%の結果が出ております。平均
の約3倍の罹患率の都南小学校は、盛岡・紫波地区環境施設組合から直線キロで約2キロ
メートルです。矢巾町内小学校の結果がもしわかれればお伺いしたいですが、どうでしょうか。
教育委員会は後でお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） ちょっと待って。それは、後でと言わないで、自分で決めないで。
質問ですか。

○13番（川村よし子議員） はい、お願ひします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまの質問にお答えいたします。その数字に関しては、今手
元に持っておりますので、後刻お答えさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 次に、子どもたちの健康にも影響が出ているのではないかと考え
ております。それで、1人当たりのごみの排出量、盛岡・紫波地区環境施設組合内では紫波
町が一番少ないです。多いのが3市5町の中では、零石、滝沢。零石と滝沢は、矢巾と同じ
ような高温溶融炉ですが、1人当たりのごみの排出量が多い。それから、リサイクル率で見
ますと、葛巻と矢巾が割りリサイクル率が高くなっています。ですので、自治体の燃える
ごみ減量に差が出ております。何でこの差が出ているのかなと、公表しているのも出ている
のかなということを見てみたら、それぞれにごみ減量、ごみ焼却の減量の方針がないの
です。それで、やっぱりこのごみ減量、焼却を少なくするための方針が必要だと思うのです
けれども、その点をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それぞれ市町村においてもそれなりにごみ減量計画というものは立てておると思いますけれども、矢巾町におきましても毎年その方針につきましては内部的にも定めておりまして、一般家庭の方や事業所の方にもいろいろ周知をしておりますし、結果としてそういうふうなことにもなろうかと思いますが、そういった計画のもとには進めております。いずれ広報等でも資源回収とか、きのうも答弁の中でお話ししましたけれども、資源回収、こういったものも進んでおりますし、まだそういった中でも若干頑張れる部分はあるわけですけれども、そういった方針のもとにはやっていますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 燃やせば二酸化炭素ばかりではなくて、微量ですけれども、ダイオキシンとか鉛とか、そういうのも出るわけですけれども、燃やすごみを減らす住民からの協力を得る必要があると思うのですけれども、そのためにももう少し、町長はすごく努力しているようにお話ししているのですけれども、まだまだ住民には徹底されません。というのは、私自身の家庭の中でもそういうのが目に見えているので、そういうところもやはりいろんな企業の方々とか、それから学校、保育所なんかも含めてやる必要があると思います。それで、1人当たりのごみの減量、それからリサイクル率の日本一を目指してその方針とか、計画を立てていただきたいということですけれども、その点をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず、一つ一つお話をさせていただきますが、都南東小学校ですか。

○13番（川村よし子議員） はい。

○町長（高橋昌造君） それで、これは私もやはり盛岡・紫波地区環境施設組合の管理者の一人として、環境施設組合がそういった影響、実際因果関係があるということになれば、これは重大なことになるわけでございまして、その環境施設組合のごみ焼却でそういうことになっているということの今ご質問があったわけでございますが、私どもといたしましては、そのところは今後よく精査をしてまいりますが、やっぱりそういうふうに決めつけられると、私ども今までこのいろんな公害防止のために取り組んでまいってきて、だから川村よし子議員の質問の内容についてはわかりましたのですが、ただ因果関係のところ

で環境施設組合のこの高温溶融炉が原因だということになると、これは大変なことになりますので、ちょっと精査をさせていただきたいと。

それから、なぜ環境施設組合で高温溶融炉にしたかということは、ダイオキシン対策なのです。やっぱり今一番恐ろしいのはそのダイオキシンなのです。だから、その対策で今のところでの最新鋭技術では、やはりそういった高温溶融しかないということで採用させていただいたということで、ひとつご理解をいただきたいと。

それから、もう一つは、先ほど浅沼課長からの答弁、ちょっと舌足らずであれなのですが、今現在私どもの今度の広域化の中には、収集運搬の統一化は将来考えるということで、これはあくまでも中継施設を設けることで今想定して進めるのですが、あくまでも統一化については今後慎重に検討していくことになっておりますので、収集運搬経費については先ほどの私が答弁させていただいたところの積算にはないわけでございますので、そこはひとつご理解をいただきたいということと、それから今矢巾町が県内33市町村で、いわゆるごみの排出量がワーストワンだということで、これは私も本当に残念なことだということで、実はこの間も西部工業団地の総会があったのですが、その際にも担当課長に来てもらって、いずれ事業所の皆さん方にもごみの減量化、それから資源化をぜひお願いをしていきたいということで、今ようやくあれなのですが、家庭系についてはごみ減量推進員の方々に各地域でもお願いしておりますし、いずれ減量、そして資源化、これについてはやはり早く取り組んで、このワーストワンからの脱却を図っていきたいなど、こう考えておりますので、川村よし子議員からもそれぞれの立場でご指導、ご助言を賜ればなということでございます。いずれ何もやっておらないということではないわけでございますので、そこのところはひとつご理解をいただきたいと。

そして、今度私どもがごみの広域化で一番恐れているのはそのところなのです。いわゆる盛岡広域で盛岡が管理のあれでやると、管理主体になったときに、もうどうせお願いする立場だからということで、だからあとは分担金さえ納めていればいいと、こういうことがあってはならないので、今からそういったごみの減量化、再資源化、これにしっかりと取り組んでいかなければならないということ。そのためにも、議員各位のご協力、ご支援をお願いしたいということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　横浜市では、子どもたちの健康調査をして、ぜんそくの罹患率が高いということで、ごみの焼却、汚染処理場など、そういうのに原因があるのではないかということで、焼却場はなくしました。そして、ごみ減量計画を立てております。焼却減量計画を立てております。矢巾町でもそういう計画が必要ではないかと思いますが、どのように考えているでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　一番理想なのは、お答えさせていただきますが、燃やさないことです。それは、川村よし子議員に言われなくたって私はよくわかっておることです。ただ、今のこの形では、本当は一番いいのは出たこの形に返して全部リサイクルできるのであれば、燃やさなければ、だからこれはもう明治のあたりまではそういったごみの資源化というのはなされておったわけです。例えばし尿なんかでも、当時は肥料として、これは昭和の戦後、私らがあれするときまでそういった肥料化というか。だから、今そういった衛生的な処理をしなければならないということと、それからあとは一番あれなのは、横浜市さんでは焼却炉をなくしたということですが、私はそれは横浜市さんに焼却炉がないということは聞いたことがないです。焼却炉はありますよ。ただ、そのためにもいろんな取り組みをしているということはお聞きしております。だから、私どもも横浜市の取り組みを先進的な事例として取り組んでいくことが大切なことでございますので、だから今後このごみの減量化、資源化、この意識の高揚を図っていきたいし、そのためにも今後いろんな形で広報とか、または説明会とか、そういう機会を通じて、今住民課の環境係にもその大切さ、環境施設組合と一体となって総合的に推進しろということを今やっておりますので、川村よし子議員のお話しされたことをしっかり受けとめてやってまいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ございますか。

○13番（川村よし子議員）　ありません。

○議長（廣田光男議員）　それでは次に、第3問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員）　就学援助制度充実についてお伺いします。昨日の高橋安子議員の一般質問にも取り上げられておりますが、子どもの貧困は大きな問題になってきています。子どもの貧困は、労働法制のたび重なる改正により、親世代の労働多様化、非正規で働く世帯が多くなり、子どもの貧困が問題視されていると考えています。以下2点、お伺いします。

1点目、制度を生活保護の1.2から1.3倍にするにはどの程度の経費が見込まれております

か。子どもの権利や学ぶ権利などを考慮すると、生活保護基準の1.5倍は必要と考えておりますが、どうでしょうか。

2点目、子育て支援、学ぶ権利強化のため、中学校1年生の就学援助を前倒しの小学校6年生時点の前年度の2月に申請させ、支援できないかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　松尾教育委員長。

（教育委員長　松尾光則君　登壇）

○教育委員長（松尾光則君）　就学援助制度充実についてのご質問にお答えいたします。

就学援助制度は、家庭の収入等の事情を考慮し、入学及び進学後における学用品、医療費、給食費等の費用の一部に対する援助制度であり、矢巾町では生活保護基準の1.2倍未満の家庭に対し、就学援助の支給を行っております。

1点目の制度を生活保護基準の1.2から1.3にするとどの程度の経費が見込まれているか、生活保護基準の1.5倍は必要と考えているがどうかについてですが、平成28年度に申請があった家庭の状況で試算してみると、生活保護基準1.3とした場合、支給対象者が若干増加し、就学援助の支出額は小学校で43万円、中学校で46万円の増額となります。

また、1.5倍の必要性ですが、平成27年議会定例会12月第2回会議でお答えしたとおり、現在の基準は生活保護引き下げ前の基準により認定を行っており、消費税増税による負担増を考慮し、学用品費等の支給額の見直しも行っておりますことから、就学援助費の見直しは考えていないところであります。

2点目の子育て支援、学ぶ権利強化のため、中学校1年生の就学援助を前年度の2月に申請させ、支援できないかについてですが、就学援助はいわゆる入学準備金的な性質の援助制度ではないことや、就学援助制度の手続上、申請年度の前年所得に対して支給決定の判定をするため、所得が確定する6月以降の申請時期とならざるを得ないこともあります。前例しの申請による支援はできないものであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　憲法26条では、全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて教育を受ける権利を有すると教育を受ける権利を定め、保護者に子どもに教育を受ける義務を課すとともに、義務教育の無償を定めております。現在、学校教育法19条では、経済的理由によって就学困難と認められた児童又は生徒の保護者に対しては、市町村は必要

な援助を与えなければならないと定めております。

そこで、お伺いしますが、矢巾町ではその答弁の中に生活保護基準の1.3とした場合、小学校では43万円、中学校では46万円の増額になると答弁されました。これは、何人が対象になるということなのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　ただいまの川村議員のご質問にお答えいたします。

委員長答弁でも申し上げましたとおり、平成28年度の申請でしか今のところ推測というか、試算できませんので、それでお答えさせていただきます。1.2から1.3に引き上げた場合、小学校では5人、そして中学校では4人が対象に加わります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　私の友人のお孫さんがこういう話をするそうです。友達は塾に行ったり、習い事をしているけど、自分は塾にも行けないし、運動部にも入れないと不満を時々ぶつぶつ話すと。この方は、中学校1年生です。クラブ活動を熱心にやれるような対策が今求められているのではないかと。その点について、この1.2から1.3に上げた場合、小学校では5人、中学校では4人が対象になるということなのですけれども、経済的な面でどうなのでしょうか、上げたほうがいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

それから、全国を調べると、就学援助は生活保護の1.3倍になっているのがほとんどで、岩手県内を見ると1.2とかになっていますけれども、平均すると1.3が多いですけれども、その辺も一緒に答弁をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員）　越教育長。

○教育長（越秀敏君）　ただいまのご質問にお答えいたします。2点ございましたが、最初のほうを、1.2、1.3という後半の部分は課長のほうから答弁させていただきます。

就学援助がなくてクラブ活動、あるいは塾等のさまざま教育活動に問題があるのでないかというご指摘ではございますけれども、ふやすことによってそれが解消されるということ、この4人、5人についてどうかということは詳細に見ておりませんので、はっきりここでお話をすることはできませんけれども、全ての援助がそういう活動にかかわるかというようなことにつきましては、全てだということは言い切れないものではないかなというふうに思います。

また、塾につきましては、なかなか塾に行けないお子さんにつきまして、中学生ですけれども、福祉のほうで何回か、何十回かと言ったほうがいいのでしょうか、塾的なものを開催させていただいて、参加したい人の要望をとって開催しているところでございますので、つけ加えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　川村議員の2点目のご質問にお答えいたします。

近隣の市町村、盛岡圏域なのですけれども、1.3となっているのは盛岡、滝沢、零石町の3つでございます。そして、1.2は紫波、矢巾、八幡平市でございます。そして、1になっているのが岩手、葛巻町ということになってございます。全国的には1.3が風潮ということにはなってございますけれども、先ほども委員長答弁で申し上げましたとおり、なるべく児童・生徒さんに有利になるように、あえて平成24年度の生活保護の引き上げ前の基準により認定を行っていること、それから消費税の増税による負担増を考慮して支給額の見直しも行っているということから、現状でまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　もう一つですけれども、就学援助は入学準備金的な援助ではないので、就学援助制度の手続上、申請年度の前年度所得に対して支給決定することはできないということで答弁されておりますが、この就学援助制度ではそうだと思うのですけれども、基金を設けて入学準備にランドセルを買うとか、制服を買うとか、そういうときに基金を設けてそこから貸し出すというようなことも行われている市町村がありますが、そういうのは考えていないのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　越教育長。

○教育長（越　秀敏君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

就学援助につきましてはご理解いただいたと思いますけれども、入学準備的なものではないということで、かばんとか制服だと思いますけれども、それでは公にそういう入学準備の補助をするつもりはないのかということでございますけれども、公的な補助のほかに私はやはり共助といいますか、そういうような形も必要ではないかなというふうに思っております。回答にはならないとは思いますけれども、私が経験した学校におきましては、

運動着、それから制服等を寄附いただける方につきましては寄附いただいて、日常に汚した場合に取りかえる補助として、それから3年生から転入学された方には買っていただくのは気が引けますので、選んでいただいて着ていただくとか、そういうような形のことをやってきておりますので、公助というよりは共助という形で、そういうようなところもこれからどこかで展開できないものかなというふうに思っております。回答にはなりませんけれども。

残念ながら今の時点では準要保護だけではなくて、矢巾町では他の市町村より数段すぐれた補助として、児童・生徒の大会への出場の補助とか、いろんな形で児童・生徒の支援をしているところでございますので、そういう総体的に見ますとこの準要保護だけ基準を上げるということは今の時点では考えていないということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町では4月から福祉・子ども課ができましたけれども、福祉・子ども課の課長さんにお伺いします。今教育長が答弁されましたけれども、福祉・子ども課の中ではそういう困ったという相談とかはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもの経済的な困り事、相談事はあります。平成27年度から生活困窮者の自立支援法が施行されていますので、それに伴いました相談体制が充実しておりますが、ひとり親世帯の子どもさんがいらっしゃる世帯の相談から生活保護のほうにつながったケースもありますし、あとは制服等のことも、先ほど教育長のほうから答弁申し上げたように共助のところで、制服、入学準備に必要な支援をさせていただいたりしております。それを公にするようなところまではまだ制度的に打ち上げられてはおりませんが、やっぱり相談事に対しましては応えてきている体制はつくっておりますし、福祉・子ども課だけではなく、社会福祉協議会、そして県の社協さんとか、いろいろな民間団体の協力をいただきながら、相談事に対応をしておりますことを申し上げます。

そして、先ほどの塾につきましても、平成25年度から生活困窮者の部分で県の振興局と連携しながら、モデル事業の時代から学習支援、学習塾というか、学習面と生活面の指導ができる教室等の運営に協力はしておりますことを答弁といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 子どもの貧困の実態がやはり今の課長の答弁で少しずつ明らかになってきましたけれども、声にならない、窓口に行かない方たちもたくさんいると思います。おばあさん、おじいさんたちにお世話になっている方もたくさんいると思いますけれども、矢巾町としてやはり就学援助制度をもう少し上げるとか、それから入学準備基金とかを設立して入学の準備のときの援助をするとか、そういうことも必要ではないかと思うのですけれども、福祉・子ども課では答弁できないですから町長にお願いしたいのですけれども、お願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

このことについては、子どもから大人までの貧困対策というのはこれから必要になってくるわけでございまして、きのうの一般質問の中にも、高橋安子議員にフードバンクの食べることさえもままならないというような問題もきのうお聞きして、やはりそういった実態を今後ともしっかりと把握しながら、特に児童・生徒の関係については教育委員会ともしっかりと突き合わせをしながら、検討をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○13番（川村よし子議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時25分とします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、10番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員） 議席番号10番、一心会の山崎道夫でございます。

質問第1、定住人口増を目指した有効で適正な土地利用の推進策についてお伺いをしたいと思います。全国的な少子高齢化と人口流出が進む中、本町においては交流人口の増加が見込まれているが、今後本町が持続的に発展していくためには定住人口を着実に増加させ、町全体の活性化を図るための施策を確実に進めていくことが求められています。その施策の一つとして、有効で適正な土地利用の推進が求められていると思いますが、以下見解をお伺いをしたいと思います。

1点目でございます。新たな宅地確保やウエルネスタウン構想の早期実現に向けた土地利用計画の見直しが急務と考えます。現段階における取り組みと今後どのように取り組んでいく考えなのか、明らかにされたいと思います。

2点目でございます。今後町独自の土地区画整理事業は考えられるのか、また現段階で民間による開発計画はあるのか、将来的見通しもあわせ明らかにされたいと思います。

3点目でございます。遊休未利用地、町有地、公・民有地の利用について、現段階における考え方と今後の有効活用も含めた構想について明らかにされたいと思います。何点か挙げていますので、その分でお願いをしておりますが、町有地については室岡地区3ヘクタール、南昌ひまわり畑、老朽化が進む町営住宅と附帯した空き地。公・民有地、三田商店所有地、近い将来無人となる雇用促進住宅の跡地と駐車場、流通センター内空き地・空き店舗、矢巾温泉地内遊休土地、旧煙山苗圃の県有地、旧パストラルバーデンの遊休対策、北郡山地区の農協空き地と空き施設、旧アップルセンター跡地と近隣の廃業パチンコ店用地。既存市街地の空き地利用、煙山・不動地区の農業集落的土地利用ゾーンの活用策と国道4号沿いの土地利用、特に両側100メートルの活用策。

4点目でございます。今後本町への進出を希望する事業者等への土地提供の考え方を明らかにされたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、山崎道夫議員の定住人口増を目指した有効で適正な土地利用の推進策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の新たな宅地確保やウエルネスタウン構想の早期実現に向けた土地利用計画の見直しの取り組みについてですが、今年度は第4次国道利用計画矢巾町計画と都市計画マスター プランの見直しに着手しているところであり、矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重

点施策であります適切な土地利用を実現すべく、これらの計画に盛り込みつつ、盛岡広域都市計画に反映させられるよう調整を進めてまいりたいと考えております。

2点目の今後町独自の土地区画整理事業は考えられるのかについてですが、既存市街地の宅地利用が進捗した後、さらなる宅地需要が見込まれ、財政的にも対応可能な状況となった場合は、町独自の土地区画整理事業を実施する可能性はあるものと考えられます。なお、現時点における民間による開発計画の予定はないものとして認識しておりますが、宅地需要の高まりと景気動向によっては将来的に民間による宅地開発の可能性はあるものと思われます。

3点目の遊休未利用地の利用についてですが、ここでは私のほうからは全体的な考え方についてお答えをさせていただきますが、町有地につきましては中長期の視点でそのあり方や活用方法について検討し、必要に応じてPFI的手法の導入も含めて検討してまいりたいと考えております。なお、県有地ほか民間が所有する資産につきましては、関係機関等と連携を図りながら、その活用について可能な範囲で進めてまいります。

4点目の今後本町への進出を希望する事業所等への土地提供の考え方についてですが、現状の規制の範囲において本町への進出が円滑に進むよう、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） ことしに入りまして町民と議会の懇談会を開催をしたわけですが、7月20日太田公民館、7月21日間野々公民館、7月22日は下北公民館でそれぞれ関係する行政区の皆さんばかりではなく、他の行政区からも参加をされ、30名を超える町民の方々が懇談会に出席をされて、それぞれ土地利用に関してのお話もありました。その際に室岡の遊休地の活用もございましたし、それから矢次・不動地区の農業集落的土地利用ゾーン、これは室岡も入っているわけでございますが、この土地利用ゾーンの活用の話、それから4号線の沿線両側100メートルの利用規制の話もございました。その中で出されたのは、市街化調整区域等のこの土地利用の規制が非常に厳し過ぎるのではないかという話が、これは過去にもずっと言われてきた中身でございます。それから、都市計画の中で規制されているが、この都市計画の規制はいつまで続くのだと、このままでは矢巾町の発展はなかなか思うようにいかないのではないかという話もありました。それから、具体的な話の中で、イグネの中に自分の息子たち、あるいは娘たちのうちを自由に建てられない。農家分家については認められて

いるわけですが、それぞれの子どもたちが一緒に兄弟が近いところ、親の近いところに建てたいという希望があるけれども、それがままならないと、矛盾しているのではないかという話もありました。それから、4号線の規制の関係で、自分の土地も自由に使えないのが今の状態であると、ここに風穴をあける方法はないのかという話もございました。

もっと具体的な話でございましたが、間野々のある方は15年ぐらい前は700人近くいた住民が、今550人を欠けるようになってきたと、このままではどんどん減っていくのではないかと言って、とても心配だということが話しされていました。この方は、ずっと何十年とこの地域の人口の変化を統計をとってきたようですが、この間野々は65歳以上が213人いて、38.1%の高齢化率だということでございました。矢巾町は、ことしの4月1日の人口でございますが、2万7,134人、65歳以上が6,342人で、高齢化率が23.4%でございます。このままであれば1年で1%ずつ高齢化率がふえていくということも、そのときもこの方もそういう話をされておりました。やっぱり若い人たちが農村部に残って、いわゆる農業をやる人、あるいは兼業で働く人、あるいは全く農業とは関係ないけれども、違う産業に従事をして、そして矢巾町で住み続ける、そういう人たちをもっとやっぱり農村部に残すことを考える必要があるだろうということで、その方はお話しされておりました。

それから、下北のときは、このときも以前は非常に、平成4年、5年のあたりは子どもたちがたくさんいて、子ども会の行事も大変活発だったと。グラウンドの造成もやってきたと、それから子どもたちを連れて海や山での行事も年間通してかなりあったと、それから冬はスケートリンクづくりをやった、それからお盆やクリスマスの行事なども本当に活発だったと。このままでは行政を担う人たちがどんどん減っていくと、役員のなり手もなくなるのではないかということで、非常に将来を危惧しておりました。同時に言われたのは、平成4年に下北行政区では21世紀を考える会を立ち上げたと、それで地区住民にアンケートをした結果、下北地区の投資的な土地利用の話が多くの方から出されたと。土地利用について議会に陳情したと、これについては総務常任委員会で採択してもらってよかったですなという思いでしたけれども、その後全く何もその話がないと。そういう話の中で、やっぱり矢巾町の都市計画については、もっとやっぱり住民との合意形成を図っていく必要があるだろうということも同時に言われましたし、議会も町と一体となって今後のこの土地利用の活路を見出していただきたいという話も同時にされています。

非常に特徴的だったのは、インターネットで調べたという話で、別な方でございましたけれども、今全国に1,711自治体があると、市町村の数ですが。住みよいまち、元気のあるまち

ベスト100のランキングの中に、東北は10市町村しか入っていないと、村はないようですが、10市町が入っている。大半が宮城県、名取とか、あるいは美里、多賀城、それから利府、富谷町とか、あの辺なようでございますが、その中で東北でほとんどが宮城県であるのだけれども、唯一岩手県の矢巾が入っていると、この東北の10市町の中に。ランクは78番だそうです、全国で。非常に活力のあるまちだと、将来発展するまちだということで、非常に評価が高いということがその方のお話の中ありました。非常に住みやすい、治安がいいと、それから災害もないという評価なそうですが、残念ながら3年前には災害があったのですが、それにもあまりそんなには大きな災害がずっとなかったと。それから、交通の便がいいと、それから買い物がしやすい。大変恵まれた土地だということで、非常に評価は高いというようなことでその方は紹介しておりました。

やっぱり今後この土地利用については、いつも同じ議論の繰り返しをしているわけですね。国土利用計画、あるいは都市計画マスタープランとか、市街化調整区域、農振の関係、がんじがらめで何ともならないというような話がずっとこの間繰り返されてきていますが、ここを何とかしなければこれから矢巾町の発展というのは、この評価は高いわけですが、残念ながら100番以内にも入れなくなってくる可能性があるのではないかというふうに私は非常に危惧をしています。したがって、やっぱり、町長はいつも言っていますが、安心して子育てができるまち、日本一子育てがしやすいまちを目指していくというような話もされていますが、やっぱり子育てをする世代を何としても定住化させなければ、これも全くのいわゆる話だけで終わってしまう可能性があるわけです。したがって、そういうふうなことを考えていけば、本当に今躍起となってこの土地利用について規制を解除するなり、あるいはしっかりとこれから矢巾町の土地利用計画を打ち立てて、関係機関、あるいは法律の網がかかっている部分の風穴をあける行動をしなければならないだろうというふうに私は強く思っています。

そういうふうな観点から何点か質問させていただきますが、過去に藤原梅昭議員さんが質問した中身で、土地利用について既存住宅地に未利用の土地があると、いわゆる宅地ですが、これは平成27年3月会議で質問しているときの話の中身でございますが、住宅用地として既存市街地の中に約29ヘクタールの用地があると、人口に換算して1,940人分に相当するという町長の答弁でございました。そのときは川村町長でございましたけれども、そういうふうな答弁もいただいています。それから、同じ27年12月には赤丸議員が人口増加に向けた施策として住宅用地の確保が絶対的に必要だと。平成35年に3万人構想を打ち立てているわけです

が、何としてもやっぱり1,000世帯分の住宅用地が必要ではないかと。そのときは、赤丸議員は30ヘクタールの用地が必要だということを述べられておりますけれども、現実にその3万人構想を打ち立てたわけですが、当然アパートに住む方もいると思います。それから、戸建ての住宅が必要な人もいると思います。

1点目は、戸建てとアパートに住んでもらう、そして定住化をしてもらう、それの比率といいますか、その辺の考えはどのように持つておられるのか、まずそれをお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまの戸建て、それからアパートに対しての比率はどう捉えているかというご質問でございますが、これまで具体的にそういった比率を算出するといった考え方は持っておりませんので、今お答えできるものはないというのが実際のところですが、その前段で議員からもお話がありましたとおり、一定規模、戸建てとなれば当然に一定規模の新築用の宅地等が必要になるということも間違いないところでございまして、そういったところが面積だけで言えば以前の答弁では29ヘクタールほどありそうだということは、それも事実だと思いますが、いずれ割とアパートというところについても現実的な答えなのかなと思っております。土地利用規制の緩和ということを目指して我々も今現在いろいろなところに協議等をしている段階でございまして、まだお話しできるほどの成果が上がっていない状況ではありますが、仮にそういったものが前向きに進んだとしても1年、2年ですぐどんどん開発できるかというと決してそうでもないというのが実際のところだと思われますので、それまでの間はアパートというものが現実的な答えなのかなと思われます。

なお、医大附属病院がこちらに来るとなりますと、そちらにお勤めの方々、今既に盛岡で家を構えている方はなかなかいらっしゃらないと思いますが、新規で採用されるような方々、毎年結構な人数だというふうに聞いておりますので、そういった方々にまずは矢巾町内のアパートにお暮らしいただきたいということを進めていきたいと思っておりますし、行く行くは定住をお願いしますというふうなことを具体的な施策として展開できるようにしたいものだなという構想はございます。前段として、既に始まりました利子補給制度はありますけれども、そういったものに加えて別な施策をというふうなことは考えていく必要があると思っております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 現実的には恐らくアパートを利用しながらというのは当然出てくると思いますので、その辺のこれからの方といいますか、構想、それをしっかりと持つてもらって、具体的に例えばアパートの充足率の問題も出てくるわけですし、今は新しいアパートでなければ入らないという実態がありますので、その辺の調査もしっかりとして、からの対応をしていただきたい。

それから、先ほど私言った29ヘクタールというのが、恐らくぼつぼつ点在しているのではないかというふうに思うのですが、例えば曲戸の団地とか、あるいはグリーンタウンと言わされている南矢幅地区とか、さまざま昔からの団地、あるいは新興住宅もありますが、恐らく古い団地に点在している部分もかなりあるだろうというふうに思います。そこについてやっぱり、29ヘクタールあるということを答弁で述べられておりますので、具体的にどこにどのぐらいあって、その活用策を検討してきた経緯があるのか、ないか、ちょっとそこは聞かなければわかりませんが、1,940人分に相当するということを言っていますので、その活用策をまずしっかりと見て、そして次は新しい宅地開発なり、これは町がやるか民間業者がやるか、いろいろこれから状況は変わってくるかもしれません、いずれその1段階として既存市街地の実際あるところをいかにうまく使っていくかと。ただ、建てる人たちは、周りに昔からいる人たちがあるところにぽんと入っていくから、それはかなり抵抗がある人もいるだろうとは思いますが、いずれ貴重な土地ですので、そういう分の活用策もこれからやっぱりしっかりと立てていただきたいというふうに思いますが、その部分で今日まで何か取り組んできた経緯がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで、山崎道夫議員にはまた国土利用計画の矢巾町計画かと、また都市計画マスタープランかと言われるわけですが、実は今私どもとしてはこれから土地利用の活用策については、やはり本町としても最重要課題なわけでございます。そして、今いろいろ例示をしていただいた全くそのとおりでございまして、今私どもとしてはこれまでのいろんな法律、農振法とか農地法とか都市計画法とか、ある意味では規制するための法律だったわけです。今この人口減少時代に入って、果たして今の規制のあり方が正しいのかということもやはりこれから県なり国にも働きかけをしていかなければならないということです。

そして、やはり私たちがきちっとしたプランニングを持っておらなければならぬわけ

す。それは、今も山崎道夫議員からご指摘されたとおり、詳細に、そして細部にわたって、そして均衡ある地域の発展を考えた場合、きのうもお答えしたのですが、合併60周年、ことは61年目なのですが、旧村のこの役場のあった所在地がもう本当に衰退しているというようなことがあるわけでございまして、そういったことも私どもがしっかり総合的に勘案しながら、一つ一つ詰めてまいりたいと、こう考えておりますので、そしてそこにはご指摘のとおり住民合意形成をしっかり図りながらやっていきたいということで、ただこれは時間をかけねばいいというものではない、もう喫緊の課題として取り組んでまいりたいということでございますので、ひとつご理解いただきたいし、それから先ほど細かい、例えばイグネの話とか、下北では平成4年に下北を考える会とか、そういったご質問もあったので、その詳細についてはそれぞれ担当課のほうから答弁をさせますが、いずれ私どもといたしましてもこれから土地利用についてはこれがイコール定住人口の増、3万人構想につながるわけでござりますので、しっかり取り組んでまいりますので、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 担当課長はいいですか。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 先ほどの既存市街地内の未利用の宅地等について具体的に調べて検討すべきではないかというところについての話でございます。これまで、そういうものを一つ一つ全部調べ上げるというふうな形をとってきた経過はございません。ただ、実際の整備手法とかは置いておきましても、その種になる場所がどこにどのくらいあるのかということについては、今後調べてリストアップする形をまずやりまして、そこをベースに今後の施策を展開してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 一つ一つのその土地の問題をここで取り上げると膨大な時間がかかりますので、住宅地のいわゆる町営住宅の関係でちょっとここだけはお話をしたいと思いますが、実は総務常任委員会でこの土地利用に関して調査研究をしてきたわけですが、それぞれ関係課の課長さんたちにも出席をいただいて現状のお話を聞いたり、あるいは実際足を運んでその住宅地を見て歩いたりしたのですが、実はその西徳田の風張住宅に行ったのですが、これも非常に老朽化が進んでいる住宅です。恥ずかしいのですが、あそこに入っていき方

がわからなかつたのです。行つたのですが、改築計画というのは、このままでは当然古くなつていきますので、道路都市課もいろいろ苦労しながら修繕はしていると思いますが、やっぱり今の状況の中でこの町営住宅のあり方というのをしっかり考える時期に来ているのではないかというふうに私思うのです。特にこの風張住宅も非常に古い、当然住んでいる方もおられるわけですが、老朽化が非常に進んできていると。それから、矢巾住宅ですね、上矢次にある。これは、医大がすぐそばにできるわけですよね、病院が。これは、駅にも近いし、非常に交通の便もいい、買い物の便もいい、住んで非常に一等地だというふうに思います。ただ、あの状態は、はつきり言って他の市町村から来た人たちには見せたくないというようだ、私は率直にそう思いました。住んでおられる方には本当に失礼な話になるかもしれません、これはやっぱり町の責任として、あの住宅はやっぱり集合住宅的な建てかえをして、高齢者の方ももちろん入っていただく、それから子どもを育てる世帯、若い方たちにも入っていただく。私は、5階建てぐらいにしてエレベーターをつけて、少なくとも30世帯から50世帯入るような、そういう集合住宅を考えてもいいのではないかというふうに思っています。これは、すぐには実現はできないとしても、あの住宅をあのまま残しておいて、一等地のあの土地をその状態で、いわゆる医大の職員の方、あるいは病院ができれば患者さんも当然そこは通るわけですけれども、ああいう状態にしておくというのは、いわゆる78番目のランクづけをされている矢巾町にしてみれば、ちょっとやっぱり展望がないなというふうに思います。したがって、そういうふうな感覚を、あるいは考え方を一つ転換をして、今の状況に合った住宅のあり方、それを検討していく状況に今来ているのではないかというふうに思うわけですが、その点についての考え方というのは、何かありましたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

それで、この住宅政策もそうなのですが、いずれこの住宅政策と土地利用政策、これはもう表裏一体なものでございますので、ご指摘のこの町営住宅のあり方も含めて、今後この2つの政策については整合性を図り、すり合わせをしながら進めてまいりたいと、こう考えておりますので。それで、まず今後の町営住宅のこれから整備計画のあり方については、やはり議会の皆さん方ともよく協議をさせていただきながら、また総合計画とかいろいろな計画もあるわけでございますので、そういう中での位置づけをしっかりさせていただいて、前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 今までだとほとんどが法の規制でかなり厳しいよという話で来たわけですが、やっぱり今の状況の中ではそればかり言っていられない状況でありますので、町長の答弁にもありましたが、そういう時期に来ていると。グランドデザインといいますか、そういうふうな構想をしっかりと打ち立てて、あとはタイムスケジュールもしっかりと持ってやらなければ、なかなかうまく進まないだろうというふうに思います。不退転の決意でやってもらわないと、議会はそれに対しては一緒に協力をして後押しをしたいなというふうに思うわけですが、目に見える住宅政策、宅地開発にも関連しますが、そこをやっぱりスピード感を持ってやってもらうことが今本当に求められているだろうというふうに思いますので、その点についてもう一回町長のお話を伺いして終わりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今行政にもスピード感が求められるわけです。その中の一番根幹をなすのはタイムスケジュールなわけです。だから、今後そういったタイムスケジュールを皆さん方にお示しをして取り組んでまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○10番（山崎道夫議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） ここで昼食のため暫時休憩に入りたいと思います。

再開を1時といたします。

午前1時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど川村よし子議員に保留している答弁で、答弁可能となりましたので、これを許します。

村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） 先ほど川村議員からご質問がありました町内の中学校の気管支ぜんそくの罹患率についてお答えいたします。

平成26年度、27年度のデータについて申し上げます。小学校につきましては、1,502名が在

籍しております、そのうち49名、3.26%の方が罹患してございます。一方、中学校につきましては、912名の方が在籍しております、21名の方が罹患しております。2.30%でございます。ちなみに、徳田小学校なのですが、一番環境施設組合に近い場所であったにもかかわらず、ここは罹患率は0%であったということもご報告しておきます。さらに、平成27年度でございますけれども、小学校、中学校ともこの年には罹患率は全くゼロということで、ございませんでした。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） それでは、午前中保留しておりました件についてお答えいたします。

今学務課のほうから気管支ぜんそくの町内の数値が報告されましたけれども、都南東小、こちらにつきまして27年度の数値でございますが、こちらのほうは175人の児童さんの中で10名が気管支ぜんそくというふうなデータがございます。5.7%ということでございます。

それから、広域化した場合の矢巾の負担金、どのくらい減るのかというようなご質問だったと思いますが、こちらのほうも広域化基本構想の中からの数字でしか追えませんので、先ほど答弁の中でも119億、86億といったような下がるというようなことをお話ししましたけれども、そこから追っていきますと今大体4億程度を毎年負担しているわけですが、これが大体2.9億円ぐらいになるのではないかというふうな、割り返しのことでございますので、これは実際には変わるかもしれません、今の中ではそういった、30年のスパンではそういった計算になっております。

それから、続きまして町内の運搬経費、今どのくらいかかっているのかといったようなことだったと思いますが、こちらについても実際には委託業者が運搬をしております。そういったことから、実費についてはちょっとわかりかねますが、処理場での処理の原価計算のほうから追っていきますと、これも実費では当然ございませんが、大体5,600万ほどかかっているのではないかと。これもあくまでも原価計算からの割り返しでございます。

それから、新しい施設、例えば盛岡ということで今計画上ありますけれども、どこになるかわからないわけですが、おおよそ25キロ圏内というようなことでの試算でございますが、こちらも広域化の基本構想の中からでございますので、いろいろなケースが想定されております。1施設に集中するのですが、中間施設をつくるとか、つくらないとか、直接搬入するとか、いろいろなケースがございまして、そういった公表されている中からの、これも割り

返しといいますか、その数値からでございまして、こちらのほうにつきましては大変申しわけありませんが、矢巾町からとか、雫石からとかといったような試算はありませんので、総額として示されているのはおおよそ30年で500億から560億、その施設をどのようにするか、どこに建てるかといったようなことで開きはありますが、そういった試算が出ておりますので、それをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 最後は、佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 午前中の保留にいたしましたご質問についてお答えをいたします。

介護保険については、川村議員さんご存じのとおり、介護度に応じてサービスの負担割合が違つてまいります。そこで、施設のユニット型、多床室とかということでも違つてまいりますので、今、年金3万円の最低の生活費の中でお一人で暮らしている方ということを想定して、最低幾らぐらいかかるかというところで簡単に試算をさせていただきました。ただし、これは施設のサービスの加算とか、そういったものがさまざまありますので、全てがそういうことということではありませんので、あくまでも目安として受けとめていただければと思います。

まずは、要介護3の方で、その所得に応じて一番所得の低いというところで試算をしますと、1割負担で、およそ2万円から2万1,000円ぐらい。そして、そこにかかる食費、居住費の部分がございますが、これは限度額の申請をしていただくことによって減額となりますので、その段階でおよそ2万3,000円ほどということで、あとはさまざまサービス費が加算になる施設もございますので、今その分だけでは4万3,000円から4,000円ほどということを見てございます。

それから、介護保険の高額介護サービスということを、サービス費の受給も受けることができますので、そこから1万5,000円ほど控除と、後からになりますけれども、戻るということを試算しますと、大体2万8,000円から3万ぐらいのところが最低の負担のところではないかという、あくまでも目安でございますので、午前中のご質問についてはそのようなお答えとさせていただきます。また、これは多床室、ユニット型とかということでまた違つてまいりますので、その辺をご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、山崎道夫議員の第2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

所有者不明などの対処が難しい空き家対策についてお伺いをいたします。所有者不明など、対処が難しい空き家への対策を進めるため、国土交通省は2016年度から先進的な取り組みを行う市町村を支援するモデル事業を始めました。所有者や相続人が把握できない場合、第三者が空き家の管理や処分を行う民法の財産管理人制度の活用を想定し、弁護士ら専門家と連携した空き家対策を後押しするため、市町村の事務経費や弁護士費用などを補助し、他市町村の参考になるようモデル事業の成果を反映させ、ガイドラインもつくる意向を示しております。本町における居宅の空き家数は96件となっておりますが、今後増加する可能性もあることから、場合によっては行政代執行で空き家を撤去せざるをえないことも想定されます。その場合、撤去費を所有者に請求することになっておりますが、費用の徴収、回収が難しい場合、モデル事業で支援することとしておりますが、本町としてこのモデル事業の活用も含め、どのように捉えているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 所有者不明などの対処が難しい空き家対策についてのご質問にお答えをします。

本年度の本町の取り組みといたしましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の目的に沿った詳細な調査を実施し、その結果をもとに所有者の管理について意向調査を実施することとしております。今後は、必要に応じ、空き家等対策計画を策定し、適切な管理の促進、有効活用の推進を図っていきたいと考えております。

なお、ご質問の先駆的空き家対策モデル事業は検討を行ったものの、事業採択の要件等々本町の状況が合わなかつたため見送っておりますが、補助金や交付金等の財政的な支援制度につきましては、常に検討をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 本町における空き家の調査について、総務常任委員会でこの部分について担当課からお聞きをしたわけでございますが、平成27年6月に各行政区長にお願いをして、それぞれの行政区の空き家の状況を調査していただいたということで、96件になっておりますが、町内ほとんどなく各行政区に空き家があるということがこの調査でわかり

ました。しかし、例えば私の住んでおります矢次地区は、既にことしに入って3名の方がお亡くなりになって、そこは誰も後継者がいないという状況になっていますが、恐らくそういうふうな状況の中でこの96件がまだふえている状況にあるのではないかというふうに思っておりますが、総務常任委員会のたしか6月27日だと思っておりますが、その際の担当課のお話では行政区長のそれぞれの調査については当然調査として上がってきましたので、そこについて再確認をしていくと。

それから、専門的な見方をすることが必要な部分があるというようなことで、行政区長の部分については感覚的なもの、あるいは恐らく担当課は水道料の関係から追って使用がないというようなことで、長く空き家になっているなということで確認している部分もあると思いますが、専門業者による調査をするということでございましたが、その部分の調査はどのようにになっているのか、まだだとすればその計画についてもお知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　今年度の空き家調査の関係というふうに承りました。今年度は、地方創生交付金の中で調査計画を実施する予定でございましたが、実は交付金のほうの制度が国の制度改正によりまして交付金ではできないということになりました、ちょっと方針変更せざるを得ないなという状況の中で、最終的には社会资本総合整備交付金事業で調査だけを行うというふうな形に方針変更してございます。なお、そういった関係もありまして現状でまだ発注をしておりませんが、来月あたりには発注を考えてございます。というわけで12月補正等で財源更正等が発生するものと見込んでございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　ほかに再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員）　実は、これは会派でのセミナーに行ってきましたときのお話ですが、神奈川大学の教授で幸田雅治さんという方が講師でしたが、岩手県庁にも自治省に入省されて岩手県庁にも派遣をされてきた経験があるということで、内閣府におられた課長さんだそうでございますが、空き家対策というのは都会は特にごみ屋敷の問題もあるようですが、この特定空き家というのが今非常に問題になっているというようなことで、これは放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態、それから著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、周辺の生活環境保全のため放置することが不適切な状態、これを特定空き家ということで、この処理といいますか、撤去も含めた処理問題が全

国的に大きな問題になっているということでお話がありました。我が町では、まだそこまでいっている状況ではないだろうと思いますが、万が一そういうところがあるとすればその辺の考え方というのはどのように思っておられるか、その部分お聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） その空き家の状況、特定空き家としての空き家の現実的な状況を確認してからということにはなると思いますが、必要があれば手続をとつてやるということが前提になろうかと考えております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） その際に国が今モデル事業としているこの事業の該当にはならないものなのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 国土交通省のほうで出しておりましたモデル事業につきましては、済みません、既に締め切りが終わっておりますが、今のところ今年度いっぱいの予定でございます。来年度以降はまだ未定でございますので、何か別のものがあれば対応を考えたいのですが、現状ではないと見込まれております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 空き家対策の一つとしては、空き家の利用というのが、これは今全国的にはそこの研究がかなり進んでいるということございました。いわゆる土地利用の中でも空き家対策の話も若干担当課からお話がされた部分がありますが、この空き家対策について、例えば都市計画のマスタープランに入れるとか、あるいは総合計画の中に入れるとか、さまざまあるようなのです、全国的には。今後やっぱり確実にふえていくという状況になってくると思います。そうした場合、活用も含めて、あるいは場合によっては危険なものとして強制撤去などということも考えられてくるかもわかりませんが、そういうものの条例の制定とか、そういうものを今後やっぱり考えていく必要があるという講師の先生でございました。全国400を超える市町村が空き家対策の条例をつくって、その中で対応して

いるというようなこともありましたので、その辺の考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 条例制定に関してでございますが、私どもまだ詳しく他の条例について検討まではしておりませんが、いわゆる特定空き家の撤去等に向けた具体的なアクションという段になりますと、恐らくこれは条例制定が必要なものだというふうに認識はしております。

また、先ほどお話しありましたような有効利用という側面につきましてですが、こちらも一定程度の条例になるのか別なものになるのかはまだあれですけれども、そういった1つのルールを皆様にお知らせした上で、その中でいろいろ実行していくというのは行政として当然の手続だと思っておりますので、そういったことの一環として条例というふうな形をとるケースはあり得ると思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） その際に農村部と町場の区分をしながら、農村部は農村部で土地も含めて使える家屋もあるだろうというふうに思いますし、町場は町場でまたいろいろ部分での便利さを求めて使いたいという人も当然出てくる可能性がありますので、やっぱり場合によっては自治体でリフォーム等の補助もしながら有効活用するということを今後研究をして、考えていく必要があるだろうというふうに思いますので、先駆的な取り組みをしているのが尾道だそうでございます。その辺の研究もしながらやる必要があると思いますので、最後になりますが、その所見をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 先駆的な取り組みをしている場所、自治体のご紹介をいただきましてありがとうございます。今後そういったところからの情報を入手しながら、進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） これで10番、山崎道夫議員の質問を終わります。

次に、14番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

それでは、1問目の質問を始める前に、私も台風10号の被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。私も20代、30代のころに久慈地区の山根地区を往診の場所としておりまして、きょうの新聞でも端神、細野地区はまだ道路の復旧のめどが立っていないということで、大変に清流の美しいきれいなところでございましたけれども、支援も含めて頑張っていきたいと私自身も思っているところでございます。

それでは、1問目の質問を始めます。8月17日に全員協議会で再度値上げ案が示されました。その前にですけれども、今般1月4日に水道料金6%、下水道料金が15%値上げが示されたわけでございまして、8月17日に再度値上げ案が示されたことから、以下伺いたいと思います。

1点目、家庭用値上げ幅が変わらないのにもかかわらず、負担金のみが減額とした理由をお聞きします。

2点目、老朽管整備計画、事業費19.8億円、これは平成27年度から平成35年にわたる内容でございますが、それと管路更新率の見直しができないかについて伺います。

3点目、新配水場の建設に県の補助を求めるべきではないか。

4点目、将来盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の統合が予想される中、東部の新井戸は必要か。

5点目、町民の声をどう聞いたか。

6点目、赤字が予想される平成34年度まで値上げをせずに経営努力をするべきではないか。

以上、6点の質問をいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員の上下水道の値上げ案についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の家庭用値上げ幅が変わらず、負担金のみ減額とした理由についてですが、水道事業の受益者負担金については口径13ミリメートルを基本として、それぞれ口径別に負担金を提案しておりましたが、近隣市町村と比較した場合、特に口径25ミリメートル以上が高額の設定となっていたことから、一般的に使用されております口径20ミリメートルを基本として受益者負担金を見直したものであります。

2点目の老朽管整備計画、事業費、管路更新率の見直しはできないかについてですが、平

成35年度までの老朽管整備計画は耐用年数が40年を超過し、破損しやすい硬質塩化ビニル管を耐震管に更新するものであり、災害に強く、将来にわたって持続可能な水道を維持するためにも計画どおりに進めてまいりたいと考えております。

3点目の新配水場の建設に県補助を求めるべきではないかでございますが、新配水場を新設する理由としては東部浄水場の配水池及びポンプ施設が老朽化していること、浄水場での水害時におけるリスクを軽減すること、水需要の増加が予測される矢幅駅前周辺及び藤沢地区に安定した給水を確保するために配水施設を建設するものであり、今年度から3カ年計画の継続事業で行います。この新配水場が完成すると、さらに西部給水エリアとの相互の連絡給水が可能となり、緊急時の役割も果たす重要な施設となります。建設に当たっては、厚生労働省の水道施設耐震管等推進事業費補助金を活用するものであり、県補助については現在直接制度がないものの、今後機会を捉えて要望してまいります。

4点目の将来東部の新井戸が必要かについてですが、最初に岩手流通センターの専用水道として、上水道事業の統合については平成30年度末を目途に西部浄水場から給水を行うことで、盛岡市と協議を進めております。次に、東部の新井戸は2カ所を予定しており、1カ所目の下田工業団地内の深井戸は既存の浅井戸の水量不足に対応したものであり、2カ所目の新配水場の深井戸は浄水処理して常時及び緊急時の給水拠点としての役割を担うことから、必要な施設と考えております。

5点目の町民の声をどう聞いたかについてですが、7月下旬に町内4カ所で上下水道事業の現状と課題についての説明会を開催し、住民にとって水道は常時きれいな水が出て当たり前前のものであり、水道管や施設の耐用年数というのは通常意識する対象ではないということを認識したことから、さらなる住民との合意形成を図りながら、安全、安心な水道事業を目指してまいります。

6点目の値上げせずに経営努力をするべきではないかについてですが、老朽化施設の更新は避けて通ることができない状況であり、計画的な更新を実施することで断水や水質の問題といったリスクを回避し、安全、安心な水道水の供給を継続するためにも料金改定は必要と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まず1点目は、水道、下水道の6%、15%については言及がなかつ

たということで、下げる、あるいは上げる、そういう再検討をしたのかどうかについて伺います。

あわせて、いわゆる負担金というのは、新しく矢巾町に来て水道を開設するために払うべきものですが、これは個人であり、あるいは事業所であるわけですけれども、町の人口をふやすという、そういう壮大な計画に向かって進んでいる本町として、幾分高額な分は下げましたけれども、それでもまだ上げているわけでございますので、これがいわゆる定住人口の増加に逆行する施策ではないかと、再度のことについても答弁をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） まずもって1点目の料金値上げの件、再度検討したかについてですが、1月4日の検討会以降、議員の皆さんから検討すべきではないかということでご提示をいただきおりましたが、私ども上下水道課としましては6%は配水管の整備ということで、配水管の一部に引き当てさせていただくという認識でありますし、下水道のほうにつきましては総務省で言います1人当たり20立方を使われた場合に3,000円をめどに値上げしたいというふうな提示をしてございます。この辺のところは、現行どおり行いたいというふうに思ってございます。

次に、負担金についてご説明を申し上げますが、負担金につきましては近隣市町村の中で一番高額なものとなるというふうなことから、検討し直したものでございます。まずもって13ミリにつきましては、通常今水道施設を開設する場合、20ミリが基本となっていました、13ミリは給水を始める当時、蛇口1本だけの負担でございました。そのところは、今後そのまま残して、今通常に使われている20ミリを基本として、基本ベースで考えた場合に、まずもって計算し直したところ、25ミリ以降、近隣市町村より大分高かったので、見直しさせていただいているところでございます。

矢巾町は、盛岡広域の中でも便利なまちということで、開発されても皆さん住みよいまちであるかのごとく定住していらっしゃる方が多くなってございます。今まで水道は、うちのほうは地下水を利用して整備をしているところでございまして、料金のほうでいただくものと、あとは開発の負担として、今後定住していただく方には大変申しわけないのですけれども、若干の負担を、若干というか、応分の負担をしていただきまして整備をしてまいりたいというふうに思ってございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今回の値上げの主な理由がその老朽管及び耐震化の促進と改修、耐震化ということで当初ございましたけれども、新配水場という課題が出てきて、今般の補正予算で審議されて可決となったわけでございますが、この新配水場の設備を整えることによって水道水の原価が高くなってくると、そういうことも含めて値上げの理由になったと今回は感じたわけでございますが、今回の値上げの理由は老朽管対策プラス新配水場と捉えていいのでしょうか、その点について確認をさせてください。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） 老朽管の整備と新配水場の整備、全く料金のほうとしては老朽管の整備のほうに重点を置く考え方でございます。といいますのは、給水収益の6%を値上げさせていただくということで、こちらのほう、料金のほうは3,800万ほど上乗せに毎年なります。その分は、給水収益と起債のほうで対応させていただくというふうに考えてございます。あと負担金につきましては、こちらのほうは新配水場にかかるものというふうに捉えていただいて構わないと思います。こちらのほう平成27年に負担として納めていただいた金額が1,780万ほどございます。こちら改定によりまして、また1,740万ほどの増収が29年度以降見込まれることが想定されております。こちらのほうは、新配水場の建設の負担というふうな形で、こちらのほうに充てさせていただくような考え方でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 老朽管の改修については、これは大切な仕事だと考えております。今回も質問の中に入れましたけれども、塩化ビニル管を改修するのに19億8,000万かかると、これを27年から35年までの8年間でやってしまいたいと、そういう計画ですが、これを少し引き延ばすことができないか、これは値上げをしないための一つの対策としての提言でございます。本町は、管路の更新率が約1.3%、盛岡市は0.7%で、盛岡市の約倍の更新率を誇っているわけでございますけれども、そして水道の有収率は92%で県下1位、漏水が最も少ない町村であるわけです。こういう中で、改修をすることには異存はないわけでございますけれども、値上げをしないためには微妙な財政運営といいますか、町民負担を避けながら改修をすると、そういうことから含めまして、8年間で改修するのではなく、これを少し延ばすと。その理由はもう一つございますけれども、40年たったからといってすぐ壊れるものではないと、みんなみんな一度に壊れるわけではないと。町内の場合には比較的西部地区です

で、住宅は密集ではないと。1件1件の対応には1日あれば修繕もできる、給水車もあるということを考えれば、確かに西部の地域の人には申しきれない気はいたしますが、財政負担、町民負担を下げるためにこれを少し延ばす。状況によっては、これからインフラ整備は今あるものをそのまま全部そのとおりに改修するのか、あるいは先ほどの空き家ではないですけれども、8年とか10年たてば社会情勢とか住んでいる人の状況が変わってきます。そのような中で、管路の更新、あるいは統廃合も当然出てくるのではないかと思われます。そんなことも含めて、この老朽管改修率を少し延ばすべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

それで、今小川文子議員からもお話をございましたように、今度の台風10号関連で今矢巾町でも給水車は、最初は普代、今岩泉に、それこそ災害の事後対応でいろいろ対応させていただいているのですが、それで今私どもは老朽管の更新をなぜお願いしたいかというと、やはり何といつても地下水源が、水源が地下水なのです。その地下水の水源、これの有収率が県内で一番高いというのは、その老朽管をしっかり更新することによってそれが維持できるわけでございまして、何といつてもこういう災害時に断水とか何かがあったときに、あのときこうすればよかったですとか、いろいろあるわけです。そういうたこの飲料水というか、水道水は安全、安心、そして何が求められるかというと安定供給なのです。だから、私どもいたしましては、延ばすことも一つの方法論かもしれません、逆に町民の皆さん方に安心して使っていただける。それから、もう一つは、先ほど山崎道夫議員ともいろんな定住化のことについて、土地利用対策とか住宅対策、いわゆる土地利用、住宅の政策ですね、私どもとすれば人口の張りつけも平成35年の3万人ということも含めて、あともう一つは今この矢巾スマートインターチェンジの関係で、地の利でやはり矢巾に土地を求めたいという方が結構今事業所でもあるわけでございます。これから流通センター、ウエストヒルズ広宮沢、そういった開発も今後やはり地域の活性化を考えた場合に考えていかなければならぬ。そこで、私どもはできれば先行投資をさせていただいて、しっかりととした形で進めていきたいということでお願いをしているところで、とにもかくにも老朽管の更新だけはいち早く対応させていただきたいということをご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　老朽管については、また少し議論を待つことにいたしまして、次に新配水場に移りたいと思います。

新配水場は、総額16億円ということで、予算決算常任委員会で設計図も示され、16億円の内訳も示されたところでございます。私どもは、この理由が東部の浄水場の配水場の老朽化、いわゆるそのために配水池を移転するのだという理由と、駅前等のそちらのほうにも十分に、藤沢地区とか駅前等に十分に安全に水を供給するというような、町内のための事情ということがまず大きな理由でございましたけれども、新配水場は医大の北側に、近隣といいますか、隣接まではいきませんが、近いところにまずできるわけでございまして、医大が岩手県のいわゆる緊急災害時の緊急指定病院になっていると。これは、日赤と同時に岩手県が選定をしているわけでございますが、この緊急指定病院は、これは総務省からの通達で都道府県は災害時に緊急指定病院を指定しなければならないと、そしてそのための努力義務をまず都道府県に求めているわけでございます。そして、その上で岩手県は岩手医大と日赤をまず指定しているわけでございます。そして、その医大の附属病院がまず来るわけで、岩手医大病院はこの間の説明では自前で貯水槽を持つ、井戸も持つという説明もございましたけれども、災害指定病院には十分な水の確保というのがまず大事なことで、これについてはいわゆる協定等を結んで近隣市町村から十分に優先的に配備してもらうというようなことがまず求められているわけでございますけれども、そういうことから考えますと矢巾町の事情で新配水場をリスク分散、あるいは安定供給のために移動するのが主な理由だということでありましたが、岩手医科大学に災害時に水を供給するというその使命、これが大きな理由になるのではないかと私は考えるものです。

そこで、配水場には1日700立方メートルを供給できる井戸水、井戸も新設されて、その井戸には浄水機の装置もつくわけで、その井戸から出た水はすぐ浄水されて配水場に入れるわけでございますから、岩手医大が緊急時のときにその水を使えることが可能になってくるわけでございます。あわせて、あそこには県の療育センターが入ってくるわけでございますから、そういう点から含めて、これは県にしっかりと応分の助成をいただくと、これは強く要望するべきだと考えますが、これについて伺います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

まず、今の東部の浄水場というか、配水場は、今実は北上川上流で、今度のいろんな台風10号関連でもそうなのですが、いわゆる国道より東側、北上川の徳田堤防等が決壊したとき

の浸水区域になるということで、私どももそこにも非常に危機感を持っているわけです。いわゆる今想定外のことを想定しなければならないような災害が発生しておるわけでございます。だからこそ、私どもも今回岩手河川国道事務所から示された、この北上川が氾濫したときも、これから地域に入らさせていただいて、国、県、私どもで説明会を開催させて進めていきたいと思っておりますが、今の配水場はそういった非常に危険性もあるということをひとつご理解いただきたいと思います。

それから、今岩手医科大学の附属病院を含めて矢巾に移転するということで、まず今は命の道がいろいろ言われているわけです。また、今小川文子議員からも言われた、医大のためではないのかと。私どもとすれば、県民の皆さん命の水の確保もやはりやらなければならぬと。だから、その辺のところはこれから県に対しても今ご指摘あったとおり要望もしてまいりますし、いろんな形でお願いをしながら進めていきたいと、こう考えておりますので、いずれこの新しい配水場は、私ども、やはり町としても当然お願いしなければならない。そして、その中にはいろんなことが、たしか先ほどのご指摘の中にもリスクの分散からいろいろお話があったわけですが、ただ冒頭申し上げた浸水区域の中に配水場があるということは好ましいことではないということだけはひとつご理解いただきたいということでございます。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私は、医大のための供給を否定するのではなく、むしろ当町としてはそれをしっかりとサポートしなければならない立場にあるだろうと考えるもので。ただ、この新配水場の計画を見ますと、3,200トンの規模になっているのです。東側は、東部浄水場は2,800トンの、現在はそういう規模になっています。そして、東側の浄水場も築48年、一番古いのはそうですけれども、38年、次が22年ですから、非常にまだまだ使える浄水場があるということで、2日の全協の中でも現在の東部配水場は使わないわけではなく、今後も使っていくと、その中で東側もリスク分散をしていくのだと、新配水場も同時に使用しながらリスク分散をしていくという答弁でございましたけれども、まさしく浸水区域にあるから危険だと、それで全部こっちに移転すると、それなら今までのは壊すのかというような大変もつたない議論は成り立たないということでございます。

もう一つは、本当に設計図出されて、ぱっと見て、ぱっと判断しなければならないような状況でございましたけれども、千葉県の白井市の浄水場がホームページに出ておりますが、そこが3,100トンで、総予算14億で、そして3,100トンの丸いのが1個なのです。本町は、

1,600が2つなのです。どう考えても1,600、2つのほうが建設費がかかるだろうなと考えます。もう一つは、14億のうち国の補助金が4億と試算されているのです。本町は、16億に対して国の補助金が2億と今試算されているわけですけれども、これらの違い、いきなりほかの市町村の例を出して違いは何かと言われても困ると思いますが、いわゆる丸形を1個にしないで、丸形を2個にした理由についてお知らせをお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

丸形のことについては担当課長から答弁させますが、いずれ東部浄水場、前からもお答えしているとおり、これは併用して、使えるものは使っていくということで。ただ、先ほどから申し上げているとおり、浸水区域にあって、もし使えなくなったときに安定供給ができないということだけはご理解していただきたいと。

それから、いろいろ今後精査をしなければならない、ただいまご指摘いただいたこの補助金の関係、これも国、県を含めて内容についてはもう一度精査する形で、いずれそのところは小川文子議員と全くぴたっと一致するところでございまして、私どもとしてはやはりこれからもこれで終わりだということではなく、関係の部署に働きかけ、そして要望もしてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。あとのこととは担当課長から。

○議長（廣田光男議員）　山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君）　新配水場を2基造成するというものがどういう理由かということですが、まずもって1つのものであればメンテナンスができない状況にあります。どうしても配水場につきましても複数の施設が必要となっております。何でもそうですけれども、命の水を預かる者として、絶やすことがないよう交互運転を考えるべきというふうに考えてございます。なので、1基だけではなく複数の2基というふうに考えてございます。1基だけつづくって内部で2つに割ることもできます。ただし、何かリスクがあった場合にはやっぱり1基よりは2基あったほうがメンテナンスが可能というふうに思ってございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員）　ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　水源についてお伺いをいたします。現在新配水場の中に1基と、それから下田地区に深井戸1基ということで、2基を今計画中ということでございますが、ことの4月に矢巾温泉観光開発から、矢巾温泉の源泉を譲渡を受けていて、9月議会の補正

の中でもその改修の予算が出ておりまして、この改修が済めば矢巾温泉の水もこれは使えることになります。特に矢巾温泉初め西部浄水場は、自然流下で高いところから流れていますから、東部みたいにポンプでポンプアップしなければならないというような労力がかからぬい水源でございますので、この矢巾温泉の水源というの非常に貴重なものだと思います。答弁の中にもありますように、流通センターは盛岡市と事業等組合を組んで上下水道を独自に運営しているわけでございますが、平成30年には町の上下水道と一体化するという予定が示されていることから、その流通センターの井戸も日量1,500トンをまず維持するくらいの立派な井戸でございますから、新たに本町にはこの2つの水源がことし、そして30年にはまず加わることになります。そして、3年前の段階で東部系と西部系が駅のところでジョイントされまして、西部からの水を東部にも配水することもできるし、それから東部の水を西部にも送ることができるような、いわゆるロータリー型がまず完成したわけでございますので、東部の水を東部だけで賄わなくても西部からの水で賄えるのではないか、そういうふうに考えるわけですけれども、その点についてのお考えをお聞きします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

旧源泉、それからいわゆる事業等組合の水源のあれについてはそのとおりで、いずれ基本的には水道水の安定供給を考えた場合に、私は旧源泉、それから流通センターの今の水源、これはやっぱりリスク分散から考えた場合も非常に有効な一つの考え方だと思いますし、そのことも踏まえて東部、西部系の安定したいわゆる水道水の供給ができる体制をこれから構築をしてやっていきたいということで、特にも旧源泉については、今まで早く言えばただ流していたというあれだったのですが、これを調べたところ、飲料水として、水道水として使えるということもわかりましたので、そういったことも含めながら一つ一つ積み重ねて、私たちの町の水道供給計画、これを構築してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　今回の値上げが老朽管の対策ということで、主な値上げ理由はそれで、負担金の値上げは新配水場への投資の一部だということがまず明らかになりましたけれども、今回の資料提供の中に、1月4日の段階では老朽管の改修をしていくと平成30年には資金不足に陥るというような説明でございましたが、今回のシミュレーションでは平成34年

にいわゆる黒字会計から赤字に転落する可能性があるというシミュレーションが出ました。一般的にこの企業会計でやっているわけでございますので、考えますと黒字のうちから値上げをするというのはちょっと町民理解が得られないと思います。平成34年になって赤字にシミュレーションができるのであれば、そこまで赤字にさせないようなまづ企業努力をする。それで、どうしても赤字に、来年はもう赤字は必至だと、そういう段階になったときに値上げを出してくる、これが通常ではないかと思いますが、今まだ6年先の話です。その中で早急にまづ値上げをして老朽管をやるというのは、経常の今の健全な状況からいきましてもちょっと理解がしがたいと考えるところでございます。それについての答弁をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） 平成34年まで値上げしないで、赤字になった段階でということになりますと、どうしてもこれは企業としてもう経営はできない状況になります。まずもって、このシミュレーションは値上げをしないでもつにはもちろん、何といっても資金がなければ運営はできません。この資金を確保しつつやるために何としても、平成30年まではもつかもしれませんけれども、それ以降34年まではもつというふうには考えてございません。やっぱり資金がなければならないというふうに考えてございます。その点からも値上げは平成29年度からぜひひともお願いしたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

○14番（小川文子議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） では、2問目に移らせていただきます。

2問目は、旧矢巾中学校跡地利用についてでございます。旧矢巾中学校は、かなりの議論の末に町民が利用可能な町民のものとして存続をすることができました。現在は空き地として放置されているというか、検討結果を待っているという段階でございますけれども、今の状況の中で質問をいたします。

1点目、現在検討委員会がどういうふうな使い道がいいかについて検討をしている状況でございますけれども、その検討状況と、それからアンケート等の調査を予定があるのであればその予定についてお伺いします。

2点目は、子どもたちがサッカーできるような運動公園が欲しいという、そういう運動をしたいという望む声があります。これらについてのお考えをお聞きします。

3点目としては、計画実施までの期間、整地してジョギングや、あるいは子どもの遊び場にできないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　旧矢巾中学校跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の検討委員会の検討状況、アンケート等の予定についてですが、旧矢巾中学校敷地利用基本方針検討委員会は、本年3月に第1回、5月に第2回を開催し、跡地の利用用途に関する基本方針の検討等を行っております。検討委員会においても、広く町民の意見を取り入れるべくアンケート等の社会調査を実施することとしており、10月中に取りまとめを行いたいと考えております。

2点目の子どもたちがサッカーができるような運動公園を望む声があることについてですが、これまで行ってきたまちづくりワークショップや検討委員会においては、サッカーに限らず、野球やテニス、スケートボードなどが行える運動場として活用する意見が多数を占めているとの認識を持っております。

3点目の計画実施までの期間、整地してジョギングや遊びの場にできないかについてですが、当面は駐車場として利用できるよう、校舎跡地については碎石を敷きならす予定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　現在検討委員会でもアンケートを含めた町民の考えを聞く準備があると。そういうふうな中身においても、運動ができるような運動場としての意見が多数を占めているというような状況もお知らせをいただきました。本町にはまとまって運動するような場所がない、特に市街地にはその場所がございません。町民の健康のためにも、大変ウォーキングやジョギングは健康のためにいいということで、私の友人も血圧が高かったのですけれども、歩いている、歩行しているうちに血圧が、薬をかなり減らすことができたというようなことを言っておりましたから、歩くということは大変にいいことなのだと思います。そして、ウォーキングするときに休憩する場所がないということも多々聞かれておりまして、今の中学校の跡地のあそこにちょっとベンチでも置いていただければ、トイレも水もあることから休憩が楽にできると。そして、碎石をして駐車場ということは、いわて国体及び秋祭り等で駐車場としての利活用の面もあるかとは思いますけれども、一度砂利を敷いたりしま

すと、子どもがそこの上でちょこちょこと遊んでも危ないし、けがをするということもありますし、砂利を敷くよりも、今の状況であれば少し草を取ったり、整地するだけで十分駐車場としての機能ができるのではないか。そしてまた、そこにアンパンマンやドラえもんの何か銅像でも置いておけば、子どもたちが気軽に何がなくても遊ぶことができる。そういうお金のかからない形でやれないかどうか。この間花壇の花いっぱい運動で町民の皆さんがあなたさん参加していただいて花を植えましたけれども、石ころ拾うとか、草をむしとか、ちょっとしたところに砂を入れるとかというようなことは、特別にお金をかけなくても町民のそういう皆さんの協力ができるのではないかと考えますが、そのことについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　ただいまのご質問でございます。余りお金をかけずにと、ボランティアをお願いしたりしながらというふうなことはいかがかというふうな内容かと思います。議員おっしゃるような方法で余りお金をかけないでというふうな方法ももちろんあると思いますが、現状、例えば車を置くにしても、晴れているときはいいのですけれども、雨が降った場合にはかなりどろどろになりますし、碎石を入れないで車を載せるというのはちょっと困難であるという判断がありまして、そういうこともありますので、当面砂利を敷いてというふうに考えたところでございます。

なお、委員会のほうの最終的な一つの方向性が見出されるその後は、それに向けた段階的な、余りお金をかけた整備にならないのではないかと予想されていますけれども、そういう方向でやる一つの方法としてボランティアの方々をお願いしてというのもぜひ取り入れるように考えていきたいところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　課長、具体的な使い道の提案もあったよね、ベンチとかと。そういう考え方についてはどうなの。

○企画財政課長（藤原道明君）　ジョギング、それから休憩場所というふうなお話ですけれども、当面はジョギングのコース云々というところについてはまだ考えてございません。といいますのも、検討委員会の中でどういった形になるのかが見えてからでないとと思っております。

なお、ジョギング、ウォーキングについて、ふだん朝とか夕方とか見ていますと、歩いていらっしゃる方とか、最近よく見かけるようになってまいりました。私の前任のところの区

画整理課のほうでも、せっかく整備しました駅西、駅前にもそういったコースがあるなどということについてはわかつております、ぜひそれをそういったコースとして設定するような看板づくりとか、余りお金をかけないでそういったジョギングコースを提案することもできるなというふうに検討したことございました。ぜひそれを実現できるように働きかけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 少しこだわるようですが、砂利を一度敷いてしまうと、ちょっと歩くにも、走るにも、子どもが遊ぶこともちょっと無理なので、せめて砂にしてほしいという要望でございますが、そこら辺はちょっと再検討をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

実は、駐車場だけではなく花壇にもしようかと。ところが、これ見事に失敗しまして、なかなか、種が悪かったのか、まき方が悪かったのか。それで、今駐車場にしているのも、これは私ども職員が整地しておりますので、いかようにもできますので、そこでまず今お話をあつた例えはウォーキングコースとかジョギングコース、どのぐらいのあががとれるかは別にして、あとはベンチを置いたり、そういったふれあいの広場というか、ふれあいの場にもできるわけですので。ただ、今喫緊に、10月の秋祭りのときに、実はことし産業技術短期大学校が同じ日に学校でお祭りがあるということで、駐車場をお願いしておったのですが、だめになってしまいまして、そこで駐車場を確保しなければならないということで、それでは旧矢巾中学校の校舎跡地を駐車場にするかということで、今一時そういう対応をさせていただいておりますが、いずれ町民の皆さんはもちろんのこと、検討委員会からもいろいろなご意見、ご提言が出ると思いますので、そういうことも幅広く受け入れながら対応してまいりたいなど、こう考えておりますので。

あとは、グラウンド、これはもう照明設備もありますし、この間矢巾町のあるトップ企業主催の少年野球大会ですか、私も久しぶりにあの太鼓の音を聞いて、矢巾町いいなと思ったのですが、やはりそういう応援合戦とかあれすると、やっぱりいいものだなど。だから、そういうイベントにも使えるように工夫をしながら、いずれ委員会にもいろいろ協議、また

アンケート調査の結果も踏まえながら、前向きに取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○14番（小川文子議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） 時間押しますが、小川議員の質問を続けます。

次に、第3問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） では、第3問目に移らせていただきます。

3問目は、肝炎ウイルスに対する考え方をお伺いいたします。国内には約300万人と言われている肝炎ウイルスの患者がおります。この肝炎ウイルスは、幼少期にワクチン等の接種で感染した方、あるいは輸血等で感染した方、あるいは母子感染で感染した方、たくさんいらっしゃいますけれども、C型肝炎、B型肝炎ともにかなりの治療が進んでまいりまして、当初はインターフェロンだけの治療でございましたが、現在は新薬が開発されまして、私もその新薬を今服用し始めたところなのでございますが、C型肝炎ですと100%そのウイルスを撲滅することができます。B型は残念ながら、私の場合はB型ですが、B型の場合は肝臓がんになる確率が17%から3%に下げるという内容でございます。ただ、この新薬はまだ最近できただばかりで、肝臓の専門医でなければ処方ができません。毎日飲まなければならぬことがあります。C型の場合は、主に肝臓がんや肝硬変がたくさん発症しやすくて、C型に悩んでいらっしゃる方たちには本当にこれは朗報だと思います。B型の場合は、ワクチンもございまして今度の補正でも400万円ほどの提示がありましたけれども、1歳以下の子どもさんがB型肝炎のワクチンを受けることができるようになったということで、これも前進かと思いますけれども、B型の場合は一生飲み続けなければならないし、ウイルスを完全には撲滅できません。したがって、飲む時期というのが大変限られて、かなり高齢にならないとちょっと飲めないというような状況にございます。新薬なためにこの薬が高くて、1ヵ月約1万円ほどするわけでございます。一旦飲んで途中でやめますと、かえってウイルスが大暴れして悪影響が出てくるために、一旦飲むとやめられないという状況があります。

そこで、今回の質問をするところでございます。町内のウイルス性肝炎の感染状況、肝硬変、肝臓がんの発症状況を伺います。

2番目として、ウイルス性肝炎に対する新薬が開発されたけれども、情報周知を進めてはどうか。

3番目、新薬は高額なため、町としての助成ができないかについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 肝炎ウイルスに対する対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町内のウイルス性肝炎の感染状況、肝硬変、肝がんの発症状況についてですが、肝炎ウイルス感染者は自覚症状が出にくいことから、検査自体の受診率及びキャリアであることがわかってからの医療機関への受診率が低いことや、受診しても必ずしも適切な医療が提供されていない場合があることから、正確な実態把握ができない状況にあります。

2点目のウイルス性肝炎に対する新薬の情報周知についてですが、ウイルス性肝炎等の治療は岩手県が指定しております肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患診療専門医療機関及びかかりつけ医とが連携し、それぞれの役割や機能を強化しながら治療が行われており、新薬の情報についてもかかりつけ医と連携しながら、慎重に行われている現状であります。

3点目の新薬の助成についてですが、岩手県では岩手県肝炎対策計画に基づき、国の方針を受けたB型及びC型肝炎ウイルス除去のためのインターフェロン治療に係る医療費を助成する岩手県肝炎治療特別促進事業を平成20年4月から開始しており、本町の平成27年度の審査件数は23件の状況であります。本町といたしましては、肝炎ウイルス検査の促進を行い、早期治療促進に努めるとともに、国や県の助成事業の周知を図りながら、適切な治療継続につなげ、将来の肝硬変、肝がんの予防となるよう取り組んでまいりますが、町単独の助成については今のところ考えておらないところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 確かにこの新薬出たばかりで、これに対する町の助成というのはちょっと考えにくいとは思います。B型よりもC型のほうが肝臓がんに大変なりやすいので、C型の人たちにこの新薬でウイルスを殺すことができる、そうすれば肝臓がんにはならない、そのことをまず何とか早期にお知らせをしたいというのが今回の質問の大きな狙いでございます。それらの情報周知を肝炎ウイルスの検査とあわせてぜひやっていただけるような今後の取り組みを期待するものです。

1つ要望するというか、提言するといいますと、B型肝炎については新薬でも完全には撲滅ができないためにワクチンがあるわけでございますが、子どもについては今定期接種になったということで無料で受けることができるわけですが、乳幼児以上の子ども、あるいは大人についても、この助成を少し考えてはどうかということについて、最後質問をさせてい

ただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今冒頭、小川文子議員からのご指摘、まず今後私ども町といたしましてもこの機会をもちろん通してさらなる受診率の向上、それから未受診者の掘り起こし、こういったことにしっかりと取り組んでまいりたいなと、こう考えております。

それで、いわゆる肝炎の対策基本法に基づいて、平成23年5月16日に告示された肝炎対策基本指針というのがあるのでですが、そこにはいろいろとわれておるのですが、そのポイントが4つございまして、ご存じかと思いますが、全ての国民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備をしていくと。2つ目には、肝疾患診療連携体制の整備と、先ほど答弁させていただいた中にもあれなのですが。それから、3番目として抗ウイルス療法に対する経済的支援と、そして普及啓発ということで、まずB型、C型、特に最初C型肝炎のウイルスが最初問題になったわけですが、先ほどご指摘があったとおり、予防接種とか何かで注射器の使い回しでそういう問題が発生したということで、このことについてはやはり国がしっかりと体制整備をしてやっていかなければならないと思うのです。その中で今後県なり市町村がそういった足らないところを補っていくということで、まず国にしっかりと責任を果たしていただくことが私は一番の課題解決の一つではないかと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○14番（小川文子議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を2時30分とします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、藤原梅昭議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（8番 藤原梅昭議員 登壇）

○8番（藤原梅昭議員） 議席番号8番、一心会、藤原梅昭です。

最後になりましたが、ことしも熊本地震はじめ、日本各地で自然災害が発生し、特に東日本大震災よりもひどい災害と言われている台風10号被害に遭い、お亡くなりになられた方々並びに被災された方々へ心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

当町は直撃に遭わずに済みましたが、直撃されてもおかしくない進路予想の中で、いち早く災害対策本部を立ち上げ、県、消防、警察と連絡調整を行い、各団体とも連携し、避難準備情報の発令、特に教育委員会の判断で町内小中学校全校を前日のうちに休校とした判断は大いに評価したいと思います。

平成28年度も、はや半年が過ぎようとしておりますが、今年度からスタートしました第7次総合計画の将来像に向けた7つのまちづくりの方針の中から何点かここまで進捗状況をお伺いいたします。

今後の町政は、1にセーフティー、安全、安心ですね。2にダイバーシティ、これは多様な人材の活用。3にスマートシティがキーと言われております。スマートシティとは、ご存じのとおり、IT、環境技術を駆使した省資源化を徹底した環境配慮型都市。この3つがキーポイントと言われております。この中でも安全、安心は全てに優先するわけですが、そこで快適性と安全性を高めるまちづくりについて以下お伺いいたします。

平成23年3.11東日本大震災より5年と6ヶ月、いまだ復旧、復興途上ですが、当町の被災者、被災地への支援状況をお伺いいたします。

さらに、平成25年8.9大水害より3年経過しましたが、現在の復旧状況をお伺いいたします。

本年4月14日熊本地震より5ヶ月たとうとしているわけですが、被災地への当町の支援状況をお伺いいたします。

奥羽山脈には花巻活断層がありますが、当町としての対応状況についてお伺いいたします。

常備消防の充実、消防団員の確保、機能別消防団員の増員及び自主防災組織の結成状況についてお伺いいたします。

東日本大震災では問題なかった上下水道の老朽化、耐震化、それぞれの対応状況についてお伺いいたします。

最後に、各小中学校の通学路への安全、安心について、対応状況をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　8番、藤原梅昭議員の快適性と安全性を高めるまちづくりについての

ご質問にお答えいたします。

1点目の3.11東日本大震災から5年と6ヶ月、当町の支援状況についてですが、震災発生直後から継続して行っております長期的支援として、平成28年度は大槌町に1名の土木技師職員を派遣しているところであります。また、短期的支援として、昨年度は大船渡市からの要請により、事務支援のため職員を出張派遣しておりましたが、平成28年度におきましても固定資産税業務及び農地転用確認業務において被災市町村からの応援要請があり次第、職員の出張派遣を行う応援態勢を整えているところであり、引き続き可能な範囲での人的派遣を行い、被災市町村の支援を行ってまいります。

2点目の8.9大水害の復旧状況についてですが、公共土木施設関連では町道南昌山線を含む道路12カ所、普通河川岩崎川を含む河川7カ所、山王茶屋前橋を含む橋梁3カ所について、平成25年に災害査定を受け、昨年度内に完成をしております。また、岩手県管理の1級河川芋沢川ほかに係る河川災害及び県道矢巾西安庭線に係る道路災害についても、平成27年度で全て完了しております。

上下水道関連では、山王茶屋前橋復旧関連の導水管、配水管の復旧が平成27年3月に完成し、雨水排水についてはJR沿いの矢巾跨線橋下を含む2カ所について流下能力の高い水路式側溝とボックスカルバートによる工事を行い、平成28年6月に完成しております。

観光施設関連では、マレットゴルフ場について今年度の事業で遊具等を撤去し、町発注工事による残土を使用して土盛りを行う予定となっております。また、水辺の里につきましては、宮沢賢治の石碑の修繕を行いましたが、遊歩道については原状復旧で今後検討してまいります。

3点目の熊本地震より5ヶ月たとうとしているが、被災地への当町支援状況についてですが、本町では4月18日から役場1階町民ホール、矢巾町公民館、さわやかハウス、矢巾町国民保養センター、やはばーくの5カ所に募金箱を設置し、熊本地震被災者に対する義援金を募っております。なお、これまでに各小中学校等が率先して取り組んだ義援金と合わせ、87万1,613円を日本赤十字社に送金しております。また、義援金の募集期間が当初の6月末から来年3月末まで延長されたので、今後も引き続き募金箱の設置を行い、広報等での周知により継続して支援してまいります。

4点目の奥羽山脈には花巻活断層があるが、当町としての対応状況はどうかについてですが、県の調査によれば、この活断層の活動間隔は3,800年から2万3,000年の間隔となっており、想定される地震の規模はマグニチュード7.4とされております。この活断層についての住

民の意識を高めるため、防災講話等の機会に町の防災担当者が活断層の存在及び発生時の規模等について周知を行っております。

5点目の常備消防の充実、消防団員の確保、機能別消防団員の増員及び自主防災組織の結成状況についてですが、常備消防の充実につきましては今後人口の増加状況を視野に入れ検討してまいります。

消防団員の確保につきましては、消防団各部及び後援会、自治会や自主防災会などの地域から消防団員の確保に向けて協力をいただいているところであります。

機能別消防団員につきましては、サラリーマン団員が多い消防団員の昼間に不足する消防力を補うために導入しておりますが、50名の定員に対して42名の入団をいただいている状況であります。

自主防災組織の結成状況につきましては、8月20日現在、41自治会中38自治会で結成をされており、今後も全ての自治会で結成されるよう努めてまいります。

6点目の上下水道の老朽化、耐震化対応状況についてですが、浄水施設については平成35年度までに東部浄水場の監視盤や電気設備、計装設備等の更新を予定しているほか、藤沢地区に老朽化が進む東部浄水場の配水池及びポンプ施設の代替施設として、今年度から3カ年の計画で新配水場の建設に着手いたします。

水道管の老朽化、耐震化については、平成27年度から一部事業に着手しており、重要施設などを考慮して更新順位を決め、耐用年数が40年を超過して破損しやすい硬質塩化ビニル管などの老朽管を耐震管へ更新してまいります。

また、下水道については、平成27年度に事業期間を平成28年度から平成32年度とする矢巾町公共下水道管路長寿命化計画を策定しております。

農業集落排水については、平成27年度に矢巾町農業集落排水施設最適整備構想を策定しており、施設劣化が著しく進行している矢次処理区及び公共下水道への接続が比較的容易な下赤林処理区については、平成31年度を目途に公共下水道に接続予定しております。また、間野々処理区については、平成26年度から機能強化事業を導入し、施設の更新を進めてまいります。

最後に、7点目の各小中学校通学路への安全、安心についての対応状況ですが、矢巾町通学路交通安全プログラムによる通学路の歩道整備を行うほか、交通安全対策協議会で検討された地域からの要望箇所の改善を行っております。また、交通指導員やスクールガードによる通学路での街頭指導により、児童・生徒の安全確保を図っております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　松尾教育委員長。

（教育委員長　松尾光則君　登壇）

○教育委員長（松尾光則君）　引き続き、各小中学校通学路への安全、安心についてのご質問にお答えいたします。

児童・生徒に係る交通安全指導については、毎年各校が学校教育計画の中において定めており、具体的には毎月1日を交通安全の日とし、教員みずからが通学路の主要交差点における交通安全指導を実施しております。また、年度初めには自転車教室、学期末ごとの集会時には交通安全指導を実施し、児童・生徒に対し交通安全の注意喚起を行っているところであります。さらに、町長答弁にもありましたが、スクールガードの方々につきましては、年度初めに各行政区への推薦の依頼をお願いしているところであり、紹介式や感謝の会といった行事を通して児童と交流を深めながら、毎日の児童の登下校の見守りを行っていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員）　1週間前に台風10号が岩手県あるいは北海道を通過していったわけなのですけれども、この質問を出したときにはまだ台風が来ない時期だったので、それについて触れなかつたのですけれども、それについての対応状況はいかがだったでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員）　山本総務課長。

○総務課長（山本良司君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

台風10号の関連でございますけれども、こちらにつきましては8月30日の関係がベースでございました。被害がある、ないというのは、これは別にしまして、町の対応といたしましては8月30日10時16分、これにつきましては気象台のほうから大雨洪水暴風警報ということで、警報発令に基づきまして、災害警戒本部、最初にこれを設置いたしました。こちらによりまして状況確認等を行っている状況の中で、同日お昼11時40分、状況等につきましていろいろ進路、あとは雨の降る予報、こちらを考慮いたしまして、先ほど申しました災害警戒本部を災害対策本部に11時40分、こちらに切りかえました。これに伴いまして、災害対策本部員会議というのがございますけれども、以後3回行ってございますけれども、11時40分に本

部員会議をあわせて招集したというふうな状況がまず1つございます。

それから、台風につきましては、夜の18時ごろ、午後6時ですけれども、台風10号につきましては大船渡市に上陸したものというふうな状況で関連機関との情報交換の中では捉えてございます。

それから、対応についてでございますけれども、災害対策本部11時40分に設置したわけですけれども、これに伴いまして避難準備情報、こちらの11時40分からの本部員会議であったことから、避難準備情報発信に向けまして対応いたしまして、14時ちょうどに矢巾町内5,101世帯、1万3,601名の方に緊急メール、こちらの中で情報を伝達してございます。

また、その14時に避難準備情報を出す前の対応といたしまして、避難所の開設がございました。こちらにつきましては、先ほど言ったエリアの方々が当然対象になるわけでございますけれども、避難所開設といたしまして11時30分までに11カ所、こちらの避難所を開設いたしました。避難所開設に当たりましては、自主防災会の会長、あとは公民館長にお願いしまして当然鍵をあけてもらわなければいけませんし、避難者がいた場合対応いただくことということになってございますので、そちらの対応をお願いしておりますし、それにあわせましてうちから職員、役場の職員ですけれども、それぞれ11カ所、2名対応することで、それぞれ11カ所に職員を向かわせた状況でございます。

以後、夕方になりますけれども、それぞれ食事物資の要請支援、こちら災害時における協定締結してございます業者、白石パン、グリーンデリカ、みちのくコカ・コーラボトリングにそれぞれ支援をお願いいたしまして、その分の物資の搬送を担当する部署で各11カ所、施設のほうに搬送している状況でございます。

それから、災害対策本部の中のほうに矢巾分署、消防隊でございますけれども、こちら1名と盛岡広域振興局のほうから1名、それぞれ情報連絡係という形の中で災害対策本部員として矢巾のほうに一緒に、それぞれ対応をいただいているところでございます。

その後、何もなかったかということなわけでございますけれども、それぞれ対応する部分、災害関係の見回り、パトロール、こちらの部分、それから建設協議会、そちらのほうと連携を図った状況の中で、特に何も発生はしていないというような状況の中で対応させていただきました。

また、避難所につきましては、最大でございますけれども、11世帯12名の避難者がそれこちちらで指定しました避難所へ来ていただいたというふうな状況になってございます。

以後、夜20時過ぎでございましたけれども、気象台の警戒が解除されたことによりまして、

対策本部につきましても同じく解散をしたということでございますし、避難所につきまして1カ所、流通センターにございます矢巾勤労者福祉センター、こちらに6名の方避難されておったわけですけれども、こちらの避難した方6名は国民保養センターからの宿泊客ということでございましたので、避難解除後につきましても、温泉に戻すのではなく矢巾勤労者福祉センター、こちらのほうに一晩お泊まりいただいたということで、こちらにつきましては役場総務課の職員2名、次の日の朝まで対応させていただいたということで、台風10号関係につきましてはおおよそでございますけれども、大体このような形で対応をさせていただきまして、ちょっと言い方があれですけれども、矢巾のほうは特に大きい被害はなかったというふうなのが一応現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） かなり詳しいお答え、大変ありがとうございます。そのようにいろいろ大変な状況の中で動いてくれているということが町民の皆さんにも少しあわかっていたくためにもこうやっていろいろお聞きしているわけですけれども、要は今回の台風も、特に岩泉地区が大変な状況なわけなのですけれども、やっぱり想定外と、そういうような意識が大分大きな災害につながったという状況だったようです。いずれにしても当町も8.9の大水害でえらい目に遭ったわけですけれども、そういう経験が、今回何もなかつたけれども、生かされたということで、13号も来ているようですので、引き続きそういう対応をお願いしたいなというふうに思いますし、また町でやっているそういう内容についても町民の方たちによくPRできるような、そういうようなこともあわせて考えておいていただきたいなというふうに思います。

いずれ今の中で避難準備情報を出したというふうに言われていたわけですけれども、それより高いのが避難指示ということになるわけですけれども、その避難準備情報のその言葉すらやっぱりなかなかぴんとこない部分もあるのです。どこまで準備すればいいのかと。これは、書き物を見ると避難準備情報とはいわゆる体の不自由な方、障がい者の方、この方たちはもうその段階で避難し始めてくださいと、そういうような情報なわけです。それ以外の方は、そういういわゆる準備をしておいてくださいと、心構えをしておいてくださいと。ですから、今回も体の不自由な方とか障がい者の方、そういう方はもう避難し始めないと間に合わないわけです。そういうような時系列的なそういう言葉、あるいはそういう行動、そういう

うものが伴っていないと、ただ単に書き物に記しただけの状況になって、結果的には大きな被害につながるということになるわけですから、その辺のところのPRも含めて、今後とも取り組んでいただきたいなど。

それから、避難所という言葉があるわけですけれども、避難所も緊急避難所と避難所とあるのです。これは、もちろん皆さんはわかっていると思うのですけれども。緊急避難所というのは、一時的にどこでもいいから安全なところに避難しなさいと、水が入ってくるのであれば高いところに行きなさいとか、あるいはそういう崖崩れのようなところがあればそこから逃げなさいとか、そういう意味で緊急避難をしなさいと、その場所が緊急避難所と。それから、避難所というのは、結局避難した後、何日か生活すると、そういう生活の場になるのが避難所と。そういうような使われ方をしておりますので、その辺のところの言葉がわからないとどう行動していいかわからないという部分に、最終的には本当に安全な避難につながらないということになると思いますので、ひとつその辺も踏まえて今後の取り組み、何かご意見があれば伺いたいなと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

それで、今藤原梅昭議員のおっしゃるとおり、恥ずかしい話ですが、私たちの職員でもこの避難準備、勧告、指示とこの意味をわかってこれまで対応してきたかといえば、疑問なところもあるわけでございます。

それで、実は今回の台風10号関連については、まず早め早めの対応をさせていただいて、そしてある意味では私どもにとりましてはいい勉強をさせていただいた、そういう機会を与えていただいたと。

それから、これからは想定外ということを想定しなければならないと。だから、今も特に23年3月11日の東日本大震災津波で被災された県北の沿岸被災地、津波よりも大変な状況であるというようなことで、今私どもとすれば津波のときの経験も、私ども実際現場に入つてあれしたのですが、いずれこれからはそういった集中豪雨とか、こういうようなものについてもしっかりと対応していかなければならぬということで、きょうも実は議会が終わってから会議を持って、その中の台風13号についてもちょっと打ち合わせをしたいと。

それから、避難所を開設してから担当を決めるのではなく、もう避難所を開設したら誰と誰が行くかというような、そういう体制整備もしっかりと構築しておかなければだめなのだとということで、きょう再度その辺のところの確認をやっていきたいと。

今回特に強く感じたのは、自助、共助、公助とあるのですが、自主防災会の皆さん方がみずから、避難準備とかそういうのがなくても自分たちみずから避難所を、いわゆる地区の公民館を開放してやられたということは、これはものすごいことだと思うのです。だから、今回の岩泉の状況を見ても、役場から避難指示とかが出る前に自分たちの命は自分たちで守るのだと、津波であればてんでんこですね、だからこれはどこでもつながることだと。備えあれば憂いなしということで、今後そういったことにしっかりと取り組んで、そして何があつても自分がどういう行動をすべきかという行動規範もしっかりと構築してやっていきたいと。だから、今回のこととはもう本当に私らも考えられない、昔よく言われた山津波というか、そういう状況だったということをお聞きしておりますし、そういったことで特に今回私どもは、きょうは団長もいらっしゃるのですが、いずれ災害時の団のあれも非常に重要だということで、そういった意味では今後も連携しながら、しっかりと防災に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ひとつそういうことで、今後についてはまたいろいろあると思いますけれども、よろしくお願いしたいなと思います。

それで、その話の中で、自主的に公民館を開けてくれたという場所があるわけですけれども、基本的には役場の職員さんが張りつかないとなかなか対応できないと、そういう状況もあると思うのですけれども、その辺のところも自主的にやってくれたということは、それよりさらに一步進んだ、自分の身は自分で守るということをまさに実践してくれた本当にすごいことだなというふうに私は感じています。人から言われてやるのであればやりますけれども、どこそこの公民館あけてくれとか、あるいは対応してほしいという話が来たときに動きますけれども、それ以前に自分たちのところは、例えば停電が起きたら飯も炊けないだろうと、自分たちのところには発電機があると、あるいは水が出なければそれに対する対応もできると、いろんな意味で自分たちの自主防災の一環だと思うのですけれども、そういうことをしてくれたということは非常にすごいことだと思いますので、そういうことを大事にしながら、次のためにそれこそ強化できる対応にしていただければありがたいなというふうに思っています。

その中で1つ、前から気になっているのが、町内にも外国人の方がやっぱり何名かいいらっしゃるわけなのです。以前にも聞いたことはあるのですけれども、まだしっかりと対応できて

いないと、そういうお返事でしたけれども、よく日本人が海外に行ってそういう災害に遭ったときに、外国人に対する対応も非常に大事だなど。あるいは対応してくれて非常に助かったという話を聞いた中で、裏を返せば不安なわけです。よその国と言ったらおかしいですけれども、自分たちよりも知っている方かもしれないですけれども。そういうような対応、例えばそういうマニュアルについても、あるいはその説明についても、あるいはそういう指示、それがどこから行くのかとか、そういうのも含めて、確かに高齢者とか障がい者とか、いろんな弱者と言われている方たちがいるわけですけれども、そういうものに対する対応は非常にいろいろ検討なさっていると思うのですけれども、そういう方の対応についてもひとつ、何人の方が何人いるか私もつかんでいないのですけれども、町としては多分つかんでいますので、それに対する対応についてもぜひお願ひしたいなというふうに思いますが、何かご意見があればお願ひしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

外国人の方々のこれ、国からも共生プランを策定しろということで、こういう国からの指導もあるわけです。細かいことは総務課長に答弁させますが、外国人が今60人かおるのですが、その国別もわかりますし、いずれそういったことで、まず今私どものほうではそういった共生プランの策定をしておらないので、実はこの間の日曜日の新聞にも出ておったのですが、いずれ外国人の方々との共生プランの策定、これは急いで対応していきたいなと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいし、また今後そういうところの情報も私どもしっかり頂戴しながら対応していきたいと。

それから、いわゆる災害弱者と言われる方々の福祉避難所というか、今回はそういった対応も福祉・子ども課で対応していただきました。だから、そういったことも今回1つ対応したということで、1つの実績をつくって、それを今後積み重ねていきたいと、こう考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員）　山本総務課長。

○総務課長（山本良司君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

外国人への対応というような形で具体的にあったわけでございますけれども、町長答弁のとおり、共生プラン、こちらについては早急に対応、作成をしたいというふうに考えてございます。ただ、今回の台風10号に際しての避難準備情報につきましては、先ほど言った緊急メール、それからあとは有線放送、それから町のホームページという形で行わせていただき

ましたので、ここら辺の体制につきましても広報車、あとはきのうの答弁、防災関係で赤丸議員さんにもお答えいたしましたけれども、情報関係の発信、ここら辺の部分についても構築、検討させていただきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） おっしゃるとおり、総務省で2006年に多文化共生プランということです、外国人がそのとおりかなり日本に入ってきてているということで、今まで日本人、それこそ外国人という形でつき合っていたわけですけれども、もう同じ中で生活している一員だと、そのところでそういう防災の件もそうですし、あるいはいろんな文化の交流とかそういうものを含めて、よく共生できるような社会をつくりなさいというふうに言われていると思います。そういう中で、ひとつ今後とも対応のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

それからあと、さっき確認しなかったのは、避難所の確認で3つの大事な確認があるというふうに言われていることがあります。1つは、要は避難所に行ったことがあるのかと。いざあそこが避難所ですよと言われたときに、そこに行くのにどう行けばいいのか、あるいは行ったときにどういう対応すればいいのかという意味で、その対象になる人たちがそのところに行ったことがあるのとないのでは全然スピードも違うし、あるいは安全に行くルートも違うのだと思うのです。そこに向かっている最中に変なところ、川のそばで落ちたり、そういうこともあり得るですから、やっぱりそういう訓練ができているのかということが1つよく言われております。

それから、2つ目には、避難所というのは本当に安全なのかと。避難所に行ったところ、そのところも、何か東日本大震災では津波が来たとか、あるいは山の近くでは土砂が来たとか、せっかく逃げたところが実は安全ではなかったと、そういう場所もあるわけです。そういうところが、矢巾町ではなかなかないかもしれませんけれども、いずれあるだろうという見方で、やっぱり一回点検しておく必要があるのではないかと。特に指定する場所については、余計そういうことが必要なのではないかというふうに言われています。

それから、3つ目は、そこに避難したときに、その設備というか、避難した先にそういう備えがあるのかと。例えば毛布だとか、水だとか、食料だとか、あるいは発電機だとか、最低限必要なものについてはやっぱりスタートの初期のときからなければだめなわけですから、その3つをやはりきっちと点検した上で避難所は避難所として運営されなければいけないだ

ろうというふうに言われております。

今当町が指定している避難所について、そういうところがチェックされているのかどうか、もしチェックされていないのであれば早急にチェックしていただきたいと思うのですけれども、そのところのご意見をお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

3点についてご質問があったわけですが、まず1番最初の避難場所の場所がどこにあるのかということで、特に私もいつもあれなのですが、卒園式にお話ししているのは、お父さん、お母さん方に子ども110番というのを必ず一緒に、車ではなく歩いて、ここは危険なところとか、それからここは110番があとか、やはり特に小さな子どもさんたち、そういった取り組みが大事ではないのかなということで、今そのことをちょっと思い出しておったのですが、いずれ例えば共稼ぎでお父さんもお母さんもいらっしゃらないというときに子どもたちがどこに避難すればいいかとか、家庭において、児童館とか学校とか保育園、幼稚園にいらっしゃるのであればあれですけれども、そういったこのことについてはまさにそのとおりでございますので。

それから次に、いわゆる避難場所が安全なのかと、ハザードマップを見れば大体もう避難所というのはわかるのですが、先ほど言った一番最初のあれは子どもさんたちではわからないものもあるし、例えばこの北上川上流の関係で北上川が氾濫したときに、国道4号線より東側、これも浸水区域が今示されているわけです。その中に実際避難場所もあるわけです。今ハザードマップの見直しをやらなければならないということで、今内部で詰めさせていただいておるわけですが、まず少なくとも地域の方々には早く情報を流さなければならぬということで、先ほどもお答えさせていただいたのですが、できる限り早くこのことについても取り組んでいきたいということで、総点検をしてまいりたいと。

最後に、避難場所というのは公民館とかそういうところになるのですが、防災の備品リスト、これが必要最小限備わっているのかどうか、これももう一度。それから、備えてあっても、私今回の台風10号関連でも、ちゃんと発電機の燃料が確保されているのかと、イロハのイからスタートしろということで、だからそういった対応もやっぱりやっていかなければならぬと。だから、油の油量の確認とか、そういうようなものも今回やるように指示しておりますので、いずれ防災備品のチェックリストをつくって、そして点検しておくような対策を講じてまいりたいということでございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ちょっとこの質問だけで大分時間食っているのですけれども、いずれ安全第一ということで、特にまだまだ台風も来そうですし、これからも台風に限らず地震、雷、火事、おやじではないのですけれども、そういう類いの対応は非常に重要だと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

ちょっとこここの質問の中で、最後に通学路の件でちょっと確認しておきたいことがあるのですけれども、いずれ小中学校の通学路というのは毎日通って、私もほぼ毎日通学している状況を見させてもらっていますけれども、非常に交通指導隊というか、あとスクールガードの方ですか、本当に毎日指導していただいて、頭の下がる思いで声かけ合って歩いているのですが、1つは小学校、中学校、あるいは社会人の車の往来ということで、路側帯が3本欲しいような道路ばかりなのです。それが道路、それこそ車道と歩道しかないということで、中学校の自転車道路がないのです。自分の自転車の運転している横をぎりぎり車が通っていると、そういうような状況で、特に矢幅から東小学校に行く安庭線ですか、あそこは。それから、そこの海老沼橋のところの道路、何線だっけ、今橋を工事しているところ、ここのことろというのは北中の生徒と小学校の児童と通勤の車と、ものすごくごちゃごちゃです。そういう状況の中で、よく事故起きないで毎日通学してくれているなど、これは本当にスクールガード、あるいは交通指導隊の方々のおかげだなと思っては見ているのですけれども、これからその辺の通学道路に対する道路改善のもし予定があればお聞きしておきたいのですが。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えを申し上げたいと思います。

例題にありました安庭線と、あそこはたしか三堤線だと思いましたけれども、三堤線につきましては以前にもお話ししたとおり、一応今のところ圃場整備の計画があるとお聞きしておりましたので、できるのであればそちらの計画に合わせまして用地を確保していただければ、そちらのほう、両側歩道というような形の中で進めていければなということで考えております。ただ、それにつきましても時間はちょっとかかりますので、やはりその間に関しましてはなかなかハード面というのはすぐすぐできませんので、ソフト面の中で対応せざるを得ないのかなと考えております。

今回補正のところでもお願ひしておりますけれども、現在改良しております下海老沼線

につきましても、そのような考えの中で東側のほうに歩道を設置するということで拡幅を県のほうにお願いしておりましたので、いずれそういう形でお願いできればなと思っております。

それから、安庭線につきましても、確かにそのとおり片側歩道という形でしかありませんし、幅員もちょっと狭いということですが、拡幅という部分は今現段階ではないというのが実態です。しかしながら、スマートインターから医大までの部分で、今のところはあそここの道路を使うということもありますので、全線開通して広げるというのはなかなか難しいところがありますので、当面は交差点部につきましては若干広げていきたいということを考えおりましたが、その後状況に応じながら、あるいは財政面も当然ございますので、そういう部分に関しましては内部でも情報共有しながら今後も考えていきたいなということでおありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○8番（藤原梅昭議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

○8番（藤原梅昭議員） ちょっと時間押していますけれども、次に健やかな生活を守るまちづくりについてお伺いいたします。

まずは、町長肝いりである塩彩プロジェクトの進行状況をお伺いいたします。

それから、日本一健康なまちやはばへの現在の取り組み状況をお伺いいたします。

それから、3点目は、やはばーくの利用状況及び今後の取り組み計画をお伺いします。

4点目は、不妊治療への支援状況をお伺いします。

5点目は、子どもの医療費助成のさらなる拡大への取り組み状況をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 健やかな生活を守るまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目の塩彩プロジェクトの進捗状況についてですが、平成27年度は町内外の企業に働きかけ、ナトリウムをカリウムに置換したナトカリ塩、みそ、しょうゆの基礎調味料の確定及びこれらを活用したナト・カリ食、9食品10種類の試作及び評価検証を中心に事業を実施してまいりました。そのほか広報戦略といたしまして、ナト・カリ商品に添付するロゴデザイン等の作成や特許庁への商標登録を行ったほか、広報やはばへの掲載や健康福祉まつり等に

おける試食検証及び評価を通して、町民へ情報提供を行ってまいりました。

平成28年度においては、昨年度の試作品の商品化や、新たな商品開発のため企業訪問を行うとともに、矢巾町国民保養センターや町内の飲食店にてナト・カリ調味料を活用したメニューの創作を行うなど、減塩の裾野を広げるための活動もあわせて進めているところであります。基礎調味料の販売につきましては、10月に開催されます矢巾町産業まつりを視野に矢巾観光開発株式会社と連携し、協議を進めているところであります。

今後町の特産品としてナト・カリ食品の開発や販路拡大を図り、第6次産業化のビジネスモデルとして軌道に乗せ、雇用の創出及び産業振興を推進するとともに、健康長寿のまちを目指し、高血圧予防を中心とした町民の健康づくりを推進してまいります。

2点目の日本一健康なまちやはばへの取り組み状況ですが、特定健康診査、特定保健指導の実施率は、平成26年度の法定報告では特定健康診査受診率は53.2%で県内第3位、特定保健指導実施率は44.1%で県内第1位であり、県内において上位に位置している状況であり、健診を核として自治会等と協力しながら事業を実施しているところであります。平成26年度からは国保ヘルスアップ事業において、特定健康診査結果に応じて受診勧奨判定値を超えている方への取り組みを強化し、保健師等が家庭訪問により医療機関へ受診を勧奨し、糖尿病や脳卒中などの発症予防と重症化予防の支援を行っております。また、減塩を中心とした高血圧予防対策としての塩彩プロジェクトと連動しながら、食生活改善推進協議会が各地区で行っている栄養講習会や、保健推進員が企画、実施しております健康づくり教室を支援し、地域協働による健康づくりを推進しております。

3点目のやはば一くの利用状況及び今後の取り組み計画についてですが、4月から7月までの利用者数は図書センターが3万7,672人、子育て世代活動支援センターは2万2,302人となっており、また地域交流センターについては貸しスペースの利用者が4,495人となっております。ゴールデンウイークや学校の夏休み等、各月の状況によりそれぞれの利用者数は変動しておりますが、地域交流センターの貸しスペースの利用者数については4月のオープン以来、毎月徐々に増加しております、施設の周知が進んでいるものと考えております。

今後の取り組みについては、やはば一く全体のイベントとして、10月にはハロウィンにちなんだイベントを開催するほか、それ以外につきましても季節ごとにイベント開催を考えているところであります。また、子育て世代活動支援センターや図書センター等の個々の施設によるイベントも考えており、さらなる利用促進を図るとともに、利用者の意見も参考しながら、よりよい施設となるよう進めてまいりたいと思います。

4点目の不妊治療への支援状況についてですが、本町では平成26年度から不妊に悩む方に對して県内に先駆けて一般不妊治療費助成事業を実施し、さらに高額な治療費等を要する特定不妊治療費支援事業を行い、経済的負担の軽減を図るため費用の助成を行っております。その実績は、一般不妊治療費助成事業の助成実件数は平成26年度4件、平成27年度6件で、平成28年度は現在のところ申請がない状況であります。また、特定不妊治療費支援事業の実績は、平成26年度の助成実件数は14件、延べ18件、平成27年度は助成実件数22件、延べ30件で、平成28年度につきましては8月23日現在の助成実件数は11件、延べ13件であり、年々ふえている状況であります。今後も不妊治療費助成制度の周知を図りながら、妊娠、出産を望む若い世代の経済的負担の支援を行ってまいります。

5点目の子ども医療費助成のさらなる拡大の取り組み状況についてですが、本町の子どもの医療費助成につきましては、昨年から対象者を段階的に拡大しており、本年4月診療分からは小学校卒業までの児童に係る外来分も町単独事業として、子育て世帯の医療費負担の軽減のために事業を拡大して展開しているところであります。現時点でも給付内容、給付対象とも県の基準以上として内容を充実させているところではありますが、さらなる対象拡大については、中学校卒業まで拡大すると年1,000万程度の財源を要すると見込まれることから、今後の給付の動向を見きわめながら、拡充できるように検討してまいります。なお、本年8月診療分から、就学前の子ども及び妊産婦について岩手県内統一で現物給付を実施して受給者の利便性向上が図られたところであり、県に対しましても市町村の医療費助成制度が充実するような施策の拡充を引き続き要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 塩彩プロジェクトについては、着々と進められておるようですが、塩彩プロジェクトについてはそれこそ成人、大人だけではないですけれども、対象に進めているのだと思うのですけれども、どなたか偉い方が言われていましたけれども、脳卒中の減塩を推進するには大人が、しっかり味を覚えている人間が急に変えるのはなかなかできないと。今回のナト・カリについては味があまり変わらないで使えるということで売りにしているわけですけれども、一番進めやすいのはやっぱり子どもたちからそういうような習慣をつけていくと、学校の給食でもそういう味つけにしていくと、その味に子どもたちがなれて、それを今度は家庭で親をなれさすと、そういうようなことを言っておりました。私もなるほ

どなと思ってそれを聞いたのですが、それを聞いたときに当町も給食、それこそ供給しているわけですから、そのところでそういう考え方のもとにやはり全町民がそういうような意識づけをしてそれに取り組まないと、なかなか日本一健康なまちづくりが日本一脳卒中のまちから脱皮できないのではないかというふうに思った次第であります。そういうような学校の食育の中からぜひ取り組んでいただきたいなと思うのですが、それに対するご見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

ナト・カリ調味料の学校給食での活用についての考え方についてということだと思うのですけれども、ナト・カリの基礎調味料、塩、みそ、しょうゆということでございますけれども、それぞれの昨年度モデル的にスタートした際は塩については乳清ミネラルということでスタートしておりますけれども、例えば学校給食におきましてはアレルギー対応ということで、食品衛生法に基づく7品目ということで、その中に乳製品も実は含まれておるような状況もございます。したがいまして、藤原議員さん仰せのとおり、食育について、特に脳卒中予防について、若年時からの食育指導、食習慣の確立が重要であるというのはそのとおりでございますので、そうしたアレルギー対応も含めましてそれぞれの調味料の成分の確認等を行いまして、導入が可能か否かといった部分を検討した上で前向きに検討させていただければなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　越教育長。

○教育長（越　秀敏君）　ただいまのご質問につけ加えさせていただきます。

減塩だけではなくて、食育というのはやはり子どものころからやらなければだめだというのは議員ご指摘のとおりでございます。また、給食につきましては、塩とかそれぞの1食当たりのがきちんと決められておりまして、私も何回も食べておりますけれども、若干物足りない味つけというか、私が悪いのだと思いますけれども、大変そういう点では濃い味つけではなくてきちんとはかられた、きちんとした形でつくられているものというふうに認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　ほかに再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○ 8番（藤原梅昭議員） いずれ一部の人間だけではなく、全町民が取り組むというような、それがまさに健康日本一のまちやばというようなことにつながると思いますので、これに限らずなのですけれども、まずこのところに着目して進めるということでスタートしたわけですから、それを広めながら、子どもたちをならしてしまうというのは言葉はあれですけれども、ひとつなれていただきて、親というか、家庭もそれに準じて変わっていくというのが一番いいのかなと思っていますので、ぜひ取り組んでいただければありがたいなと思います。

それから次に、子どもの医療費の助成の件なのですけれども、それで現物給付を始めたわけなのですけれども、非常にこれについては好評だと思います。それで、私もまだ次の小学校までの取り組み、小学6年生までの医療費の取り組みについて、さらに中学校、高校までとお願いしたいなということで前回お願いした経緯があるのですけれども、中学校全体をやれば1,000万、高校までやると七百二、三十万かかると、そういうようなお話でした。いずれ子どもたちに対する将来投資というような見方を常に頭の中に置きながら、そのためにあれもこれもやってくれというと確かに最後は財布のひも、財布の中身の話になるのですけれども、そうではなくウエートづけをしながら、将来投資に対する投資というのは非常に大事なのだと、そういう子どもたちがまた将来地元に残ってくれる、あるいはUターンしてくれると、そういうことにつなげれば来的な人口の増にもつながるような対応ではないかと、あるいはお母さんたちの負担が軽減されるのではないかというふうに感じますので、一気に中学校1、2、3年やってしまうとそれだけかかるのですけれども、それぞれ1年ずつやれば、その3分の1ずつでいいわけです。例えばことし小学校6年生までやったのであれば、その6年生が中学校に行った途端また医療費がかかると、そういうようなもとに戻ってしまうようなそういう政策ではなく、やっぱり小学校の6年生までやったら、次、中学校に行っても引き続き助成が受けられるのだと。だから、来年はとりあえず1年生まで、次は2年生までと、次は3年生までと、そうすると年間300万ずつ上がれば最後1,000万になるのですけれども、そういうような小刻みの対応でもいいのではないかというふうに私は思うのですけれども、ぜひ小学校6年生までせっかくやったものを中学校に入ったらまたもとに戻るような、そういうような後戻りのやり方はやってほしくないなというふうに思いますが、その辺の見解をお願いしたいのですが。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

小学校卒業までと、次は中学校卒業までと、今藤原梅昭議員からも高校卒業までと、なかなか対象の拡大ですね。そこで、今私ども昨年の10月に策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略で、議員の皆さん方にもお願ひして、この間は地方創生の中のあれで、まずおうちを建てるなら、リフォームするならということで利子補給制度、または子育て世帯には5年から7年とか、そういうことで、今考えているのは財政をにらみながらのあれなのですが、子育てするなら矢巾町ということを考えたときは、この利子補給と子ども医療費助成はセットで考えていきたいなと、こう考えております。

それで、1年刻みにするのか、中学生の卒業までにするか、これはこれからいろいろ検討させていただきますが、私の思いとすれば1年生刻みではなく、どうせやるのなら中学校卒業時まで、そのかわり次またすぐ高校まで頼むということではなく、まず3年か4年あとは静かにしていただければ、非常にありがたいなということで、まず今のところは子育てするなら矢巾町の思いで取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 納得できましたか。

○8番（藤原梅昭議員） はい。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

○8番（藤原梅昭議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第3問目の質問を許します。

○8番（藤原梅昭議員） 3分半ぐらいしかなくなってきたのですけれども、最後に人と産業の活力を高めるまちづくりということでお伺いします。

1つは、農商工連携による特産品開発の進捗状況をお伺いします。

2つ目は、企業の誘致進捗状況をお伺いします。

3つ目は、矢幅駅前地区新商業集積形成実現化事業の推進状況をお伺いします。

4つ目、観光の推進及び観光協会との連携状況をお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 産業の活力を高めるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目の農商工連携による特産品開発の進捗状況についてですが、ことし3月に行われたやはばーくプレオープンイベントにおいて、特産品開発に向けた取り組み、発表会を開催し、地元食材によるやはばおでんの開発をスタートいたしました。やはばおでんは、化学調味料を一切使わないだし汁を使用しており、具には矢巾町産シイタケが入ったやはバクダン、同

じく町産シイタケと普代村のすき昆布が入ったさつま揚げなど、オリジナルの食材や季節に応じた町産の農産物が入り、また町内でつくったみそで仕上げたみそだれを使用しております。現在は改良を重ねながら、ことしの秋の秋まつりにはこの完成発表会に向けた準備を行っているところであり、全国にやばおでんを発信していきたいと考えております。

2点目の企業の誘致進捗状況についてですが、ウエストヒルズ広宮沢等の土地情報を企業に提供しておりますが、本年度においてはいまだ契約に至っていない状況であります。今後は、岩手県企業誘致推進委員会が東京で開催する企業ネットワークいわて及び盛岡広域出身の方々で組織されております在京盛岡広域産業人会が開催する盛岡広域企業立地セミナー等を利用し、広く矢巾町の企業誘致PRに努めてまいります。また、盛岡市、滝沢市、紫波町及び当町で組織する地域人材育成ネットワークで毎年開催しておりますセミナーや講演会を事業として取り組むことにより、盛岡広域において起業する方々とのつながりを深め、町への進出を誘導してまいります。

3点目の矢幅駅前地区新商業集積形成実現化事業の進捗状況についてですが、矢幅駅東に開館いたしましたやばーく東側の町有地に、新たにぎわいづくりを目的に商工会が計画を進めており、内容につきましては本年10月本設計、平成29年8月着工、平成30年4月オープン予定となっておりましたが、業種、業態の決定、本設計及び資金調達のおくれからオープン予定が約1年おくれると聞いております。なお、町を含む関係者の協議につきましては、今後定期的に開催予定となっております。

4点目の観光の推進及び町観光協会との連携状況についてですが、町観光協会は本町の観光事業の発展並びに地方文化の向上を図ることを目的として発足しており、現在町産業振興課内に事務局を置いております。年間事業としては、みちのく湯遊街道スタンプラリー等の観光宣伝事業、町夏まつり、スミつけ祭り等の観光イベント事業への参加、助成を行っております。さらに、平成27年度に矢幅駅西側駐車場付近に本町にゆかりのある宮沢賢治の作品、「銀河鉄道の夜」の看板を設置し、駅利用者への観光宣伝に努めております。また、ことは宮沢賢治生誕120周年ということもあり、町内で賢治のかかわり合いの深い場所を観光に生かすため、10月下旬に観光ボランティアのご協力をいただきながら、観光客の滞在時間に応じて幾つかの観光コースの策定を行う予定としております。今後も町観光協会と連携、協力し合いながら、本町の豊かな自然環境や歴史、文化など、魅力ある観光資源を一体的に活用した日帰りレクリエーションを主とした体験交流型の観光を推進してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひをいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ことし平泉の観光課の課長さんのお話聞いたことがあるのですが、年間200万人来るらしいのです、平泉に。それで、ほとんどが平泉終わると仙台のほうに帰ってしまうと、岩手には4万人ぐらいしか残らないと。200万人のうち4万人しか岩手に残らないと言うのです。ですから、これを要は岩手にとどめさせるためにはどうするかということで、広域連携というその連携が大いに必要になってくるのではないかというふうに感じてきました。それで、お願いがあるのですが、要はそういう平泉あるいは八幡平とか、そういうところに台湾とかいろんなところから観光客が来ているのですけれども、その客の4万人が6万人になっただけでもすごいですよね。それが10万人、20万人となったらすごい観光客になるのではないかというふうに感じていますので、ひとつそういう連携を高めていただきたいなと。

それから、観光に対するキーワードというのがありますて、これはどういうキーワードかというと、1つは関西の人が言ったのでしょうけれども、おもろいと、何か興味があると、そういうようなスポットがあるかどうか、あるいは物があるかどうか、それからわくわくするような、そういう感情が持てるかどうか、それから3つ目には非日常的ということで、どこにでもある、あるいは日常的なものではなく、そういう非日常的なものを何か探すことができないかと、最後にはオンリーワンだよということで、何かそういう意味で町として絶対探せばあるはずですので、何もない矢巾町と言わないで、探せばある矢巾町でひとつ対応をしていただきたいなというふうに思います。恐らくあと40秒しかないから、最後の質問になるかどうかあれですけれども、何かご意見あればお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず、本町のこの観光の推進については、何もないということではなく、見つけていかなければならぬと思うのです。それで、実は平泉の青木町長さんともいろいろお話しすることがあるのですが、矢巾町もそうなのですが、紫波町は平泉の文化とのつながりが非常に強いわけです。だから、私どもとすれば平泉の文化とのつながりを紫波町と一緒にやって、せつかくいろんな資産があるわけです。紫波には五郎沼から何からいざれいろんなやつがあるわけで、それとのつながりも連携して深めながらやっていくというようなことが非常に大事

ではないのかなということで、いつもそのときに矢巾町は岩手医科大学が来るから何もやらなくたっていがべなど、こう言われるのです。その都度私も赤面の至りなのです。だから、いずれ観光推進について、例えばきのうの質問の中でもあったのですが、大白沢にナマズかウナギ飼ってみたらどうかと。私の地元なのであまり吹くと、なに、我田引水かと、こう言われるのですが、何か廣田議長も非常に関心を持っているようでございまして、このナマズとか、私はこれから非常にナマズの養殖なんかもいいのではないのかなということと、あとはやはりせっかくヒマワリ畑で、私もすぐそばな物ですから、隠れて行って見ているのです。皆さん、幸せの鐘、あれが企画財政課の職員がどこからか見つけてきたのだそうです。幸せの鐘と熊よけ防止にもなると、あんなさつとしたあれがNHKのテレビで出たのです、あの鐘も。だから、そういった発想を積み重ねると、何もないということではなく、これから観光は創出、つくり出していかなければならぬと思います。そういった意味で、今後西部地域だけではなく、この間もお話ししたのですが、徳田の河川敷なんかも利用した、利活用した観光を考えていきたいと思っておりますので。

先ほどからいろいろ皆さんにも、土地利用対策とか、住宅の対策とか、いろいろあったのですが、今後課長たちとも中心になって、きょう早速課長会議があるので、タイムスケジュールをしっかりとつけて、ただ答弁して終わりだという、それでわっぱか仕事ではなく、これからはどういうふうにしてスケジュールを組んで形に、見える化していくかということにも取り組んでまいりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。ひとつそういうことで前向きに取り組んでいただきたいなと思います。

最後に、あしたからリオのパラリンピックが始まるわけですけれども、先日のオリンピックでは大変感動しました。今度の2020年ですか、これは東京オリンピックあるわけですけれども、その前に釜石にラグビーのワールドカップが来るわけですけれども、それに対するご期待等含めて、教育委員長さん、何か一言おありになりましたら、これまでのお話と一緒にお願いします。これが最後になります。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 教育委員長さん、ご指名でございます。

松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） きのうから突然の振り方で非常に困惑しておりますけれども、私の立場としてはワールドカップラグビーが釜石で開かれるというのは、その競技を続けてきた本人にとっては、ぜひ私も足を運んで、少しでもお力添えになりたいなというふうに思っておりますが、実は昨年イングランドでも大会があって、ぜひ私も視察にということで協会と一緒に行く予定だったのですが、たまたま議会とぶつかりまして、残念ながらイギリスのほうには行けませんでしたが、今回は釜石でありますので、岩手県が脚光を浴びるような、そういう大会になればいいなというふうに思っております。どうぞ皆さんもご支援のほどよろしくお願い申し上げまして、私の考え方というか、意見といたします。

○議長（廣田光男議員） 大変失礼をいたしました。

以上で8番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、あすは休会、9日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時54分 散会

平成28年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第5号）

平成28年9月21日（水）午後3時開議

議事日程（第5号）

第 1 請願・陳情の審査報告

28請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願

第 2 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告について

第 3 議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案第62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 5 議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 7 議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 8 議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第 9 議案第67号 平成27年度矢巾町水道事業会計決算認定について

第10 議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第11 議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

第12 発議案第12号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について

第13 発議案第13号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について

第14 発議案第14号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番 赤丸秀雄 議員

3番 廣田清実 議員

4番	高橋安子	議員	5番	齊藤正範	議員
6番	村松信一	議員	7番	昆秀一	議員
8番	藤原梅昭	議員	9番	川村農夫	議員
10番	山崎道夫	議員	11番	高橋七郎	議員
12番	長谷川和男	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	藤原由巳	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

2番 水本淳一 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長 兼選挙管 理委員會書記	山本良司君	企画財政課長	藤原道明君
会計管理者 兼税務課長	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	佐々木順子君
産業振興課長 補佐	佐々木智雄君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員會 局長	野中伸悦君	上下水道課長	山本勝美君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	村松康志君	社会教育課長	山本功君
学校給食共同 調理場所長	村松徹君	代表監査委員	吉田功君
農業委員會長	高橋義幸君		

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 孝君 係長 藤原和久君
主事 渡部 亜由美君

午後 3時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、2番、水本議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の会議日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

28請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願
(教育民生常任委員長報告)

○議長（廣田光男議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました28請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

齊藤正範教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 齊藤正範議員 登壇)

○教育民生常任委員長（齊藤正範議員） 平成28年9月21日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。

矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、齊藤正範。請願審査報告書。本委員会が平成28年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。28請願第2号私学教育を充実・発展させるための請願。請願者、盛岡市本町通三丁目18番32三和マンション101号、私学助成をすすめる岩手の会、会長、新妻二男。紹介議員、昆秀一。

2、委員会開催年月日。平成28年9月9日金曜日。

3、出席委員。齊藤正範、赤丸秀雄、水本淳一、川村農夫、川村よし子、米倉清志。

4、審査経過。平成28年9月9日午前9時より委員全員出席のもと、請願の審査を行った。

5、審査結果。28請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。岩手県の私学への助成は、平成16年度の高校生1人当たり34万570円を最高に平成20年度まで4年連続で減少していたが、市町村議会からの意見書を初めとする県民の声で平成21年度より増額に転じ、今年度の岩手県私学助成は、高校生1人当たり34万3,991円と増額し、ようやく平成16年度の額に回復した。私立高校は、授業料に加えて高額な施設整備費、教育維持費等があり、保護者は公立高校に通う生徒がいる世帯に比べ、経済的負担を強いられている。少子化による定員割れなど学校経営を取り巻く状況は、厳しさが増しており、学校存続の危機が迫っている。学校がなくなるということは、その地域全体の過疎化や振興という点から見ても憂慮すべき事態である。

以上の現状や人口減少問題の課題となっている若年者の雇用の確保などの面からしても、本請願の趣旨は理解できるものとして採択すべきとした。

以上が審査意見でございます。皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 齊藤委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。
採決に入ります。28請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願について起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。28請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願について賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。
よって、28請願第2号は、採択することに決定いたしました。

日程第2 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第2、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告についてを議題とします。

矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長から矢幅駅前地区土地区画整理事業に関する調査が終了したので、報告したい旨の申し出があります。委員長の報告を求めます。

長谷川和男矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長。

(矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長

長谷川和男議員 登壇)

○矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長（長谷川和男議員） 平成28年9月21日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会委員長、長谷川和男。矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告。平成27年矢巾町議会定例会6月会議において特別委員会を設置、付託を受けた矢幅駅前地区土地区画整理事業に関する調査において、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告をいたします。

調査意見。総事業費107億円余の大規模プロジェクトとして平成23年度にスタートした矢幅駅前地区土地区画整理事業は、これまで家屋移転やインフラ整備が進められ、本年4月に矢巾町活動交流センターやはぱーくが開館し、事業の完了を迎えようとしているところである。引き続き関連事業が推進され、新しいまちづくりが展開されるよう次のとおり意見を付して報告とする。

1、本年4月1日にオープンした矢巾町活動交流センターやはぱーくは、図書センターや子育て世代活動支援センター、音楽スタジオなどを備える複合施設であり、交流、教育、子育ての機能を集約した施設として町内外の多くの方々から親しまれている。図書やイベントの充実、子どもたちを健やかに育てることができる環境整備を推進し、さらなる施設の利便性の向上と利用の増加を努められることを要望する。維持管理費は、長期にわたることから指定管理者と連携を図りながら効率的な運営が望まれる。また、屋上には太陽光発電システムが設置されたほか、駐車場が確保されるなど、災害時における避難場所として役割も兼ねる防災拠点都市の運用も期待される。

2、駅前地区の活性化について、屋台村が平成27年3月19日にオープンし、町民の新たないこいと交流の場となっているほか、入居飲食店が地場産品を活用したメニュー等を提供し、町の魅力を発信している。平成34年のオープンに向けてやはぱーくの西側に新商業集積事業が進められている。矢巾町商工会などの関係機関との連携を図りながら着実に事業を開発するとともに、移転補償等の残された課題を解決し、早期の事業完成に努められ、活力ある商店街の形成と中心市街地の活性化を推進し、新たなぎわいが創設されることを期待する。

3、今後駅前から国道4号線方面の交通や歩行者の増加が見込まれることから、駅前交差点の信号機設置等の交通安全対策や街路灯設置等の防犯対策に万全を期することを要望する。また、駅の南北に位置する南矢幅踏切と上杉踏切は、交通や歩行者の往来が多く、幅員が狭いことから安全確保に向けて引き続きJRとの協議を進められたい。

4、矢巾町活動交流センターやはばーくが完成し、ねむの木公園や親水エリアが整備され、新しい町並みが誕生した。今後は、新商業集積事業により、地域経済の活性化が図られ、岩手医科大学附属病院の移転、開業に伴い、交流人口の増加が見込まれ、新たな人の流れが生まれることが予想される。本町の顔である矢幅駅前地区を中心とした笑顔あふれる魅力あるまちづくりが展開されることを期待をいたします。

以上をもって矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

この報告書に対する質疑、討論は、特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

以上で矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告を終わります。

日程第 3 議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 9 議案第67号 平成27年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第10 議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰

余金の処分について

日程第11 議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第3、議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第9、議案第67号 平成27年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第10、議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第11、議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定についての9議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 付託を受けました9議案につきまして予算決算常任委員会の審査が終了いたしましたので、ご報告を申し上げます。読み上げてご報告といたします。

平成28年9月21日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第67号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決

算認定について。

本常任委員会は、平成28年9月2日付で付託された上記の9議案を審査した結果、原案を認定及び可決すべきものと決定したので、矢巾町議会議規則第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第61号から議案第69号に対し、次のとおり附帯決議を付する。記。
歳入、1、自主財源比率が26年度に引き続き50%台を維持し、徴収率も99%台を継続していることを評価する。一方で地方交付税が県内の自治体の中でも少ない状況にあり、今後さらに財政の安定化、健全化を推進するためにも国からの各種財源確保に努められたい。

2、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料において不納欠損額の収納及び滞納繰越分の早期回収とあわせて滞納者の納税相談と意識改善に努められたい。

3、ふるさと納税が全国自治体の中で最低レベルにあり、早急に新たな発想による推進策の構築が望まれる。

歳出、1、庁舎内外の情報システム保守管理業務委託事業者との契約更新等においては、セキュリティ確保とコスト低減の両面を考慮し、適切な手順を踏んでの更新契約が望まれる。

2、地方創生関連事業と地域再生計画支援業務委託料においては、ほとんどが国費による委託事業で進められているが、これらの計画を策定することに満足せずに本町の将来像をしつかり描き、町民に対し速やかに情報の開示と提供を行うことを求める。

3、近年人材育成が強く求められているが、多様な人材の採用と入庁後のOJTや各種研修等による資質の向上と自己啓発のための将来投資を行うべきである。また、現行の業務体制と業務量の適正化について再点検を行い、状況によっては適正人員の確保、配置が望まれる。

4、ICTの利用促進に向け、さらなる情報収集と有効活用に努め、町民への情報発信を図られたい。

5、第6次矢巾町総合計画の評価を速やかに行い、各事業評価についてもしっかりと検証を行った上で第7次矢巾町総合計画前期基本計画の実施計画に反映することを強く望む。

6、平成25年に発災した8.9豪雨災害から3年が経過し、復旧はほぼ完了したが、異常気象はさらに進んでおり、浸水想定区域の範囲が拡大された。これに伴い、あらゆることを想定し、想定外ということのないよう安全第一で防災に万全を期されたい。

7、農業振興については、食料安全保障の観点から自給率を確保するため、将来投資としての基盤整備、担い手育成及び特産品の確立が急務である。あわせて多額の決算額となっている多面的機能支払交付金についても有効な活用が望まれる。

8、おでんプロジェクトや塩彩プロジェクトなどの各プロジェクトは、地方創生事業の要であり、今後先細りすることなく事業を継続していくことを強く求める。

9、勢いのある町ランキングベスト100に入った本町にふさわしいパンフレット等を作成し、全国に発信してPRに努められたい。

10、児童・生徒が安全で安心できる通学路の確保と住民要望の多い生活道路の整備に努められたい。

11、団塊の世代が後期高齢者に達する2025年問題と介護保険制度改革を控え、町民の不安解消に向け地域包括支援センターと連携し、相談体制や職員、ケアマネジャーの教育と待遇改善をさらに充実されたい。

12、敬老会の運営については、各種団体や町民の意見を参考に開催内容を検討されたい。

13、町の奨学金制度は、高校生以上を対象としているが、高校生への貸し付けがない状況であり、就学支援にもつながることから、制度の周知に努められたい。また、2年後に想定されている給付型奨学金制度についても研究されるよう望む。

14、矢幅駅周辺土地区画整理事業も終盤を迎えており、岩手医科大学附属病院の開院に向け、やはばーくの利用促進と未整備箇所の整備の推進に努められたい。

以上でございますが、議員の皆様のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 山崎委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計など9議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認め、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

7番、昆秀一議員。

（7番 昆秀一議員 登壇）

○7番（昆秀一議員） 議席番号7番、昆秀一でございます。私は、議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業

特別会計歳入歳出決算認定について、2認定に反対の立場で討論をいたします。

最初に、議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。まず情報公開についてです。旧矢巾中学校跡地の問題では、アンケートの方法や内容を一部の方で決めてしまおうとしていたこと、それから教育委員の選び方についても私が公募にすべきと言ってきたにもかかわらず、これも一部の人間によって決められてしまいました。これらは、開かれた行政運営に望まれる現在においても、町長のおっしゃられる草の根型の町政とも反するものであり、今の時代に逆行していると言わざるを得なく、早期の改善を求めるものであり、27年度予算執行においても影響していると言わざるを得ません。

次に、機構改革についてです。27年度の補正予算で機構改革による課の編成が約1,700万円をかけて行われました。まだ半年ほどですので、その効果についての検証は行われていないとは思いますが、デメリットが今のところ目につきます。やはりこれも町民に対しての説明をしっかりとしないという町の体質によるものなのか。それとも別のところにあるのか。今後は、しっかりといろんな情報を公開するという体制の構築を求めるものであります。

次に、将来負担比率についてです。前年度より15.9%増の186.5%と県内ワーストワンを続けているということは、早期健全化基準を下回っているとはいえ、これは身の丈に合う事業を行ってこなかったというあかしであり、改善が見られなかったということは、大変憂慮すべき点でございます。それから、平成27年度は、第6次総合計画の最終年度であります。しかしながら、この10年にわたる計画に対する評価、検証をしっかりとすることなく決算を終えようすることは、P D C Aサイクルをしっかりとしていくという町長の言葉に反するものと言わざるを得ません。計画に対する評価、検証は、簡単なものではありません。けれども、新しいものを始めるにしても、今までのことをさらに進めるためにもしっかりと今までの施策などを評価、検証しなければならないはずです。

次に、議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてですけれども、今後ふえ続けるであろう介護事業費に対する施策への疑問があります。町が今後推進しようとしている事業は、認知症事業や在宅医療介護の連携推進事業だということでした。認知症や在宅者に対する支援も必要であるのはもちろんですが、もっと今後は、介護に対しての町民への意識づけとしての社会資源の充実が必須であると思われるのですが、その意識づけの考えが弱いのではないかとの危惧があります。介護とは何かという根本をもう一度考え直してもらいたい。介護とは、単にお風呂に入れたり、トイレの介助をすることが本来の目的ではありません。最後までその人らしく生きるためにどうするかということをと

もに考え、過ごせるようにしようというものではないでしょうか。今の町の介護事業は、その考えに沿っていないところが見受けられます。さらに、全ての事業とも今後さらなる人材の育成を図ることを求め、以上を申し上げて、議案第61号、第63号に対する私の反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

3番、廣田清実議員。

（3番 廣田清実議員 登壇）

○3番（廣田清実議員） 3番、廣田清実でございます。議案第61号から第69号について賛成の立場として討論いたします。

27年度の決算においては、矢幅駅周辺地区画整理、やはばーくの完成と大きな公共事業を完了しました。本町の決算には直接は関係ありませんが、25年8月9日の災害においても復旧は、順調に進んでおります。また、認定された矢巾スマートインターチェンジ等の継続される事業もあり、住みよい矢巾町を実現するための先行した事業の要因であるとは思いますが、実質公債費比率が高いのは懸念されるところでございます。また、税の関係であります、税収率においては99%以上と認められる税項目も多くあり、全体の収納率も98.49%と前年よりも高い、町民の納税意識の高さ、それを啓蒙してきた町職員の努力として感じられます。今後も税負担の公平性を確保し、地方交付金の低い要因でもありますが、自主財源比率を向上し、確保を念頭に置いて維持して努力していただきたいと思います。

事業においては、日本一健康な町やはばを目指し、その事業の一つの塩彩プロジェクトもスタートしましたことは、目標に対して前進しているものと認めているところであります。

以上のことから考慮して決算においても一般会計と4特別会計、企業会計において黒字決算となり、健全な町運営を行っていると認められることから賛成であることを討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、反対討論ありますか。

小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

まず初めに、新しい高橋町長が誕生し、自立と変革を訴えておられることには敬意を表するものであります。また、長年の町民要望の強かった子どもの医療費助成を小学校3年生まで実現されたことは、県内自治体の中でも大きくおくれた分野で課題でございましたことか

ら一歩前進であると受けとめているものでございます。しかしながら、27年度は、第6次総合計画の最終年度であり、また総額200億円に上る大型予算を要しました駅周辺区画整理事業の最終年度でもありますことから反対討論をするものであります。

特に駅前開発は、民間の資金力と技術力を活用するとしてPFIの一手法を用い、107億円の借金による開発となりました。また、受注した、応募した企業はわずか1つであり、受注した企業も準大手ゼネコンでございました。私は、これだけの開発をするのではなく、大規模な開発、お金をかけるのではなく、歴史や自然を生かした再生可能なリサイクル型のまちづくりを何度も提案しました。しかし、それは全く受け入れられることもなく、大変残念な結果としてこの10年を過ごしてきたのでございます。

その結果、財政健全化指數は、先ほどの昆議員にもありましたように県内ワーストワンでございます。県下平均が50%台ですから、いかに本町が突出した将来負担率を抱えているかがわかります。これらの結果、どういうことが起きているかと言いますと、まず第一に老朽化した町営住宅政策にあります。また、生活道路が改修が進まないという、そういうところに如実にあらわれているのではないでしょうか。つまり財政の硬直化を招いたため福祉や生活の面にお金が回せない、そういう実態が生じているのであります。

さて、第2番目として、27年度の教育行政に関しては、中学2年の男子生徒がいじめを苦に自殺したことをこの重大事件を取り上げないわけにはまいりません。町の教育が問われました。このことに関しては、現在第三者委員会で審議をされております。そしてまた、学校が主体的な取り組みを続けて努力をしています。このことは評価しながらも、町も教育委員会も、そして議会も改めてこの問題を継続的に考えていかなければなりません。この問題を風化させることなく、この事件を風化させることなく、学校が子どもの命を守ることを最優先に求めるものであります。

最後に、上下水道課についての反対討論をいたします。ことし1月に水道料金6%、下水道料金15%の値上げ及び負担金の値上げ案が示されました。この理由として老朽管の改修対策が挙げられました。そして、平成30年には資金不足となること。また、平成34年には赤字化になるという推察、推計が示されました。本町の上下水道の経常収支比率、つまり収益性は、県内トップであります。水道の有収率、これは漏水の指標でありますが、26年度の92%をさらに上回って27年度は95%に上昇しています。本当にこのような状況でお金が足りないのか、これは町民の疑問に、そしてまた私の疑問にも答えるものではありませんでした。平成30年にどれだけの資金不足を生じるのか。そしてそれは一体何年続くのか。そして平成34年

に赤字化になるという指標も推計も示されましたけれども、25年、26年、27年の決算を見る限り、大変健全な経過をたどっております。私どもは、この推計によることによって値上げをするとか、しないかを決めることはできません。少なくとも決算で示された確実な数字によってしか判断できないのでございます。このことをまず申し上げたいと思います。

そして、この新配水場の問題も補正に出ましたけれども、27年4月には約4,000万円の予算で日水コンと契約が結ばれておりました。設計図もここでできておりました。しかし、議会の中で改めて要求しない限り、設計図も出てこない、この16億円のいわゆる積算根拠も示されないようでは、この審議の前提となる情報公開ができていないということになります。私は、このことを指摘しておきたいと思います。

また、下水道に関しては、総務省が平均家庭月3,000円を推奨するということでございましたけれども、地方分権の考え方からいっても自立した町を運営したいという町長の所信表明に照らしても、この総務省の推奨の額をそのまま町の値上げ幅とすることは私は納得できるものではありません。今町民には多くのいろんな声が出ています。高橋町長に期待する声、それが多くあるわけでございますけれども、この上下水道料金が値上げされると私たちの暮らしが今後悪くなっていくのではないか、そういう危惧が聞かれます。その声にも率直に耳を傾けていただきたいと思います。

以上のことを指摘して反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

6番、村松信一議員。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 議席番号6番、村松信一でございます。私は、平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定ほか全会計議案につきまして賛成の立場から討論に参加いたします。

今回の決算につきまして特筆すべき点について申し上げたいと思います。平成29年7月運用開始予定の共通番号制度システム導入に向けた改修、セキュリティ対策を講じながら機構改革による人事異動で新年度の通常業務に支障がないように府内システム管理運営に努められており、スムーズな運営ができておりました。町ホームページの改修では、担当課や小中学校において直接更新作業により、素早い情報を提供できるようになりました。税収についてでありますが、前年を1億3,000万円ほど下回りましたが、徴収率が0.15ポイント上回り、99.23%で不納欠損額も減少し、徴収努力の成果と評価できます。河川監視システムについては、4河川に監視カメラ、水位計が設置され、災害への早期対応と防災体制の強化が図られ

ました。

次に、子どもに対する医療費助成ですが、6年生まで入院給付の対象拡大がなされ、8月診療分からは、小学3年生まで外来分も給付対象となり、子育て世代の負担軽減につながっております。また、児童・生徒に対する経済支援の充実では、準要保護就学援助は、町独自の事業であり、支援の強化は、保護者に対する経済的支援となり得るものであります。

健康長寿関係について申し上げます。地方創生事業で取り組んだ新規事業であります岩手県の脳卒中死亡ワーストワンであることに鑑み、塩彩プロジェクトを立ち上げ、ナトリウムとカリウムを置きかえた健康食品試作の評価、検証されたことは、大きな成果であります。新規事業であります岩手医大、赤十字子ども病院での緊急医療、小児緊急医療、小児医療の各事業に対する運営費補助で矢巾町の負担額は、約1,569万円余であります。町民の緊急医療の体制が確保されております。継続事業であります不妊治療助成事業は、6件に助成され、さらに特定不妊治療については22件、延べ30件ありました。申請をされた方に朗報があつたとのことであり、まことにおめでとうございます。今後も成果をご期待申し上げます。

次に、地域包括支援センター運営、認知症施策総合事業の支援の事業であります。やさしさはばたく認知症支援ネットワークのわんわんパトロール隊の地域で自分らしく暮らし続ける活動が評価されまして、認知症の私と輝く大賞2016を受賞されました。また、認知症キャラバン隊23名によるサポーター養成講座は、27年末に3,011人に達し、大きな成果となっております。今後もサポーター皆様のご活躍にご期待申し上げます。

国の緊急雇用創出事業補助金を活用し、障がい者相談支援事業サポート事業は、障がいの方々のサービスケアプランを234名もの計画を作成され、相談員4名の雇用にもつながり、事業補助効果のあらわれであります。

公民館事業についてであります。昭和41年矢巾町公民館落成後、昨年50回を迎えて、10月の記念式典、芸術文化協会団体によるステージ発表は、芸術文化の意義を高めるものであります。矢巾町合併60周年記念式典で上映の徳丹城の理解を深めてもらうための3D映像は好評であります。農商工関係についてであります。農地中間管理事業の取り組みにより、農地の集約化、効率化がなされ、機能集約協力金の交付により農業者の経営安定が図られ、また矢巾集落営農応援事業により、播種機などを町単事業により導入し、集落営農推進の支援がなされております。

第6次産業化については、首都圏での販売会、商談会への参加など、個別指導など6回のセミナーを開催し、商品化に向け、具体的な活動により成果が出ております。南昌グリーン

ハイツの入館者がイベントの開催により昨年より1,000人増加し、1万人となり、イベントを企画、実施されました方々のご苦労に感謝申し上げます。

次に、道路関係についてであります。矢巾スマートインターの供用開始に向けて本体工事のため上下線とともに用地交渉が終了し、28年5月から本格的な工事に着手し、周辺道路整備の用地取得に向けた説明会なども実施され、今後は計画どおりの開通を待ち望むものであります。除雪については、昨年は暖冬により積雪が少なかったわけですが、例年に比べ圧雪とならないように細かに除雪をされておりました。

上下水道につきましては、有収率の向上のため老朽管の更新、漏水調査、夜間流量調査、毎月の検針により有収率が95.4%に向上しております。また、下水道管路長寿命化計画策定のため、各施設の点検、調査を行い、致命的な欠陥を発見する前に対策を講じる今後5年間の計画策定は、大規模な災害で施設や設備に被害を受けても早期に復旧できるような災害に対する対応は、町民の安心、安全につながるものであります。

以上であります、決算の事前質問に対する回答書を作成いただきました職員、関係者の皆様に対しましてお礼と感謝を申し上げ、賛成討論を終了いたします。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありますか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。討論に入ります前に、憲法9条、戦争の放棄、戦力の不保持及び交戦権の否認、憲法13条には、個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉、そして憲法25条には、生存権、国の公共的、社会的使命が書かれております。

私は、地方自治体として憲法9条や13条、25条を実現するためにも一部の大企業が潤う資本主義社会の典型となるような大型公共事業優先ではなく、基本的人権が優先される社会を目指すものと考えております。討論に入ります。

議案第61号、第62号、第63号、第64号に反対します。第1点目は、たび重なる労働基本法の改正により、非正規労働者や派遣労働者の増加により、生活保護基準以下で生活する労働者人口が多くなって、子どもの貧困が大きな問題になってきています。年々子どもの貧困化は、親が自分の子どもを虐待するような大きな問題も発生しております。平成27年度4月より矢巾町子ども・子育て支援事業計画新システムが稼働しました。このような状況の中で子どもの医療費を小学校3年生まで助成、拡大したことは評価します。しかし、人口増加を目

指すためにも次世代の親づくりという視点からもますます医療費助成拡大や保育料金の引き下げ、病児保育の拡充や就学援助制度の拡充など、子ども、子育て環境支援の充実が求められております。

2点目は、県央ブロックごみ広域推進協議会負担金、今進めている産業まつりでの環境衛生事業ごみ減量表彰や子ども会、自治会等の集団資源回収などのごみ減量政策に逆行的な政策と考えています。次世代を担う子どもたちの健康被害が拡大するなど、県央ブロック大型ごみ焼却場建設協議会からの脱退を求める。この計画は、平成25年に建設された今東徳田にある盛岡紫波環境施設組合の高温ガス化溶融炉を平成40年まで延命し、引き続き3市5町広域の焼却場1カ所に集めるというものです。現在、盛岡紫波環境施設組合の大型高融炉のごみ処理場は、稼働18年になりますが、煤塵、硫化酸化物、塩化水素水、窒素化合物など、燃やせばダイオキシンの発生なども含めて徐々に近郊の地域に蓄積してきます。このことは、健康、衛生問題も発生することが考えられます。盛岡地域の子どもたちの健康状態では、気管支ぜんそく等のアレルギー疾患の罹患率が上昇しています。燃やすごみの量が多くなるほど健康被害が明らかになってきます。県央ブロックごみ処理建設により見えない場所に1カ所で1日500トンのごみを処理する計画は、まだまだ燃やすごみ減量に取り組む模索が求められているのに、この町民への啓蒙等が見えなくなる。そういう政策です。ごみ処理の方法が今の計画が希薄になると見えています。また、町の財政を考える上では、この大型ごみ処理場建設は、シミュレーションでは、町内の隅々から焼却場までの運搬料金がどのようにかさむのか計算されておらず、運搬費用もはつきりされていません。明らかに経費がかさむことがわかります。特に県央ブロックごみ広域化推進協議会負担金は、平成26年には、2万円弱でしたが、平成27年度は403万円、平成28年度予算では505万円計上されて、年々増加して、今後も増加すると私は考えています。ごみの削減と循環の仕組みをつくることこそ持続可能な安心社会をつくる大前提と考えています。県央ブロック1カ所の大型ごみ処理場建設協議会負担金の削減は、今後の福祉教育の分野に活用することができますので、脱退をお願いします。

3点目は、国民健康保険会計や介護保険料、そして後期高齢者医療保険料等について、介護保険制度は、高い料金を年金から天引きし、いざ利用するときには、利用料金が介護度別に、介護度が高くなればなるほど高く設定されております。受け取る年金が少ない経済的に困難な高齢者には負担が大きいです。介護保険制度と後期高齢者医療制度、二、三年ごとに改定され、改定されるたびに保険料の算定は高くなるばかりです。これ以上介護保険料、後

期高齢者保険料は、負担するのは、国は自己責任、自助、公助と言いますが、このことも必要ですが、第一は障がい者、高齢者等に対する差別と私は考えています。以上から憲法13条、25条から弱い者いじめの政策だと考えております。

以上、討論に参加させていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に反対討論、賛成討論ござりますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第61号 平成27年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

議案第64号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立

により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

議案第65号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

議案第66号 平成27年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 平成27年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

議案第68号 平成27年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 平成27年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

○議長（廣田光男議員） ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

廣田議長を初め議員各位におかれましては、今月2日から本日まで20日間、まさに長丁場にわたりまして定例会9月会議、よく言われます決算議会におきまして、一般質問、そして私ども当局からご提案をさせていただきました各議案につきましてご可決を賜りましたことに改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

一般質問につきましては、村松信一議員、昆秀一議員、赤丸秀雄議員、そして高橋安子議員、米倉清志議員、川村よし子議員、山崎道夫議員、そして小川文子議員、藤原梅昭議員の9名の議員の皆さん方から大きく分けまして23項目にわたるご質問をいただいたわけでございますが、私どもは、そのご質問をいただきました内容につきましては、今後しっかりと取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、今後とも議員各位には大所高所の立場からご指導、ご助言賜りますようよろしくお願ひをいたします。

それから、各議案におきまして、報告が1件、諮問が1件、そして議案が20件の合合わせて22件にわたるそれぞれの議案の中で人権擁護委員の人事の関係では、藤沢の松館征雄さんを引き続きご推薦をいただきましたこと、そして教育長には越秀敏さん、教育委員には広宮沢の和田修さん、そして又兵エ新田の掛川はるなさんに、また固定資産評価審査委員には、煙山の佐々木隆さんに、それぞれ皆様方からご同意をいただきましたことに改めて感謝を申し

上げる次第でございます。

また、先ほどは予算決算専門委員会の山崎委員長さんからの審査報告にもございましたが、私どもそれぞれの7つの会計の補正予算、決算につきまして審査報告にございました附帯決議につきましても職員一丸となって今後取り組んでまいる覚悟でございますので、廣田議長さんを始め議員の皆様方におかれましては、どうか今後とも皆様方のご指導、ご助言をいただきますことを心からお願いを申し上げます。

また、今度の補正予算でもお願ひいたしたわけでございますが、凍結防止散布車の購入につきまして契約に関する議決、それからこのたびの8月30日の台風10号関連に対応させていただきました人件費等の補正予算も今後お願いすることになりますので、よろしくお願ひを申し上げるとともに、このたびの附帯決議にもございましたが、勢いのある町について全国に発信、PRに努められたいということで、きょうその意味では朗報がございまして、高校野球の秋季岩手県大会で不來方高校が花巻農業と対戦をいたしまして、6対4で勝ちました。そして今後山形での東北大会に出場が決定をなされたということで、まさに私どもにとりましては、この不來方高校のあすは決勝があるわけでございますが、ここまで来たのであれば、決勝も勝ち抜いて岩手県大会でぜひ優勝してもらいたいと、皆さんとともに必勝を期するようお願いを申し上げて私の御礼のご挨拶にかえさせていただきます。

本当に今議会ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） ただいま高橋町長からお礼の挨拶がありました、議長のシナリオには、今最後に入ったことが入っておりましたが、言われてしましました。そういうことで本当は総務課長に振るつもりでございましたけれども、本当に大変よかったですと思っております。

ここで暫時休憩をとります。

高橋町長ほか参与の方々は退席されて結構でございます。

午後 4時09分 休憩

午後 4時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

日程第12 発議案第12号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員）　日程第12、発議案第12号　矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番　川村農夫議員　登壇）

○9番（川村農夫議員）　発議案第12号　矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項の規定は、条例、予算など、議会の議決すべき事件を規定しておりますが、同条第2項では、そのほかに条例で別に地方公共団体に関する事件を定めることができるとされております。現在は、町の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更または廃止をすることを矢巾町議会の議決すべき事件として定めているところでありますが、新たに矢巾町農業ビジョン及び矢巾町都市計画マスタープランの2つの長期計画について策定、変更または廃止をすることを矢巾町議会の議決すべき事件として加えるものであります。

議会として立案過程から積極的に参加し、わかりやすく実効性の高い計画の策定を図り、町民の視点に立った透明性の高い行政の推進に資するべきものと考えるところであります。

なお、この条例の施行については、公布の日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第12号　矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員）　起立多数。

よって、発議案第12号　矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

については原案のとおり可決されました。

日程第13 発議案第13号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、発議案第13号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

5番、齊藤正範議員。

（5番 齊藤正範議員 登壇）

○5番（齊藤正範議員） 議席番号5番、齊藤正範です。発議案第13号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について提案理由を説明いたします。

提出については、請願を受けた、説明したとおりでありますけれども、意見書の内容について読み上げて提案したいと思います。

私学教育を充実・発展させるための意見書。私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在私立学校の経営基盤は、厳しい環境に置かれており、保護者の学費負担は、家計を大きく圧迫しています。また、生徒1人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べ低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費を初めとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。

過疎地域の私学学校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めるます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年9月21日、内閣総理大臣、安倍晋三殿。財務大臣、麻生太郎殿。文部科学大臣、松野博一殿。衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、伊達忠一殿。岩手県知事、達増拓也殿。衆議院議員、小沢一郎殿。同じく鈴木俊一殿。同じく黄川田徹殿。同じく階猛殿。同じく高橋比奈子殿。同じく橋本英教殿。同じく藤原崇殿。参議院議員、平野達男殿。同じく木戸口

英司殿。矢巾町議会議長、廣田光男。

以上でございます。

皆さんのご賛同をよろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第13号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第13号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第14 発議案第14号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会
の廃止について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、発議案第14号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第14号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

矢幅駅前地区土地区画整理事業は、平成18年に区画整理事業計画の県認可を受け、事業を展開し、平成27年度末をもって複合施設やばーくが完成し、事業の完了を迎えようとしております。議会では、町の玄関口として中心市街地にふさわしい町並み景観とともに、都市

基盤の整備を図り、質の高い公共サービスの提供に資するべく十分に見きわめていく必要があることから、平成21年9月の第3回議会定例会において最初に特別委員会が設置され、以来2回の改選の都度改めて特別委員会が設置されて調査、研究を行ってきたところあります。

このたび矢幅駅前地区土地区画整理事業がほぼ完了することに伴い、特別委員会の設置目的が終了したと判断されるため、今後の新しいまちづくりが展開されるよう、そして早期の事業完了を期待しながら特別委員会を廃止するものであります。

長年委員長を努められました長谷川委員長にご慰労を申し添えまして議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第14号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の廃止についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして9月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成28年矢巾町議会定例会9月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時32分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員